

第2次長野市障害者基本計画

令和3年度～令和8年度

第6期長野市障害福祉計画

第2期長野市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度



長野市



はじめに

長野市は、平成 23 年に「笑顔と元気がいっぱい！ 幸せ ながのプラン～長野市障害者基本計画～（平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 カ年計画）」を策定し、障害のある方への福祉施策を進めてまいりました。

この 10 年の間に、国では障害者基本法や障害者総合支援法の改正の他、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が制定されました。また、共生社会の実現と、障害のある人の自立や社会参加を支援する施策を推進するための障害者基本計画（第 4 次）が策定されました。

こうした背景を踏まえ、障害者施策の基本的な方向を定め、総合的かつ計画的な推進を図るため、この度、令和 3 年度から令和 8 年度までを計画期間とする、第 2 次長野市障害者基本計画を策定いたしました。

また、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの量の見込みや確保方策等を定める、障害福祉計画、障害児福祉計画と障害者基本計画の計画期間の終期が同じであったことから、障害者の地域移行や社会参加の促進のため必要となる障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援等の提供体制について定める、第 6 期長野市障害福祉計画及び第 2 期長野市障害児福祉計画は、第 2 次長野市障害者基本計画と一体的に策定を進めました。

今後は、これらの計画に基づき、「一人ひとりの尊重」、「包括的な支援の推進」、「地域で支え合う福祉の推進」を基本的視点とし、障害のある人が個性を存分に発揮し、活躍できる社会を目指して、障害者施策を推進してまいります。

これらの計画を実現していくためには、行政だけでなく、市民の皆様をはじめとして、関係機関や団体、企業などが互いに連携して取り組んでいくことが大切であると考えておりますので、皆様の一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり御尽力いただきました長野市障害ふくしネットの皆様をはじめ、アンケート調査や市民意見募集などで貴重な御意見・御提案をいただきました市民の皆様、本計画の策定に御協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 4 月

長野市長 加藤 久雄

目次

第1編 第2次長野市障害者基本計画	1
第1部 総論	3
第1章 計画策定にあたって	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	4
4 計画の推進	5
第2章 障害者（児）施策の動向	6
1 関連法令・制度の動き	6
2 長野県の取組	9
3 長野市における障害者施策の位置付け	9
第3章 障害のある人の状況	11
1 人口の推移	11
2 手帳所持者数・医療等受給者数	12
3 アンケート調査等結果の概要	17
第4章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本的な視点	19
3 基本目標・成果指標	20
4 施策体系	24
第2部 各論	27
第1章 障害に対する理解を深め、人権を守る	28
1-1 障害に対する理解の促進	28
1-2 障害者の権利擁護の推進	30
第2章 自立した生活・意思決定を支援する	34
2-1 相談支援体制の充実	34
2-2 情報提供・意思疎通支援の充実	37
2-3 暮らしの場・障害福祉サービス等の充実	39
2-4 障害のある子どもに対する支援の充実	42
2-5 長野市障害ふくしネットとの協働	44
第3章 個性を伸ばし、生きる力を育む	45
3-1 インクルーシブ教育システムの推進	45
3-2 早期療育・発達支援の充実	48
第4章 雇用・就労、経済的自立を支援する	50
4-1 障害者雇用の促進と就労支援の充実	50
4-2 福祉的就労の充実	52
4-3 所得保障・経済的負担の軽減	54

第5章 社会参加を促進する	55
5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実	55
5-2 外出支援・移動手段の確保・充実	57
第6章 母子保健・健康づくりの充実	59
6-1 母子保健事業の充実	59
6-2 健康づくりの充実	60
第7章 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる	62
7-1 防災・防犯対策の強化	62
7-2 新興感染症への対策	64
7-3 バリアフリーの推進	65
7-4 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進	67
第 2 編 第6期長野市障害福祉計画 第2期長野市障害児福祉計画	71
第1章 計画策定に当たって	73
1 計画の概要	74
(1) 計画策定の趣旨	74
(2) 計画の位置付け	74
(3) 計画期間	74
2 計画の基本的な方向	75
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	75
(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実	75
(3) 地域生活への移行と継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ...	75
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	76
(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援	76
(6) 障害福祉サービスを担う人材の確保	76
(7) 障害者の社会参加を支える取組の促進	76
3 障害のある人の状況	77
(1) 長野市の人口・世帯の推移	77
(2) 障害者手帳所持者・障害児等の状況	78
(3) 障害福祉サービス等の利用状況	85
4 サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向	86
(1) 障害者の利用ニーズ	86
(2) 障害児の利用ニーズ	87
(3) 関係団体等からみる利用ニーズ	87
(4) 事業所調査からみる今後の事業展開	89
5 前期計画における成果目標の達成状況	90
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進	90
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	91
(3) 地域生活支援拠点等の整備	91
(4) 福祉施設から一般就労への移行促進	92

(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....	93
第2章 成果目標及び活動指標.....	95
(1) 施設入所者の地域への移行.....	96
(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	97
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	99
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	100
(5) 障害児支援の提供体制の整備.....	103
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	105
(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築.....	106
第3章 障害福祉サービス等の見込み量と確保の方策.....	107
1 障害福祉サービス等の体系と見込み量推計の考え方.....	108
(1) 障害福祉サービス等の体系.....	108
(2) 見込み量推計の考え方.....	108
2 見込み量と確保の方策.....	109
(1) 訪問系サービス.....	109
(2) 日中活動系サービス.....	111
(3) 居住系サービス.....	115
(4) 相談支援・地域生活支援拠点.....	116
(5) 障害児通所支援・相談支援.....	118
(6) 発達障害者等に対する支援.....	121
(7) 地域生活支援事業（必須事業）.....	121
(8) 地域生活支援事業（任意事業）.....	126
第4章 その他の事項.....	129
(1) 障害者等に対する虐待の防止.....	130
(2) 意思決定支援の促進.....	130
(3) 社会参加等の促進.....	130
(4) 障害を理由とする差別の解消の促進.....	131
(5) 障害福祉サービス提供事業所における利用者の安全確保.....	131
第5章 計画の推進.....	133
1. 推進体制.....	134
(1) 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携.....	134
(2) 障害福祉サービスの円滑な提供.....	135
(3) 庁内関係課との連携.....	135
(4) 関係機関との連携.....	135
(5) 質の高い事業運営.....	135
(6) 市独自の障害者支援策の研究.....	135
(7) 国や県、近隣市町村との連携.....	136
(8) 福祉人材の育成推進.....	136
2. 進捗管理.....	137
(1) 計画の進捗管理手法について.....	137

(2) 庁内の連携体制について	137
資料編	139
1 長野市社会福祉審議会等	140
(1) 社会福祉審議会条例	140
(2) 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿	143
(3) 長野市障害者基本計画庁内推進会議要綱	145
(4) 開催経過	148
2 用語解説	150

第 **1** 編

第2次長野市障害者基本計画

令和3年度～令和8年度

第1部

総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

長野市（以下、本市という）では、平成23年度を初年度とする「笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン～長野市障害者基本計画～」において、「一人ひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す」を基本理念とし、その実現に向けた取組を推進してきました。平成27年度には、取組状況を点検・評価するとともに、社会環境の変化や関連法令・制度等の動きも踏まえた中間見直しを行い、平成28年4月に「長野市障害者基本計画 [中間見直し版]」を策定しています。

この「長野市障害者基本計画 [中間見直し版]」が令和2年度で計画期間を終了することから、新たな「長野市障害者基本計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画です。

また、本市市政の最上位計画となる「第五次長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、「長野市地域福祉計画*」をはじめ、関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

3 計画期間

計画期間は、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定年次と合わせ、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長野市障害者基本計画	令和3年度～令和8年度					
第6期障害福祉計画	令和3年度～令和5年度			第7期		
第2期障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度			第3期		

4 計画の推進

(1) 推進体制

①長野市障害ふくしネット等との連携・協働

長野市障害ふくしネットは、本市が設置する協議会であり、長野市に居住する障害のある人の福祉、就労、保健・医療等の関係者による連携及び支援体制の整備について協議を行うネットワーク組織です。本計画の推進にあたっては、長野市障害ふくしネットをはじめ、当事者団体や地域のボランティア団体、NPO等との連携・協働により、障害のある人に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

②庁内組織及び県・関係機関等との連携の強化

本計画は、保健・医療・福祉・雇用・教育等、幅広い分野に渡るため、長野市障害者基本計画庁内推進会議において、全庁的な調整を図りつつ、庁内関係各部署との連携を強化し、総合的かつ切れ目のない支援を推進します。

また、障害のある人への支援については、高い専門性が必要となることから、県及び関係機関等との連携を強化し、情報共有を図りながら、効果的な施策の推進を図ります。

(2) 進捗管理

本計画の着実な推進を図るため、長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において、施策・事業の進捗状況について毎年度点検・評価を行い、施策・事業の改善等につなげていくこととします。

第2章 障害者（児）施策の動向

1 関連法令・制度の動き

（1）障害者権利条約の批准

我が国では、平成26年1月に「障害者権利条約」に批准し、同年2月より効力が生じています。

条約では、第1条において「全ての障害者*によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的として定め、第2条では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義し、第5条で、締結国に対し、「障害に基づくあらゆる差別を禁止すること」や、「合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置」を求めています。

国が平成29年度に策定している「障害者基本計画（第4次）」は、条約との整合性を確保するものとなっています。

（2）障害者基本法の改正

国は、平成23年7月、「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障害の有無にかかわらず等しく基本的な人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者基本法の一部を改正し、同年8月に施行しました。

改正では、障害者の定義を見直したほか、障害者や障害児*が可能な限りその身近な場所において、医療、介護やリハビリテーション*、療育等の支援を受けられるよう必要な施策を行うこと、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図ること、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を適切に行うこと、災害時の安全確保のために必要な情報提供を行うこと、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を行うことなどが追加されています。

（3）障害者総合支援法*の改正

平成25年4月、これまでの「障害者自立支援法」が見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改称されたほか、障害者の範囲への難病*の追加、「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更等が行われています。

平成28年5月には、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等を目的とした改正が行われ、平成30年4月から施行されています。

（４）障害者虐待防止法の制定

深刻化している家庭や施設、職場での障害者*に対する虐待を防ぐことを目的とした「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されています。

同法では、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、養護者（親等）による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、養護者（親等）の許可がなくても自治体の職員が自宅に立ち入ることを認めることや、自治体が虐待に関する相談窓口を整備することを義務付けることなどが盛り込まれています。

（５）障害者差別解消法の制定

「障害者権利条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

（６）発達障害者支援法の改正

平成17年の発達障害者支援法の制定から約10年が経過し、その間、障害者基本法の改正（平成23年）をはじめ、各法制度において発達障害*が位置づけられてきています。

平成28年5月には、今後、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われ、ライフステージ*を通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援を推進しています。

（７）障害者雇用促進法の改正

平成25年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が平成28年4月から施行され、雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度からは法定雇用率*の算定基礎に精神障害者が加わることになりました。

（８）障害者基本計画（第4次）の策定

国は、障害者基本条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されている「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」とする目的の達成に向けて、平成30年度を初年度とする「障害者基本計画（第4次）」（以下、基本計画という。）を策定しました。

併せて、基本計画では、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病*のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- ・障害者*施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

また、基本計画では、各分野に共通の横断的な視点及び各分野における障害者施策における基本的な方向を示しています。

（各分野に共通する横断的な視点）

- ① 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ② 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ*の向上
- ③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ④ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤ 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ⑥ P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

（各分野の障害者施策における基本的な方向）

- 1 安全・安心な生活環境の整備
- 2 情報アクセシビリティ*の向上及び意思疎通支援の充実
- 3 防災、防犯等の推進
- 4 差別の解消、権利擁護*の推進及び虐待の防止
- 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 6 保健・医療の推進
- 7 行政等における配慮の充実
- 8 雇用・就業、経済的自立の支援
- 9 教育の振興
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11 国際社会での協力・連携の推進

2 長野県の取組

長野県は、平成30年3月に長野県障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を一体化した「長野県障がい者プラン2018」を策定しています。

「長野県障がい者プラン2018」では、その基本理念を「障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。」とし、以下を重点的に取り組む施策として掲げています。

（重点的に取り組む施策）

①障がいへの理解と権利擁護*の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

②地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。

③社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

④多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病*、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

3 長野市における障害者施策の位置付け

本市市政の最上位計画となる「第五次長野市総合計画」は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とし、まちの将来像を「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」として、その実現に向けて7つの分野において目指す方向と政策・施策を示しており、障害者施策については、このうち4つの分野で言及しています。

保健・福祉分野では、人にやさしく 人がいきいき暮らすまち「ながの」を目指し、だれもが自分らしく暮らせる社会の形成に向けて、「障害者（児）福祉の充実」を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

（主な取組）

- ・障害のある人のニーズに応じた多様な障害福祉サービス*を提供するとともに、社会参加を支援します。

- ・障害や障害のある人に関する理解を促進し、障害者*差別解消に向けた取組を推進します。
- ・子どもの障害の早期発見や切れ目のない相談支援に取り組みます。

教育・文化分野では、豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」を目指し、スポーツを軸としたまちづくりを推進するため、だれもがスポーツを楽しめる環境づくりの推進を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

（主な取組）

- ・障害者のスポーツ参加の機会拡大やだれもが使いやすい環境づくりを推進します。

産業・経済分野では、産業の活力とにぎわいのあふれるまち「ながの」を目指し、安定した就労を促進するため、就労の促進と多様な働き方の支援を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

（主な取組）

- ・仕事と子育ての両立支援や障害者、シニア世代の就労確保等を推進します。

都市整備分野では、快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」を目指し、いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりを推進するため、多世代のだれもが暮らしやすいまちづくりの推進を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

（主な取組）

- ・ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー*化を進めます。

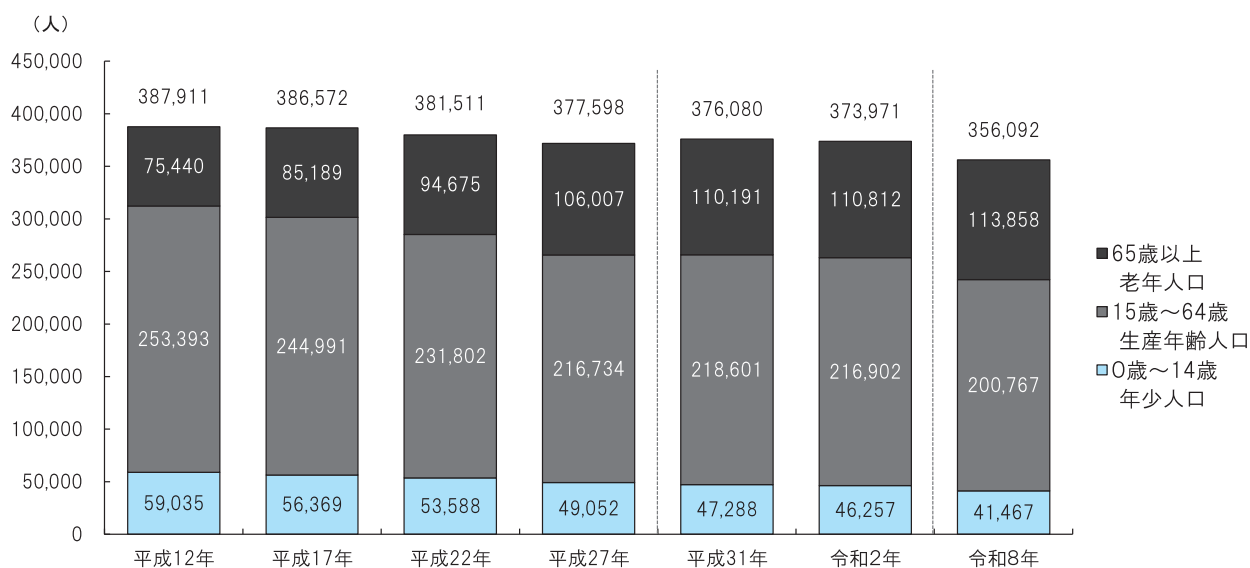
第3章 障害のある人の状況

1 人口の推移

本市の人口は、平成17年をピークに減少傾向にあり、令和2年4月1日現在で373,971人となっています。

年齢3区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加しており、少子高齢化が進行している状況にあります。今後もこの傾向が進み、本計画の最終年度となる令和8年には、高齢化率が約32%まで上昇すると見込まれています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



※平成12年から平成27年までは、国勢調査（各年10月1日現在）、平成31年及び令和2年は、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）、令和8年は、長野市企画課の推計値。

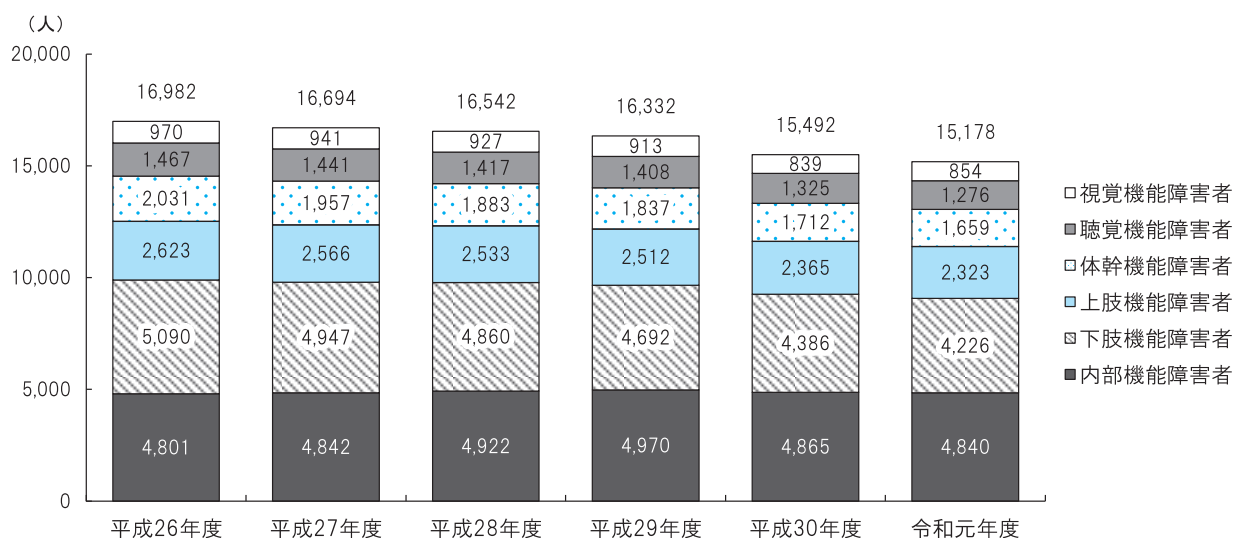
2 手帳所持者数・医療等受給者数

(1) 身体障害者

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和元年度末時点で 15,178 人となっています。

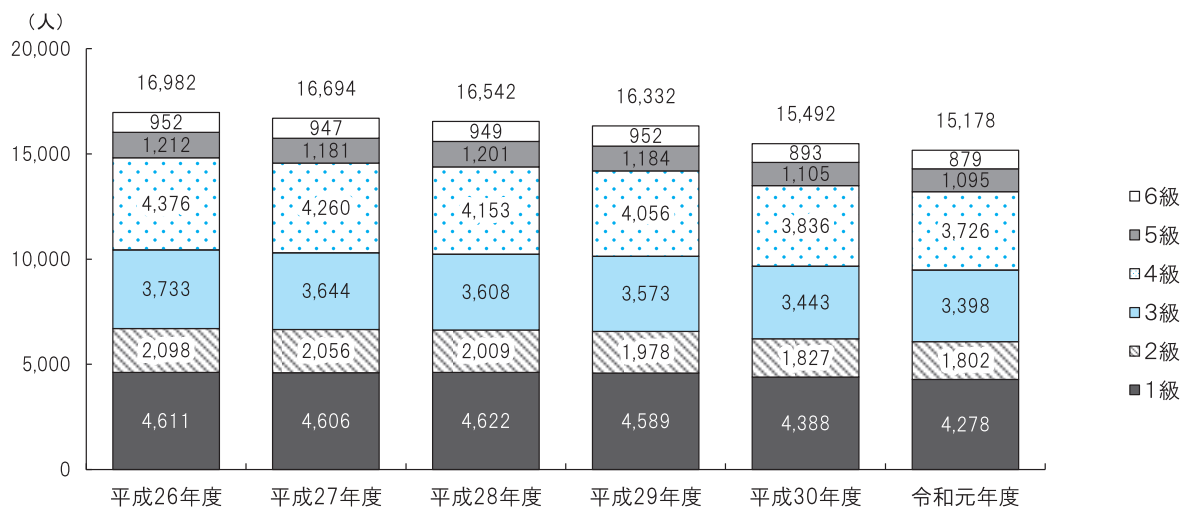
① 障害種別 手帳所持者数の推移

手帳所持者数では、下肢機能障害者、体幹機能障害者、上肢機能障害者が大きく減少しています。障害の種類別にみると、内部機能障害者、下肢機能障害者の割合が高くなっています。



② 等級別 手帳所持者数の推移

等級別にみると、1級及び4級の割合が高くなっています。



③ 年齢別・等級別 手帳所持者数（令和元年度）

令和元年度末時点の年齢別・等級別所持者数をみると、65歳以上の所持者の割合が、全体の約3/4を占めています。また、年齢が低いほど、1～3級までの割合が高くなっています。

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0～5歳	12	14	11	5	0	1	43
6～14歳	55	34	27	11	4	4	135
15～17歳	16	17	7	7	6	3	56
18～19歳	9	11	9	5	1	2	37
20～39歳	178	115	93	71	43	43	543
40～49歳	231	119	106	144	67	30	697
50～59歳	373	196	173	261	145	83	1,231
60～64歳	259	112	167	225	100	39	902
65～74歳	983	372	706	852	270	144	3,327
75歳以上	2,162	812	2,099	2,145	459	530	8,207
合計	4,278	1,802	3,398	3,726	1,095	879	15,178

④ 等級別・原因別 手帳所持者数（令和元年度）

令和元年度末時点の等級別・原因別所持者数をみると、後天的疾患が全体の約9割を占めています。先天的疾患では、1・2級の割合が高くなっています。

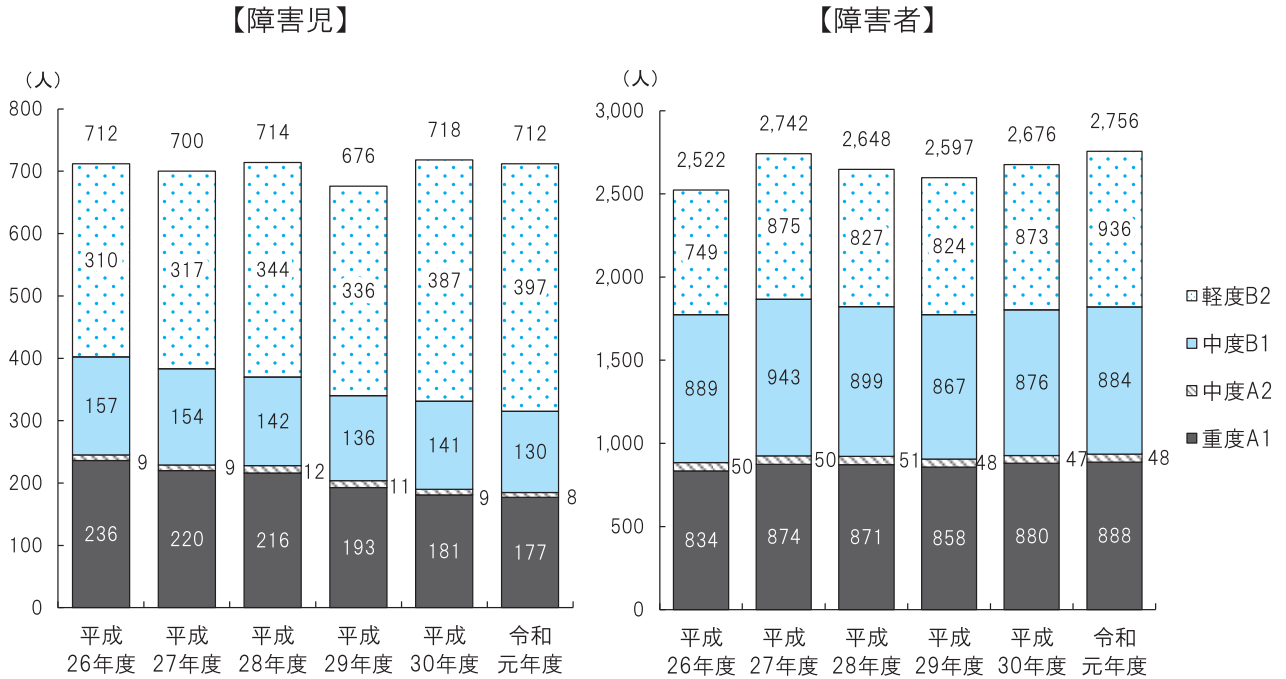
原因	1・2級	3・4級	5・6級	合計
交通事故	62	73	57	192
労働災害	20	40	38	98
その他の事故	46	157	90	293
戦傷・戦病	0	2	1	3
戦災	1	2	1	4
先天的疾患	606	375	136	1,117
後天的疾患	5,345	6,475	1,651	13,471
合計	6,080	7,124	1,974	15,178

(2) 知的障害者

本市の療育手帳*所持者数は、概ね横ばいで推移しており、令和元年度末時点で、18歳未満の障害児*が712人、18歳以上の障害者*が2,756人となっています。

① 程度別 手帳所持者数の推移

等級別にみると、障害児では重度A1、中度B1が減少し、軽度B2が増加しています。



② 程度別・年齢別手帳所持者数（令和元年度）

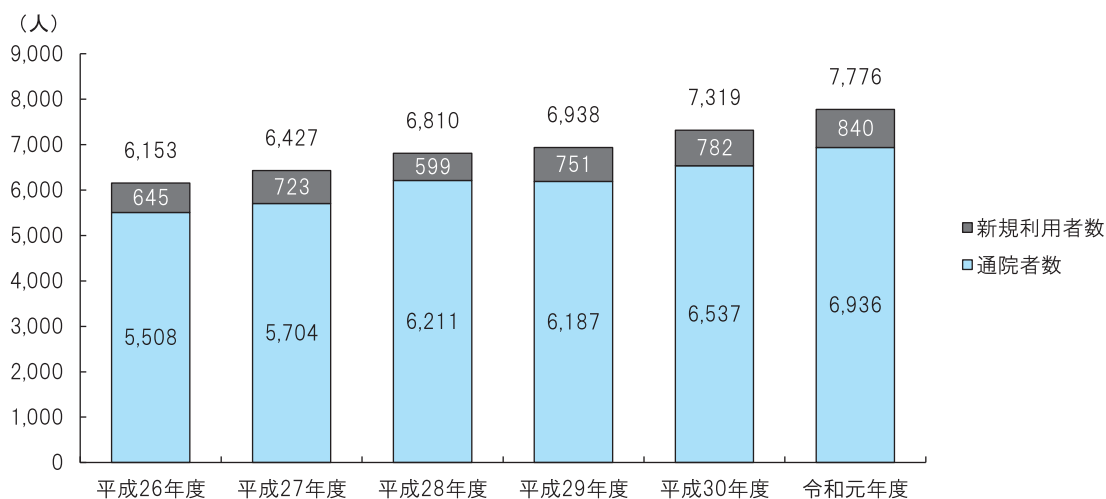
令和元年度末時点の程度別・年齢別所持者数をみると、18歳未満では、他の年代に比べて軽度の割合が高くなっています。

年齢	重度	中度	軽度	合計
0～5歳	20	20	57	97
6～14歳	103	85	221	409
15～17歳	54	33	119	206
18～19歳	47	33	87	167
20～39歳	438	336	481	1,255
40～49歳	155	195	164	514
50～59歳	118	123	101	342
60～64歳	34	78	35	147
65～74歳	57	111	39	207
75歳以上	39	56	29	124
合計	1,065	1,070	1,333	3,468

(3) 精神障害者

① 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

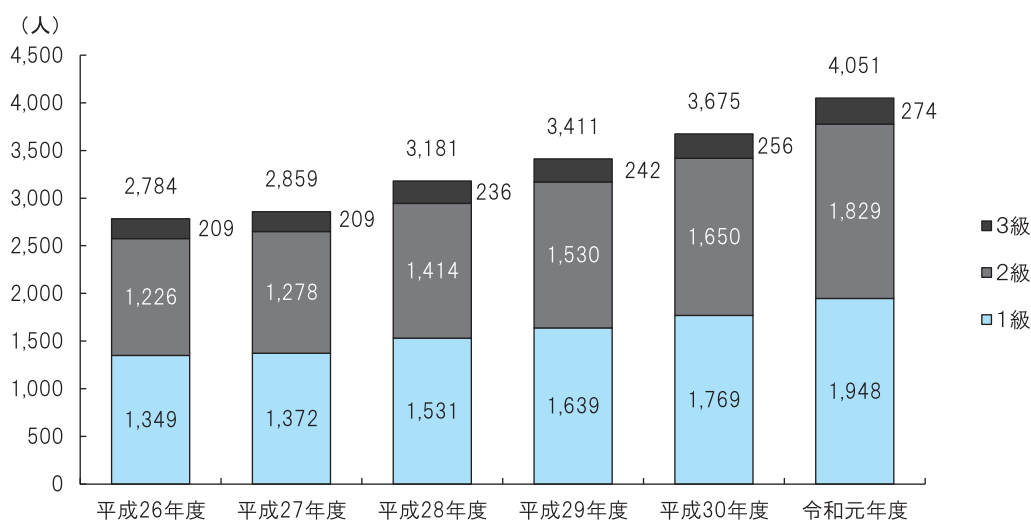
本市の自立支援医療（精神通院）受給者は、増加傾向にあり、令和元年度末時点で7,776人となっています。



② 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年度末時点で4,051人となっています。

等級別にみると、1級が約5割、2級が4割強を占めています。



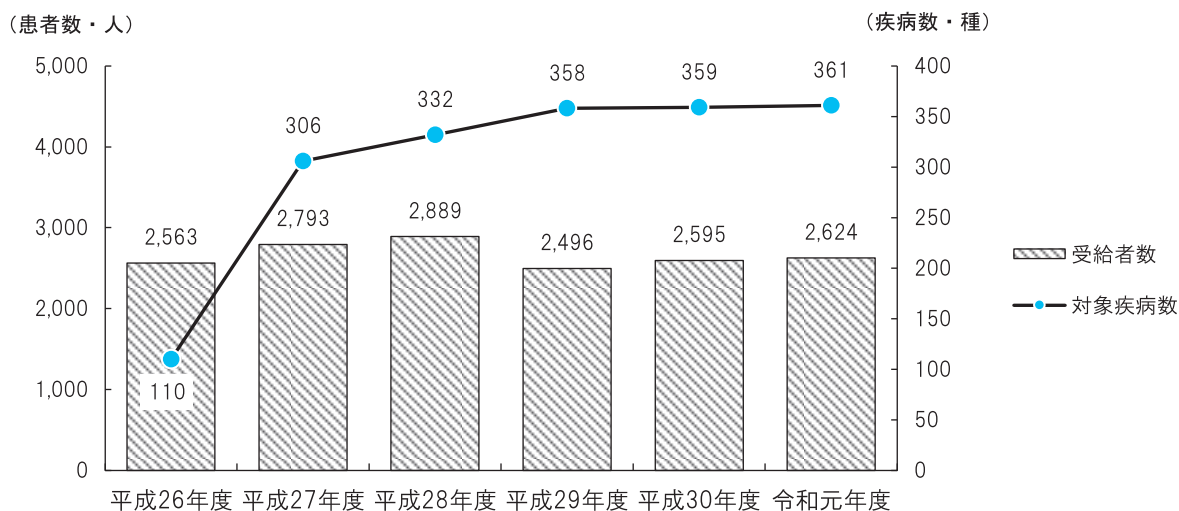
③ 年齢別・等級別 手帳所持者数（令和元年度）

令和元年度末時点の年齢別所持者数をみると、40～64歳の所持者が、全体の5割強を占めています。

年齢	1級	2級	3級	合計
0～19歳	69	100	26	195
20～39歳	521	506	74	1,101
40～64歳	997	997	151	2,145
65歳以上	361	226	23	610
合計	1,948	1,829	274	4,051

（4）指定難病*患者

平成26年度から27年度にかけて、対象疾病数は、大幅に増加しましたが、新しく指定を受けた各疾病の患者数が少なく、特定医療費助成事業受給者数は、疾病数の増加率を下回っており、その後、受給者数は、概ね横ばいで推移し、令和元年度末時点で2,624人となっています。



3 アンケート調査等結果の概要

(1) 調査目的

計画の策定にあたり、市民の意識や障害のある人の生活実態、要望等を把握することを目的に、アンケート調査や団体ヒアリングを実施しました。アンケート調査の結果については、第2編各論の中にお示ししています。

(2) 調査概要

- ① 調査地域：長野市全域
- ② 調査対象：市民・障害者*・障害児*（保護者）・障害当事者団体・障害福祉サービス*事業者
- ③ 調査期間：市民・障害者・障害児（保護者） 令和元年8月13日～令和元年9月2日
障害当事者団体 令和元年10月10日～令和元年11月6日
障害福祉サービス事業者 令和元年12月19日～令和2年1月15日
- ④ 調査方法：郵送配布・回収

（配布対象障害者内訳）

種別 年齢	知的	精神	自立支援医療 （精神通院） 受給者	身体			合計
				右以外	聴覚障害	視覚障害	
18～19歳	43	14	25	8	2	0	92
20～39歳	182	166	138	67	10	5	568
40～49歳	76	157	124	89	7	5	458
50～59歳	55	140	96	168	13	12	484
60～64歳	26	54	39	138	6	11	274
65～74歳	32	80	62	484	21	24	703
75～（79）歳	11	23	19	329	23	16	421
合計	425	634	503	1,283	82	73	3,000

（配布対象障害児内訳）

種別 年齢	知的	精神	自立支援医療 （精神通院） 受給者	身体			合計
				右以外	聴覚障害	視覚障害	
0～5歳	66	1	0	15	7	1	90
6～14歳	168	32	6	36	8	1	251
15～17歳	91	24	28	12	3	1	159
合計	325	57	34	63	18	3	500

(3) 回収結果

区 分	配布数（票）	有効回収数（票）	回収率（％）
市 民	1,000	551	55.1
障害者*	3,000	1,757	58.6
障害児* （回答者：保護者）	500	257	51.4
障害当事者団体	15	12	80.0
障害福祉サービス*事業者	73	45	61.6
合 計	4,588	2,622	57.1

(4) 団体ヒアリングの実施

団 体 名
（社福）長野市身体障害者福祉協会
長野市肢体不自由児者父母の会
長野市視覚障害者福祉協会
長野市聴覚障害者協会
長野社会復帰促進会
長野市手をつなぐ育成会
ダウン症ひまわりの会

※順不同

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人もない人も、すべての人が個性や能力を活かして自由に活動し、
お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指す。

国は、障害者権利条約に掲げられている障害者*の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するといった理念に則し、障害者基本法及び障害者基本計画を改正しています。

改正された障害者基本計画（第4次）には、その基本理念として、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念に即し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。

また、このような社会の実現に向け、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする」ともしています。

これらを踏まえ、本計画においては、標記のとおり基本理念を定め、その実現に向けた施策を展開することとします。

2 基本的な視点

基本理念の実現に向けた施策の展開にあたり、以下の基本的視点に立った施策を推進します。

視点1 一人ひとりの尊重

障害のある人やご家族の状況及び要望等を的確に把握し、必要な支援が適切に提供できる施策展開を図ります。

視点2 包括的な支援の推進

保健・福祉をはじめ、教育や労働、法律、医療、生活環境等の関連する各分野の関係者が、緊密に協力・連携しながら、総合的な施策を展開し、切れ目のない包括的な支援を推進します。

視点3 地域で支え合う福祉の推進

障害当事者や事業者、行政のみならず、地域で活動するボランティアや様々な関係組織・団体との協働による施策を推進します。

3 基本目標・成果指標

すべての人が個性や能力を活かして、互いに尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指して、次に掲げる7つの基本目標を設定します。また、成果指標については、アンケート結果から現状値が把握できる項目として設定します。

基本目標1 障害に対する理解を深め、人権を守る

市民の障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別や虐待、社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利を守り、人権が尊重される地域社会をつくります。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害者差別解消法の市民の認知度		22%	30%以上
障害者虐待防止法の市民の認知度		18%	30%以上
内容	市民アンケートで、「障害者虐待防止法、障害者差別解消法を知っていますか」の問いに対して、「内容を知っている」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果と比較し、障害者差別解消法の認知度は17ポイント上昇し、障害者虐待防止法は横ばいでしたが、障害者差別解消法は前回調査が法律（H28年4月）の施行前であったことも鑑み、新たに目標値を設定し、30%以上を目指します。		

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
市民と障害のある人との関わり		17%	26%以上
内容	市民アンケートで、「直近の1年間に障害のある人と一緒に活動したことがある」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果と比較し、横ばいであるため、前基本計画目標値の26%以上を目指します。		

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害に対する市民の理解や社会的支援の進捗度		35%	44%以上
内容	障害者アンケートで、「障害に対して、市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいると思いますか」の問いに対して、「進んでいる」、「多少進んでいる」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H29年の前障害福祉計画策定時のアンケート結果と比較し、横ばいであるため、前基本計画目標値の44%以上を目指します。		

基本目標2 自立した生活・意思決定を支援する

身近な地域で、障害のある人が必要なサービスを受けることのできる相談体制の充実を図り、自らの意思決定に基づき、地域において自立した生活が送れるよう支援します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害者*に対する相談体制の充実度		15%	37%以上
内容	障害者アンケートで、「困ったときの相談体制」に対して、「満足している」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果と比較し、10ポイント下降しているため、前基本計画目標値の37%以上を目指します。		

基本目標3 個性を伸ばし、生きる力を育む

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育・保育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、一人ひとりの特性に応じた教育・保育を受けることができる環境を整備します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害児*の教育・育成に対する満足度		15%	22%以上
内容	障害児（保護者）アンケートで、「障害のある子どもの教育・育成」に対して、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H29年の障害福祉計画策定時のアンケート結果と比較し、4ポイント上昇しているため、今後、1年で1ポイントの上昇を見込み、22%以上を目指します。		

基本目標4 雇用・就労、経済的自立を支援する

障害のある人が意欲や適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、所得の向上及び経済的負担の軽減を図ることにより、経済的自立を支援します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害者の就労者数の増加率	身体障害者	36%	47%以上
	知的障害者	20%	23%以上
	精神障害者	24%	31%以上
内容	障害者アンケートで、「現在働いていますか」の問いに対し、「会社などで正社員・正職員として働いている」、「会社などでアルバイト・パートの社員・職員として働いている」と回答した60歳未満の人の割合		

目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果と比較し、身体障害者では6ポイント下降、知的障害者では2ポイント上昇、精神障害者では10ポイント上昇しているため、身体障害者及び知的障害者は、前基本計画目標値を、精神障害者は、今後、1年で1ポイントの上昇を見込み、31%以上を目指します。
-----------	--

基本目標5 社会参加を促進する

文化芸術、スポーツ活動等への参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにし、体力の強化や交流、余暇の充実等を図るとともに、社会参加を促進するための外出・移動手段を確保します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
スポーツへの参加頻度	障害者*	16%	23%以上
	障害児*	31%	38%以上
趣味等の文化・芸術活動への参加頻度	障害者	24%	31%以上
	障害児	28%	35%以上
内容	障害者、障害児（保護者）アンケートで、「最近どのような社会参加をしていますか」の問いに対し、「スポーツ」、「趣味などの文化・芸術活動」を「よくしている」、「たまにしている」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果では、「スポーツ、レクリエーション、趣味等の活動」への参加頻度の問いに対し、障害者が47%、障害児が44%でした。今後、1年で1ポイント以上の上昇を目指します。		

基本目標6 母子保健・健康づくりを支援する

各種健診・教室等を通じて、疾病の早期発見、早期対応を図るとともに、障害の原因となる生活習慣病の予防や心の健康づくりの取組を推進します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害児の保健・医療サービスに対する満足度		11%	18%以上
内容	障害児（保護者）のアンケートで、「保健・医療」に対して、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H29年の障害福祉計画策定時のアンケート結果と比較し、2ポイント上昇しているため、今後、1年でポイントの上昇を見込み、18%以上を目指します。		

基本目標7 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

障害のある人を地域ぐるみで支え、見守る体制づくりや安全・安心して生活できる環境の整備を推進します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害のある人のまちづくりに対する満足度	障害者*	37%	50%以上
	障害児*	33%	50%以上
内容	障害者、障害児（保護者）のアンケートで、「外出時に困っていることや、外出できない、外出したくない理由は何ですか」の問いに対し、「特に困っていることはない」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H29年の障害福祉計画策定時のアンケート結果と比較し、障害者が3ポイント、障害児が10ポイント上昇しているため、前基本計画目標値の50%以上を目指します。		

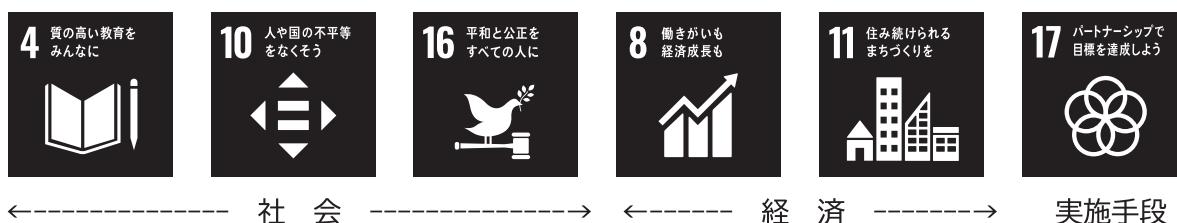
その他の目標 SDGsの達成に向けて

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」の趣旨を理解し、SDGs達成に向けた取組みを推進します。

SDGsの推進により、今の市民も未来の市民も住みよい持続可能なまちづくりを実現します。

第五次長野市総合計画においては、各政策をSDGsの定める17のゴールと関連付けており、本計画は第5次長野市総合計画と整合を図っていることから、本計画の目標を実現することで、17のゴールのうち、「教育」、「不平等」、「平和」、「経済成長と雇用」、「持続可能な都市」の目標達成に寄与します。

※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成を目指した国際目標です。経済、社会、環境の三側面の統合的な取組により、利益が相反する問題の緩和、行政の効率化・活性化など相乗効果があります。



4 施策体系

基本目標1 障害に対する理解を深め、人権を守る

- 1-1 障害に対する理解の促進
- 1-2 障害者の権利擁護*の推進

基本目標2 自立した生活・意思決定を支援する

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 情報提供・意思疎通支援の充実
- 2-3 くらしの場・障害福祉サービス等の充実
- 2-4 障害のある子どもに対する支援の充実
- 2-5 長野市障害ふくしネットとの協働

基本目標3 個性を伸ばし、生きる力を育む

- 3-1 インクルーシブ教育*システムの推進
- 3-2 早期療育・発達支援の充実

基本目標4 雇用・就労、経済的自立を支援する

- 4-1 障害者雇用の促進と就労支援の充実
- 4-2 福祉的就労の充実
- 4-3 所得保障・経済的負担の軽減

基本目標5 社会参加を促進する

5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実

5-2 外出支援・移動手段の確保・充実

基本目標6 母子保健・健康づくりを支援する

6-1 母子保健事業の充実

6-2 健康づくりの充実

基本目標7 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

7-1 防災・防犯対策の強化

7-2 新興感染症への対策

7-3 バリアフリー*の推進

7-4 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ
一体的な推進

重点的に取り組む施策

- ① 地域共生社会の実現を目指して、障害に対する理解を深め、障害者の権利を擁護する取組の推進
- ② 障害者自らの意思決定に基づき、安心して生活を送るためのくらしの場・障害福祉サービス基盤の整備
- ③ 障害のある人の就労支援、スポーツ、文化芸術活動等の社会参加の促進
- ④ 発達障害*等の特性を有する児童生徒に対する支援や多様な教育・保育ニーズに応じた取組の充実

第2部

各論

第1章 障害に対する理解を深め、人権を守る

1-1 障害に対する理解の促進

[現況と課題]

障害の有無や程度にかかわらず、共に生活していくためには、個性や違いを認め合い、相互に理解を深めていく必要があります。

市民に対するアンケート調査の結果では、この1年間で障害者と一緒に活動したことがある人は、2割に満たず、約8割の人が「活動したことはない」と回答しています。その理由として、「障害のある人が身近にいなかったから」が約8割と最も高く、一方で活動をしたことがある人のきっかけは、「学校または職場が一緒だったから」という回答の割合が最も高くなっており、障害者と市民との交流が少なく、理解を深める機会がない状況がうかがえます。

また、障害に対する理解を深めるために必要なことについては、障害者、障害児*ともに「学校における福祉教育の充実」の割合が最も高く、一方、市民は「小さな頃から障害の有無にかかわらず、普通にふれあうように努める」の割合が最も多くなっていて、子どもの頃から交流する機会を持つことが、障害に対する理解の促進には、重要と考えられていることがうかがえます。

このほか、4割以上の市民が「相談や安否確認、話し相手」、「身の周りの援助」等のボランティア活動への参加の意向を示しています。

今後も関係機関・団体等と連携しながら、様々な交流や体験等を通して、障害に対する理解を深めるための福祉教育、啓発活動の充実を図るとともに、ボランティア活動への参加促進を図るなど、障害の有無にかかわらず、相互に支え合う意識を醸成していくことが必要です。

[施策の方向性]

(1) 福祉教育・啓発活動の充実

- 「障害者週間*」や各種研修・講演会の開催、リーフレットの作成・配布など様々な機会を通じて、障害に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 障害者団体や障害者施設等が行う啓発に対し、活動の機会や場所の提供、活動の周知などの支援を行います。
- 精神障害や発達障害*についての理解をさらに促進するため、民生委員・児童委員*や児童・生徒、教員を対象とした障害当事者やその家族等による研修の機会の充実を図ります。

■目標設定事業

1111	長野市障害者にやさしいお店登録制度（新規）	担当課	
概要	障害のある人を特別視することなく、障害のある人が安心してサービスを利用できる「心のバリアフリー*」の気持ちのある店を「長野市障害者にやさしいお店」として登録し、障害のある人の社会参加を促進します。	障害福祉課	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	登録店数	67店	1,000店

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1112	障害者週間事業	継続	障害福祉課
1113	社会活動支援事業	継続	障害福祉課
1114	障害理解に関するリーフレットの配布	継続	障害福祉課

(2) 多様な交流機会の拡充

- 地域活動やイベント等における交流を通じて、障害に対する理解促進を図ります。
- 児童発達支援事業所や保育所、幼稚園、学校等における障害児*と児童・生徒との日常的な交流機会の充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1121	障害児親子交流体験	継続	保育・幼稚園課
1122	心身障害児親子交流保育事業	継続	保育・幼稚園課
1123	障害者施設の開放・地域交流	継続	障害福祉課

(3) ボランティア活動機会の充実

- 障害のある人を含め、地域に暮らす人々が相互に交流し、理解を深め、支え合えるよう、障害者団体などの関係機関が開催する各種講座、研修会の周知などの支援を行います。
- 社会福祉協議会*と連携し、障害者支援のボランティア活動をしたい人と、手助けが欲しい受け入れ側との橋渡しやコーディネート機能の強化を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1131	ボランティア・地域づくり講座	継続	福祉政策課（社協）
1132	ボランティアセンター事業	継続	福祉政策課（社協）
1133	地域福祉推進事業	継続	福祉政策課

1-2 障害者の権利擁護*の推進

[現況と課題]

誰もが地域で主体的で豊かな生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が守られなければなりません。

平成24年には「障害者虐待防止法」が施行され、家庭や施設などでの障害者に対する虐待防止のほか、虐待を発見した人による通報や自治体の相談窓口の整備が義務付けられています。

また、平成28年には「障害者差別解消法」が施行され、様々な場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する「合理的配慮」などが求められています。

障害者（児）に対するアンケート調査の結果をみると、障害があることで差別や嫌な思いをしたことの有無について、障害者で4割強、障害児*で7割強の人が「ある」または「少しある」と回答し、場所は「学校・職場」の割合が最も高く、次いで「外出先」が続いています。

学校や職場などにおいて、障害者差別に対する認識を深めていくため、意識啓発や障害特性に応じた環境整備を推進していくとともに、地域ぐるみで虐待を防ぎ、早期発見・早期対応していくための体制づくりを整備していく必要があります。

また、「障害者差別解消法」について、市民では約8割が、「聞いたことはあるが内容を知らない」、「聞いたことがない」と回答し、障害者、障害児とも約7割の人が「合理的配慮」という言葉について、「聞いたことがない」と回答しています。

障害のある人への配慮は一人ひとり異なることから、配慮をする側と配慮を求める側のどちらもその必要性を十分認識できるよう、理解の促進と啓発活動を継続していく必要があります。

このほか、認知症高齢者や障害のある人の財産等の権利を擁護する「成年後見制度」については、制度が十分利用されていないことから、平成28年度に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

障害者（児）に対するアンケート調査の結果でも、「成年後見制度を知っていますか」という問いに対して、「知らない」または無回答の割合が約3割となっていますが、実際に利用したいかどうかについて、「必要になったら利用したい」と回答した人は、障害者で16.7%、障害児（保護者）で36.9%となっています。

これらを踏まえ、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第四次長野市地域福祉計画*」の中に、成年後見制度利用促進基本計画を位置付け、成年後見制度の利用の促進を図ります。

[施策の方向性]

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害特性に応じた合理的配慮についての理解促進を図るとともに、直接的・間接的差別の解消に向け、障害に対する偏見や社会的排除、制約など、あらゆる差別への認識を深めるための研修や啓発を行います。
- 障害を理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、専門的機関との連携強化を図ります。
- すべての障害を理由とした差別の解消を図るため、企業を対象とした障害当事者やその家族等による研修会の機会の充実を図ります。

■目標設定事業

1211	障害者権利擁護サポートセンター事業		担当課
概要	障害者差別解消と虐待防止に関する相談窓口として、相談員を設置し、差別的事象や合理的配慮の不足など、障害当事者や店舗等の相談に応じるとともに、障害理解の促進に向けた研修会を行います。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	相談件数	66件	300件
	研修会参加者数	773人	2,000人

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1212	人権教育研修・講演会	継続	人権・男女共同参画課 家庭・地域学びの課
1213	障害者相談支援体制再構築	継続	障害福祉課

(2) 障害者虐待防止対策の強化

- 障害者虐待防止法の内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。
- 家族等に対する相談支援や交流の機会を通じ、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障害者施設等に対して、従事者の虐待防止に係る理解を深める取組や、虐待の早期発見・対応を図るための仕組み作りを促進し、適切な対応がとれる体制の強化を図ります。

■目標設定事業

1221	障害者権利擁護サポートセンター事業（再掲）		担当課
概要	障害者差別解消と虐待防止に関する相談窓口として、相談員を設置し、差別的事象や合理的配慮の不足など、障害当事者や店舗等の相談に応じるとともに、障害理解の促進に向けた研修会を行います。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	相談件数	66件	300件
	研修会参加者数	773人	2,000人

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1222	障害者相談支援体制再構築（再掲）	継続	障害福祉課
1223	障害児相談支援事業	継続	障害福祉課
1224	緊急時ショートステイ	継続	障害福祉課
1225	要保護児童対策協議会	継続	子育て支援課

(3) 成年後見制度の利用促進

- 障害者のみならず、広く一般市民に向け、成年後見制度に関する広報を行い、成年後見制度の普及促進を図るための広報活動を展開します。
- 市長申立手続きの実施や、市民後見人の育成・研修など、成年後見制度の利用に向けた支援の充実を図ります。
- 長野市成年後見支援センターを中核機関として位置づけ、地域連携ネットワークの強化を図り、成年後見制度を利用しやすい環境の整備を行います。
- 障害者相談支援センター*において、成年後見制度の啓発や成年後見支援センターにつなぐ役割を担い、制度を必要とする障害者の利用促進を図ります。

■目標設定事業

1231	成年後見制度を利用しやすい環境の整備		担当課	
概要	社会福祉協議会*に委託する「成年後見支援センター」と連携し、制度の啓発、説明会の開催、相談対応等を行います。		地域包括ケア推進課 障害福祉課	
目標	指標		実績値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
	成年後見支援センター 年間相談件数	全体	1,362件	1,644件
		認知症高齢者	667件	884件
		知的障害者・精神障害者等	695件	760件

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1232	生活支援あんしん事業	継続	生活支援課（社協）
1233	法人後見事業	継続	障害福祉課 地域包括ケア推進課（社協）
1234	後見ネットワーク推進事業	継続	障害福祉課 地域包括ケア推進課

(4) 行政等における配慮の充実

- 障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
- 行政機関の窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。
- 障害特性に応じた行政情報の提供を行うとともに、政策形成過程等への参画ができる仕組み・機会の充実を図ります。

■目標設定事業

1241	市職員研修の実施	担当課	
概要	障害ある人への「不当な差別的取り扱い」禁止と「合理的配慮」を推進するため、全職員を対象とした職員研修を実施します。	障害福祉課 職員研修所	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	参加者数	—	5,000人

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1242	指さし会話板の設置活用	継続	障害福祉課
1243	コミュニケーションボードの設置	継続	選挙管理委員会事務局
1244	選挙公報の音声化CDの配布、点字版候補者等氏名等掲示の作成	継続	選挙管理委員会事務局

第2章 自立した生活・意思決定を支援する

2-1 相談支援体制の充実

[現況と課題]

本市では、障害のある人の一般的な相談支援を行うとともに、障害者（児）虐待、差別解消、地域移行に係る相談支援について、指定相談支援事業者に委託して、相談支援センターとして運営しています。

また、身近な相談先として心身障害者相談員を委嘱する中で、ピア・カウンセリング*の普及にも取り組んでいます。相談支援センターにおいて見出されたニーズや地域の課題については、長野市障害ふくしネットの各部会やケアマネ連絡会等で情報を共有し、課題を解決するための施策の提案につなげたり、相談支援専門員のスキルアップのため、フィードバックしたりしています。

障害者アンケート調査の結果では、悩みや困りごとについて、家族や友人以外で相談する相手として、「医師、カウンセラー」や「相談支援専門員、ケアプランナー*」、「行政（市職員、保健師、ケースワーカー*）」の順に割合が高くなっています。

しかし、3割弱の人が、「相談する人がいない」と回答しています。また、「いない」と回答した理由として、「家族や友人で十分だから」という回答をした人が多くいる一方で、「だれに相談したらいいのかわからない」、「身近に相談できる人がいない」と回答した割合も高く、公的な専門相談窓口や地域の民生委員・児童委員*などに、つながりにくい状況がうかがえます。

なお、現行の相談体制の問いについては、「話を理解してもらえない」、「相談内容や希望に応じた対応してもらえない」という回答が寄せられており、実際に必要とされる支援に適切につながるかは、個人の力量による部分が多く、個々の相談支援専門員だけでは課題の解決につながりにくい相談も増えている状況がうかがえます。

こうした課題を解決するため、本市では相談支援体制の再構築に取り組んでおり、令和3年度以降から相談支援専門員を、北部・南部の相談支援センターに集約配置し、障害福祉分野の総合的な相談窓口として新たに開設します。なお、地域の専門的な相談支援を行う中核的な機関である「基幹相談支援センター*」の設置についても検討していきます。

[施策の方向性]

(1) 障害者（児）ケアマネジメント*の充実

- 一人ひとりの障害特性に応じ、必要とされる支援に的確につなげるようにするため、研修等によりケアマネジメント力の質の向上を図ります。
- 障害福祉サービス等利用計画や意思決定支援について検証し、地域のニーズについて集約・分析するとともに、相談支援専門員が直面する困難事例に対して、意見交換や調査・研究を重ねることで、資質及び専門性の向上を図ります。
- 自ら意思決定をすることが困難な障害者に対して、障害福祉サービス*を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画の作成時における意思決定の支援を図ります。

■目標設定事業

2111	障害者相談支援専門員等スキルアップ研修		担当課
概要	障害者（児）及びその関係者からの個別の相談ケースに共通する課題の共有化や、解決方法についての研修を行い、相談支援専門員のスキルアップを図ります。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	研修参加者数	164人	240人

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2112	ケアプラン事例集の作成	継続	障害福祉課
2113	計画相談支援事業	継続	障害福祉課

(2) 身近に相談できる体制づくり

- 指定相談支援事業所に加え、令和3年度以降に設置する北部・南部相談支援センターにおいて、各種相談を総合的・包括的に受け付け、効率的に専門機関につなげる相談窓口の体制強化を図ります。
- 保健、福祉、医療等の関係機関等と連携し、支援が必要な人の把握に努め、相談支援につなげます。
- ピア・カウンセリング*の普及・促進や、身近な相談先となる障害当事者団体等の活動の支援を行います。

■目標設定事業

2121	障害者相談支援体制再構築		担当課
概要	障害のある人が安心して暮らしていけるよう、指定相談支援事業所に加え、相談支援センターを設置し、障害者の相談支援体制の連携を図ります。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	相談延件数（障害者*）	15,653件	21,000件
	相談延件数（障害児*）	2,514件	3,500件

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2122	心身障害者相談員設置	継続	障害福祉課
2123	障害者団体活動支援事業	継続	障害福祉課

(3) 地域共生社会の実現に向けた包括的・重層的な相談支援体制構築

○障害者（児）を取巻く複合的かつ複雑な課題を解決するため、地域包括支援センターや生活就労支援センター「まいさぼ長野市」など、他の支援機関と協働して取組むことにより、障害のある人を含む地域住民の様々な相談を包括的・重層的に受け止められる相談支援体制の整備に向け、関係機関と調整を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2124	多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (福祉の総合相談体制一元化事業)	継続	福祉政策課

2-2 情報提供・意思疎通支援の充実

[現況と課題]

障害の有無にかかわらず、その能力を伸ばし、最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするためには、障害のある人が様々な情報を容易に入手でき、また、円滑に意思疎通ができる環境整備を図ることが重要です。

障害者(児)に対するアンケート調査の結果では、障害福祉サービス*に関する情報の入手先として、障害者*では「医療機関」、「行政」、「テレビ・ラジオ・新聞雑誌」、障害児*（保護者）では「学校・職場・通所先」、「医療機関」等の順で割合が高くなっています。

本市では、障害福祉サービスガイドブックや点字広報等を発行し、わかりやすく見やすい情報提供に努めるとともに、障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆者等の派遣・養成等を行っています。

今後も、関係機関と連携し、それぞれの障害特性や一人ひとりの状況等を踏まえたきめ細かな情報提供を図るとともに、障害のある人のコミュニケーションを支援する人材の育成・確保を図っていく必要があります。また、最新の情報通信技術を活用した情報提供・意思疎通の普及にも取り組んでいくことが必要です。

[施策の方向性]

(1) 情報提供の充実

- 各種サービスや制度について、様々な機会や媒体を活用し、障害のある人一人ひとりの状況に応じた情報の提供に努め、利用促進を図ります。
- 障害のある人に配慮し、アクセシビリティ*の向上を図るとともに、点字や音声による広報等を推進します。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2212	障害福祉サービスガイドの発行	継続	障害福祉課
2213	広報ながの・点字広報・長野市公式ホームページ	継続	広報広聴課
2214	声の広報事業の推進	継続	障害福祉課
2215	点字図書・録音図書（CD・カセットテープ）の貸出し、拡大読書器の設置、対面朗読	継続	長野図書館

(2) 意思疎通支援の充実

- 障害特性に応じた情報入手や、円滑なコミュニケーションを支援する情報機器を活用するための情報提供や助言を行います。
- 聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者の設置や手話通訳者、要約筆記者等の養成や派遣、手話奉仕員の養成を行います。
- 盲ろう者のコミュニケーションを支援するため、通訳・介助員（ガイドヘルパー）の養成や派遣を行います。
- 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行います。

■目標設定事業

2221	コミュニケーション支援事業		担当課
概要	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話奉仕員の養成講座の実施、ろうあ者支援員派遣等について、長野市聴覚障害者センター（デフネットながの）へ委託して実施します。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	手話通訳者・要約筆記者派遣件数	1,094件	1,500件

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2222	手話通訳・要約筆記通訳者養成事業	継続	障害福祉課
2223	盲ろう者通訳・介助員養成・派遣事業	継続	障害福祉課
2224	失語症者の意思疎通支援者の養成	新規	障害福祉課

2-3 くらしの場・障害福祉サービス*等の充実

[現況と課題]

平成18年に施行された「障害者自立支援法」により、身体・知的・精神に係る3つの障害の一元的な制度が確立されるとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の見直しが行われました。その後、「障害者総合支援法*」へと改称され、対象となる障害の追加等の改正を重ねながら、きめ細やかな障害のある人の地域生活を支える仕組みとして充実が図られてきています。

本市においても、障害福祉サービスのニーズの把握に努めつつ、障害福祉計画・障害児福祉計画において各種サービスの量の見込みと目標及び量の確保方策の設定を行い、地域生活に必要なサービス提供体制の確保を図ってきました。

障害者(児)に対するアンケート調査の結果では、「これから利用したいサービス」等の問いに対し、「短期入所(ショートステイ)」の割合が最も高くなっています。障害者が家族と共に自宅で安心して暮らし、親亡き後の生活を見据えた自宅以外の場所での生活に慣れるために、短期入所は欠かせないサービスですが、土・休日や、家族が病気など緊急時の受入れに対応してくれる施設が少ない、施設やスタッフが不足しているといった理由で、利用しづらいという意見もありました。

また、次に割合が高かった回答が、「行動援護、同行援護」で、外出時の安心・安全を確保する上で、必要不可欠なサービスとなっていることがうかがえます。

なお、「共同生活援助(グループホーム)」についても割合が高く、施設退所後の地域移行の受け皿や、親亡き後のくらしの場として、利用の希望が多いサービスですが、障害年金しか収入がないため、経済的なことを考慮すると利用が難しいといった意見や、他人との共同生活に不安を感じるため、利用をためらうといった意見が多く見られました。

障害のある人が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、短期入所等のサービスの提供基盤の整備を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保及び質の向上を図る必要があります。

[施策の方向性]

(1) 地域生活への移行支援

- 関係機関等と連携し、入所施設や精神科病院等から退所・退院する障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくことができるよう支援します。
- 住み慣れた自宅で安心・安全に生活できるよう、必要なサービスを組み合わせ、支援体制を整えます。
- 地域における生活の場としてのグループホームの整備を推進します。

■目標設定事業

2311	地域移行支援・地域定着支援		担当課
概要	入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携し、地域移行及び地域生活を継続していくための支援を行います。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	地域移行支援 利用者数（人/月）	4	7
	地域定着支援 利用者数（人/月）	12	25

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2312	障害者福祉施設整備費補助金	継続	障害福祉課
2313	市営住宅のグループホーム活用	継続	住宅課

(2) 福祉サービスの提供体制の確保と質の向上

- 利用ニーズに応じた提供体制の確保を図るため、障害福祉サービス*提供事業者の取組みを支援します。
- 関係機関及びサービス提供事業者と連携し、福祉従事者の確保と資質及び技術の向上を促進します。
- 医療と福祉、保健、教育・保育の連携のもと、医療的ケアが必要な人の支援について、地域における体制整備を図ります。

■目標設定事業

2321	障害者相談支援専門員等スキルアップ研修（再掲）		担当課
概要	障害者（児）及びその関係者からの個別の相談ケースに共通する課題の共有化や、解決方法についての研修を行い、障害者相談支援専門員のスキルアップを図ります。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	研修会参加者数	164人	240人

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2322	障害者福祉施設整備費補助金（再掲）	継続	障害福祉課
2323	長野圏域障がい児等医療支援推進会議	継続	障害福祉課 健康課 学校教育課

(3) 生活支援サービスの充実

- 一人ひとりの障害の状態や生活環境等に応じた、多様な主体によるきめ細かなサービスの充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2331	訪問理容・美容サービス事業	継続	障害福祉課
2332	補助犬に関する事業	継続	障害福祉課
2333	補装具費支給事業	継続	障害福祉課
2334	日常生活用具給付事業	継続	障害福祉課
2335	生活支援あんしん事業（再掲）	継続	生活支援課（社協）

(4) 家族等に対する支援の充実

- 一時的な休息のための預かりサービスの充実に努め、介護している家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 介護等を行う家族や支援者等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2341	障害者タイムケア事業	継続	障害福祉課
2342	障害児自立サポート事業	継続	障害福祉課

2-4 障害のある子どもに対する支援の充実

[現況と課題]

平成 24 年の児童福祉法改正により、従来の障害種別で分かれていた体系（給付）が、通所・入所の利用形態別に一元化され、平成 28 年の改正では、障害者支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充と併せ、障害児*通所支援にかかるサービス提供基盤の計画的な整備・確保に向けた「障害児福祉計画」の策定が都道府県・市町村に義務付けられました。

本市においても、平成 30 年度を初年度とする「第 1 期障害児福祉計画」を策定するとともに、児童発達相談支援専門員及び長野県委託の療育コーディネーターにより、発達が気になる子どもや障害児へ障害福祉サービス*などの情報提供を行っています。平成 30 年度には、児童発達相談支援センターを 1 か所増設し、2 か所の体制にしました。また、医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児への支援の必要性の高まりを受け、障害福祉サービス提供事業者の受入拡充が求められています。

障害児に対するアンケート調査の結果では、現在利用している障害福祉サービスとして、「放課後等デイサービス」（43.2%）、「障害児自立サポート」（24.5%）、「児童発達支援」（17.9%）の順に割合が高くなっています。それぞれのサービスの満足度について、「不満」と回答した理由は、「土日祝日の利用ができない」、「長期休みの利用が限られている」、「医療行為が必要なため、受入れ先が少なく困っている」、「支援内容が分からない」、「すべての事業所で使えない」（障害児自立サポート）といった意見がありました。

また、「短期入所（ショートステイ）」についても、「短期入所を行っている施設が少ない」という理由で「不満」に思う保護者の割合が高く、サービス内容の丁寧な説明や、提供事業所の充足が求められています。

引き続き、関係機関と連携しながら、障害のある子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行える体制づくりを進めていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 障害児福祉サービスの充実

- 児童福祉法に基づく障害児福祉サービスについて、的確にニーズを把握し、その確保に向けた計画的な整備を推進します。
- 障害児（保護者）が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画についての相談及び作成を行い、ケアマネジメント*によりきめ細やかに支援します。

■目標設定事業

2411	児童発達支援	担当課	
概要	児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	障害福祉課	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和 8 年度）
	1 月当たり延べ利用人数	194 人	320 人

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2412	障害児相談支援事業	継続	障害福祉課
2413	施設入所事業	継続	障害福祉課

(2) 居場所の確保・充実

○地域と学校との連携、協力により、障害児*が放課後等に安心して過ごすことができ、遊び、学習、各種体験活動を提供する居場所の充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2421	放課後子ども総合プラン	継続	こども政策課
2422	障害児自立サポート事業（再掲）	継続	障害福祉課

(3) 医療的ケア児支援の体制強化

○医療的ケアが必要な障害者（児）及びその家族が地域の中で安心して生活できるよう関係機関及び市が課題を共有し、連携の緊密化を図ります。

○医療的ケアが必要な障害者（児）の受入可能な施設や、ライフステージ*に応じた支援体制の充実を図ります。

○特別支援に関わる研修等を通じて、障害に対する理解を深め、教育・保育施設職員の職務能力向上を図ります。

○看護職の安定した確保や加配など、医療的ケアを必要としている子どもの公立保育所の受入体制の整備を図ります。

○市立小・中学校においても、医療的ケアを必要としている児童生徒に対し、看護師資格を有する特別支援教育支援員を配置する等、受入体制の整備を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2431	長野圏域障がい児等医療支援推進会議（再掲）	継続	障害福祉課 健康課 学校教育課
2432	長野市医療的ケア運営会議	継続	学校教育課
2433	障害児保育事業	継続	保育・幼稚園課

2-5 長野市障害ふくしネットとの協働

[現況と課題]

平成18年11月に設立された長野市障害ふくしネットでは、障害者自立支援法が目指す、「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的とし、構成メンバーである、障害当事者、相談支援事業者や障害福祉サービス*事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護*・地域福祉関係者、障害福祉関係団体等が、地域の実態や課題等の情報を共有し、課題の解決に協働して取り組んできました。

現在、障害ふくしネットでは、障害者（児）の抱える様々なニーズに対応するために、障害者の就労の促進、就労支援事業に関わる支援者のスキルアップや発達障害児*・障害者に対する支援、医療的ケアを必要とする障害児*・障害者*に対する支援、地域移行の促進に関わる課題の調査・研究等に取り組んでいます。

また、災害発生時の防災や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下における障害当事者の生活、通所等支援事業所の感染症対策など、喫緊の課題についても情報共有や対策を進めています。

今後とも、より開かれた組織を目指し、障害福祉に関わる全ての関係者が、共通する課題を自らのものとして受け止め、それぞれの知恵と力を出し合って解決できるよう、障害ふくしネットの機能を強化し、協働していく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 長野市障害ふくしネットとの協働

- 障害者（児）を中心として、家族・関係機関等が本市と協働関係の下に連携、協力し、本市の福祉行政のさらなる底上げを図ります。
- 相談や事業所利用の中から見出される課題を共有し、施策提言を受け、制度や障害福祉サービスの構築・改正など、施策につなげます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2512	長野市障害ふくしネットの機能強化	継続	障害福祉課

第3章 個性を伸ばし、生きる力を育む

3-1 インクルーシブ教育*システムの推進

[現況と課題]

障害のある子どもたちの能力や個性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加していくことができる心身を育むためには、できるだけ早い時期に一人ひとりの状態を把握しながら、関係機関との連携による教育を推進していくことが重要となります。また、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すために、「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の推進が求められています。

本市では、特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援を行うとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめとする関係者・関係機関との連絡調整等を行っています。また、教職員の指導力・支援力の向上を図るための研修や特別支援教育講座を実施しているほか、北信地区の特別支援学校*教育担当者による意見交換会を定期的で開催し、インクルーシブ教育実現のための連携を図るため、インクルーシブ教育実現のための連携強化を図っています。

障害児*に対するアンケート調査の結果では、就学で困っていることについて、「子どもに必要な教育がわからない」（20.6%）、「入学前に必要な準備がわからない」（14.8%）といった割合が高く、一人ひとりの特性に合わせた教育に悩む保護者の姿が浮かびあがっています。また、学校・園生活を送る上で不安な点、困っていることについては、「通園・通学手段が大変」（28.4%）といった割合が最も高く、保護者の負担が大きい状況がうかがえます。次いで、「友達とうまく関われない」（26.8%）、「学習サポート体制が不十分」（25.7%）といった割合が高く、こうしたことが子どもにとって、園や学校への行きづらさにつながることを考えられ、合理的配慮や、学習への配慮が求められています。

今後も、インクルーシブ教育システムを推進するために、特別支援教育*に携わる教職員や支援員、コーディネーターの指導力、資質向上を図るとともに、合理的配慮がなされた教育環境の整備や共生社会の形成に向けた地域住民の理解・協力を得ていくための取組を推進していく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の充実

- 一人ひとりの発達段階や障害の特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。
- 障害に配慮した教育を実施するための職員研修の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校*との連携等により、指導体制の強化を図ります。

■目標設定事業

3111	特別支援教育巡回相談員	担当課
概要	様々な特性を持った児童生徒の教育的ニーズを把握し、学校全体での指導・支援のあり方について、効果的な指導・助言を行います。	学校教育課
目標	指標	実績値（令和元年度）
	相談回数	1,339回
		目標値（令和8年度）
		1,422回

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3112	特別支援学校教育相談担当者会	継続	学校教育課
3113	長野市教育センター研修講座	継続	学校教育課
3114	特別支援教育支援員配置	継続	学校教育課
3115	特別支援教育コーディネーター養成・活用	継続	学校教育課
3116	特別支援教育担任者会	継続	学校教育課

(2) 切れ目のない支援体制の充実

- 乳幼児期から学校卒業後を含めた生涯にわたる切れ目のない教育的支援を進めるため、各関係機関による連携強化と情報共有を推進します。
- 各学校や福祉事業者、ボランティア等の協力により、引き続き登下校時の支援を行います。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3121	小中連絡会・中高連絡会	継続	学校教育課
3122	教育支援委員会	継続	学校教育課
3123	不登校対策事業（登校支援コーディネーター）	継続	学校教育課

(3) インクルーシブ教育*システムに対する理解促進

- インクルーシブ教育を推進する中で、授業の面において合理的配慮を含めた児童生徒への支援のあり方を研究します。
- 保護者との合意形成や学校における合理的配慮が実践されるよう各学校に対して指導を行います。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3131	教育課程研究協議会	継続	学校教育課
3132	教育支援委員会（再掲）	継続	学校教育課

(4) 障害に配慮した学校施設・設備の整備

- 小中学校の改築及び大規模改造等に合わせ、エレベーターや多目的トイレの整備、バリアフリー*化を進めます。
- 障害特性に対応した情報機器など学習を支援する機器・設備等の整備に努めます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3141	学校施設整備	継続	教育委員会総務課 学校教育課
3142	小中学校新增改築事業	継続	教育委員会総務課
3143	小中学校大規模改造事業	拡充	教育委員会総務課
3144	新設特別支援学級等施設整備	継続	教育委員会総務課 学校教育課

3-2 早期療育・発達支援の充実

[現況と課題]

子ども一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばし、健やかな成長を支えていくためには、子どものライフステージ*に沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

本市では、母子保健事業等を通じて精神・運動発達、言語発達等において気になる幼児について、その健やかな発達を促すための教室につなげています。また、発達支援あんしんネットワーク事業を実施し、教育、福祉、医療分野の関係者で連携を図る機会を設けています。なお、継続した支援を行うためのツールとして発達支援サポートブックを作成、活用しています。さらに、市内の保育士や幼稚園教諭、保育教諭等を対象に研修を実施し、障害特性に応じた支援の考え方や関係機関との連携の在り方等を学ぶ機会を設けています。

今後も引き続き、各分野の関係者・関係機関の連携ネットワークの強化及び専門スタッフの資質向上を図り、早期から一人ひとりの個性やニーズに合った対応を行うとともに、保護者の不安に対する相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 早期療育の推進

○乳幼児健診や健康教室等を通じて、疾病や障害の早期発見に努めるとともに、発達が気になる子どもについては、関係機関と連携を図りながら、保護者への助言や適切な療育の情報提供等の支援を行い、早期療育につなげます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3211	乳幼児健康診査	継続	健康課
3212	乳幼児健康教室	継続	健康課
3213	乳幼児発達健診	継続	子育て支援課

(2) 発達支援体制の充実

○発達について専門的な支援が必要な子どもや保護者に対して適切かつ総合的な支援につなげるために、子どもに関わる関係者が集まり、情報交換、事例検討、支援会議等を行う体制を整備します。

○発達に課題や偏りを持つと思われる園児に対し、関係機関と連携し、保育担当者や保護者に対して相談を行うとともに、園全体で適切な対応ができるように支援します。

■目標設定事業

3221	発達支援あんしんネットワーク事業		担当課
概要	地域の発達支援に関わる関係者が連携を深め、適切かつ総合的な支援につなげるとともに、個の支援や園、保護者への対応方法について助言します。		子育て支援課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	園訪問相談延べ園児数	1,033人	1,250人

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3222	発達相談	継続	子育て支援課
3223	すくすく広場	継続	子育て支援課
3224	あそびの教室	継続	子育て支援課
3225	発達支援サポートブックの活用	継続	子育て支援課

(3) 障害児*教育・保育の充実

- 特別支援に関わる研修等を通じて、障害に対する理解を深め、教育・保育施設職員の職務能力向上を図ります。
- 看護職の安定した確保や加配など、医療的ケアを必要としている子どもの公立保育所の受入体制の整備を図ります。
- 保育所・幼稚園等に専門的スタッフが訪問し、障害児及び保育士等に対して専門的な支援を行います。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3231	障害児保育事業（再掲）	継続	保育・幼稚園課
3232	障害児教育・保育リーダーの育成	新規	保育・幼稚園課
3233	特別な支援が必要な園児への支援	継続	保育・幼稚園課
3234	保育園・幼稚園等の施設訪問	継続	子育て支援課

第4章 雇用・就労、経済的自立を支援する

4-1 障害者*雇用の促進と就労支援の充実

[現況と課題]

障害のある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労などを通して精神的、経済的に自立し、自己実現を果たしていくことが必要です。

障害のある人の雇用を促進するための制度として、トライアル雇用制度*や職場適応を容易にするためのジョブコーチ支援*があります。また、障害のある人の一般就労を支援する事業として、就労移行支援に加え、平成30年からは、就労定着支援が創設されました。なお、法定雇用率*の算定に、精神障害者が追加されています。

本市においても、障害者雇用に関する情報提供や市内企業におけるトライアル雇用促進に取り組むほか、関係機関等と連携した相談支援を行っています。

障害者に対するアンケート調査の結果では、「働きたいが、働けない」が36.2%で、割合が高くなっています。特に精神障害者や発達障害者*では5割を超え、その理由として、「障害によって体調が変動するため」、「働くことが不安である」という割合が高くなっています。また、障害のある人が会社などで就労するにあたっての必要な配慮について、「職場内で、障害に対する理解があること」、「障害の状況にあわせ、働き方（仕事内容や勤務時間）が柔軟であること」の割合が高くなっています。

障害があってもその人の能力が最大限発揮され、経済的に自立した生活ができるよう、引き続き、障害のある人の積極的な雇用の促進を図るとともに、職場での理解や障害特性に応じた働き方への配慮など就労環境の整備を促進していくことが必要です。

[施策の方向性]

(1) 障害者雇用と就労環境の整備促進

- 本市職員の採用において、身体障害者だけでなく、精神障害者、知的障害者についても採用の検討を行い、採用可能な業務の洗い出しや、非常勤職員からの採用など、法定雇用率を上回るよう積極的な取組を行います。
- 関係機関と連携し、企業等に対して法定雇用率の引き上げや対象事業所の拡大など、各種雇用支援制度の周知・活用に努め、障害者雇用の一層の促進を図ります。
- 企業・事業所に対し、障害特性に応じた働きやすい環境の整備や短時間雇用、在宅就業等の普及・啓発、ICTを活用した在宅就労支援などを働きかけます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4111	長野市職員採用	継続	職員課
4112	長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金	継続	商工労働課
4113	障害者雇用啓発促進事業	継続	障害福祉課

(2) 就労支援の充実

- 障害福祉サービス*事業所や関係機関との連携強化を図り、一般就労に必要な知識や能力の習得のための訓練や就職後の定着支援の充実を図ります。
- トライアル雇用やジョブコーチ、職場適応訓練制度など、就労支援にかかる各種制度の活用を促進し、雇用への移行と職場定着を支援します。
- 長野市職業相談室や市ホームページ、長野地域の企業 PR・求人情報サイトなどで障害者*雇用に関する様々な情報を提供します。
- 国の「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の活用により、通勤時における移動の支援について検討します。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4121	長野市職業相談室での相談事業	継続	商工労働課
4122	障害者の雇用促進に関する情報提供	継続	商工労働課
4123	長野市就労相談団体連絡会議	継続	商工労働課
4124	長野市若者自立支援ネットワーク会議	継続	商工労働課

4-2 福祉的就労の充実

[現況と課題]

障害の程度や状態によって一般企業・事業所等での就労が困難な場合の就労の場として、障害者総合支援法*に基づく就労継続支援A型・B型事業所及び生活介護事業所、地域活動支援センターがあります。また、障害者優先調達推進法に基づき、国及び地方公共団体では、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）が推進されています。

本市では、長野市障害ふくしネットにおいて、市や障害者施設等の関係機関が連携し、安定した受託及び工賃向上のための共同受託や販路拡大に取り組んでおり、企業等に対する積極的な働きかけの結果、就労継続支援事業所が提供できる物品やサービスは多様化し、充実してきています。

また、市役所庁内における販売を実施しているほか、「障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針」を毎年度策定し、庁内での情報共有及び率先利用に向けた呼びかけを行っています。

地域における自立した生活を支援するためにも、引き続き、多様な障害の特性に応じた就労の場の充実を図るとともに、長野市障害ふくしネット等との連携・協力により、福祉的就労における安定的な受託の確保及び販路拡大・販売促進に取り組み、工賃水準の向上を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 多様な就労の場の確保と工賃水準の向上

- サービス事業所等と連携を図りながら、障害特性に対応した就労の場や日中活動の場の確保・充実に努めます。
- 地域において自立した生活を送り、生活水準を維持・向上させるため、工賃水準の向上に向けた支援に努めます。
- 農作業や森林整備など農林業の現場における障害者*の就労の機会の提供や生活の質の向上につながる取組みを推進します。

■目標設定事業

4211	就労継続支援B型事業所における平均工賃の向上	担当課	
概要	地域において自立した生活を送り、生活水準を維持・向上させるため、工賃水準の向上に向けた支援に努めます。	障害福祉課	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	一人当たりの平均工賃月額	16,019円	20,000円

■主な関連事業

事業No	事業名	方向性	担当課
4212	農福連携事業	新規	農業政策課 障害福祉課

(2) 受注・販売の拡充等への支援

- 物品の購入や業務委託などにおいて、障害者優先調達法に基づき、市による障害者就労施設等からの物品等の調達の増大を図ります。
- 企業や商店、NPO 法人等と連携を図りながら、安定した受託の確保に努めます。
- 市役所における庁内販売や各課で実施している直営ショップ等に販売スペースの設置、長野市や関係団体のホームページへの掲載等により、障害者施設の自主製品の販売を促進します。

■目標設定事業

4221	市による優先調達の促進	担当課	
概要	障害者就労施設等から調達可能な物品や役務について、庁内における情報共有や、調達状況の調査を行い、優先調達の促進を図ります。	障害福祉課	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	調達件数	200 件	180 件
	調達金額	29,942 千円	15,000 千円

※令和元年度実績値には、東日本台風災害対応分等6件18,057,000円を含んでいます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4222	「障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針」の策定	継続	障害福祉課

4-3 所得保障・経済的負担の軽減

[現況と課題]

障害の状態や年齢等によって就労が困難な人や福祉的就労による工賃収入が十分でない場合も多く、自立した地域生活を送るためには、年金や各種手当等の所得保障が不可欠です。

本市では、国の制度に基づいた各種年金・手当等の支給に加え、医療や地域生活等にかかる費用の一部を給付し、経済的負担の軽減を図っています。

引き続き、各種制度についてきめ細やかな周知に取り組むとともに、社会環境の変化や生活実態の把握に努めつつ、生活水準の維持・向上のための各種助成制度の充実が求められています。

[施策の方向性]

(1) 所得保障の充実

○年金や諸手当の各種制度の周知及び支給を行います。

○社会環境の変化や生活水準の向上等に対応した所得保障の拡充について、国に要望していきます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4311	障害基礎年金	継続	国民健康保険課
4312	特別障害給付金	継続	国民健康保険課
4313	65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給	継続	国民健康保険課
4314	重度心身障害児福祉年金	継続	障害福祉課
4315	特別児童扶養手当	継続	障害福祉課
4316	障害児福祉手当	継続	障害福祉課
4317	特別障害者手当	継続	障害福祉課

(2) 経済的負担の軽減

○医療や地域生活等にかかる費用の負担軽減を図るための給付等を行います。

○社会環境の変化や生活水準の向上等に対応した所得保障の拡充について、国・県に要望していきます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4321	福祉医療費給付事業	継続	福祉政策課
4322	結核・精神給付金	継続	国民健康保険課
4323	生活福祉資金貸付制度	継続	福祉政策課（社協）
4324	市有施設の使用料等の減免	継続	スポーツ課等

第5章 社会参加を促進する

5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実

[現況と課題]

地域共生社会の実現には、障害の有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を確保していく必要があります。特に、東京オリンピック・パラリンピックの開催は、障害者スポーツに対する関心を高め、その普及促進において大きな契機となりうることから、誰もがスポーツ等に親しむことのできる地域づくりに力を入れていくことが重要です。

本市では、スポーツ関係団体等と連携し、車いすマラソン大会をはじめ各種スポーツ大会を開催しているほか、「NAGANOパラ★スポーツデー」など、各種パラスポーツの体験及び観戦等ができる機会を設け、パラスポーツの普及及び様々な交流のきっかけづくりに努めています。また、障害の特性に応じた適切な指導ができる指導者の養成・確保にも努め、障害者スポーツを促進しています。

文化芸術活動については、障害のある人の豊かな感性と文化芸術活動への理解を深める機会として、長野県主催の「障がい者文化芸術祭」の開催に協力しています。この他、当事者団体等のスポーツ、キャンプ、料理、音楽、絵画等の趣味の活動や旅行等のレクリエーション活動にかかる費用の一部を補助するなどの支援を行っています。

障害者（児）に対するアンケートでは、「最近どのような社会参加をしていますか」、また、「今後、どのような社会参加をしたいと思いますか」の問いの中で、「スポーツ」を「よくしている」、「たまにしている」が障害者*で15.7%、障害児*で31.1%、「趣味などの文化・芸術活動」を「よくしている」、「たまにしている」が障害者で24.6%、障害児で28.4%となっていますが、旅行や買い物といった社会参加活動と比較すると、活動率が低くなっています。

引き続き、冬季オリンピック・パラリンピックの開催地としての資源やノウハウを最大限活用しながら、文化・スポーツ活動等にふれる機会の拡充を図り、障害のある人の文化・スポーツ活動等のきっかけづくりや多様な交流機会の創出に努めるとともに、当事者団体等の主体的な活動を支援し、活動を通じた仲間づくり、居場所づくりを図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) スポーツ、文化芸術活動の活性化

- 関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。
- 各種大会・イベントやサークル活動等の情報を周知し、参加促進を図ります。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、障害者スポーツへの関心を高めつつ、スポーツに親しむことのできる機会を拡充します。
- 県及び関係団体と連携し、障害者スポーツのアスリート発掘・強化に取り組みます。

■目標設定事業

5111	障害者スポーツ振興事業		担当課
概要	車いすマラソン大会や長野市障害者スポーツ大会、各種パラスポーツの体験および観戦等ができる総合スポーツイベント等を開催するとともに、障害者スポーツの各種講習会を実施します。		スポーツ課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	各種大会・イベント等 参加者数	966人	2,350人

※実績値（令和元年度）について、東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症により、予定していたイベントや講習会等が中止になっています。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
5112	障害者レクリエーション活動等支援事業補助金	継続	障害福祉課
5113	長野県障がい者文化芸術祭開催協力	継続	障害福祉課

(2) スポーツ、文化芸術活動の環境整備、指導者養成事業

○障害があっても気軽に楽しむことができるスポーツ、文化施設の整備を推進するとともに、障害者が施設を利用し易くするため、利用にかかる経済的負担を軽減します。

○障害特性に応じた適切な指導ができる指導者の育成・確保に努めます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
5121	市有施設の使用料等の減免（再掲）	継続	スポーツ課等
5122	パラ・スポーツ普及事業	継続	スポーツ課

5-2 外出支援・移動手段の確保・充実

[現況と課題]

障害のある人が積極的に社会参加していくためには、一人ひとりの障害の状態等に応じて気軽に外出できる環境づくりを推進していくことが重要です。

本市では、外出のための支援を行う移動支援事業を実施しているほか、社会福祉協議会*と各地区住民自治協議会等が協働で実施する地域たすけあい事業において、通院時等の福祉車両による移送サービスを行っています。また、公共交通では、「長野市公共交通ビジョン」を推進する中で、地域住民が主役となった地域公共交通の構築を進めるとともに、障害者等がバスの乗降をしやすいよう、車両や停留所のバリアフリー*化を推進しています。

障害者（児）に対するアンケート調査の結果では、社会参加する場合に問題になることとして、「健康や体力に自信がない」、「移動が大変」の割合が高くなっており、移動等が社会参加の壁となっている状況がうかがえます。また、9割弱の人が外出時の移動手段として、「自家用車（本人又は家族の運転）」を使用し、そのうちの半数以上が、自家用車が使えなくなった場合の移動手段が「ない」と回答しています。

一方で、外出時における支援（行動援護、同行援護、移動支援）についての満足度の問いに対し、「サービス利用可能日数が少ない」、「利用できる事業所やスタッフが少なく、利用したい時に利用できない」といった不満の声もあがっています。

また、外出時に困っていることや、外出できない、外出したくない理由については、身体障害者では「建物の階段・段差」、「歩道・通路の段差・障害物」、知的障害者では「緊急時対応」、精神障害者、発達障害者*では「周囲の目が気になる」、障害児*では「周囲の目が気になる」、身体障害児では「トイレの利用」が、それぞれ最も多い割合であげられていて、障害種別により求められる支援や配慮は異なっていることが分かります。

今後も、障害特性に応じた外出・移動支援の充実に向けて、提供事業者の確保に努めるとともに、多様な手段により安心して移動できる地域公共交通網を構築していく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 外出・移動支援の充実

- 屋外における移動が困難な視覚障害者や知的障害者等の外出を支援するため、同行援護や行動援護、移動支援事業による外出支援の充実とその活用促進を図ります。
- 利用者が希望する時間に移動支援を受けられるようにするため、提供事業者の確保に努めます。
- 自家用車による移動ができず、また公共交通機関の移動も困難な地域についても、移動手段が確保できるよう、多様な主体によるきめ細かな外出支援の充実を図ります。

■目標設定事業

5211	移動支援（外出支援）		担当課
概要	移動に介助が必要な身体障害者や見守りが必要な知的障害者・精神障害者など単独では外出できない障害のある人に対して、ヘルパー事業所による移動支援を実施します。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	移動支援 利用者数	395人	400人
	同行援護 利用者数	66人	72人
	行動援護 利用者数	57人	78人

(2) 移動手段の確保

- 長野市公共交通ビジョンに基づき、日常生活に欠かせない公共交通の維持・確保に努めるとともに、障害のある人に配慮した利用環境の整備を促進します。
- 障害特性や地域の実情に応じた多様な移動手段の確保に努めます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
5221	地域たすけあい事業	継続	地域包括ケア推進課（社協）
5222	障害者タクシー利用券交付事業	継続	障害福祉課
5223	リフト付きバス運行事業	継続	障害福祉課
5224	市バス等運行事業、循環バス、空白型乗合タクシー、中山間地域輸送システム、公共交通空白地有償運送、廃止路線代替バス、「長野市公共交通ビジョン」事業の推進	継続	交通政策課
5225	鉄道駅バリアフリー化設備等整備	継続	交通政策課
5226	バス路線図の作成・配布、ホームページへの掲載	継続	交通政策課
5227	自転車駐車場管理運営	継続	交通政策課
5228	運転免許取得助成及び自動車の改造補助事業	継続	障害福祉課
5229	福祉有償輸送運営協議会設置	継続	障害福祉課

第6章 母子保健・健康づくりの充実

6-1 母子保健事業の充実

[現況と課題]

障害や疾病の早期発見・早期療養につなげるとともに、母親の身体的安定・心理的安定のためには、妊娠、出産期からの切れ目のない包括的な支援が重要です。

本市では、法定となる1歳6か月、3歳児健診に加え、節目の時期での乳幼児健診、健康教室を実施し、母親同士のコミュニケーションの促進と障害・疾病の早期発見に努めています。また、心身や環境においてハイリスク因子を持つ妊産婦や乳幼児に対し、専門的・総合的な相談を実施し、出産・育児上の不安や悩みに寄り添った支援につなげています。

今後も、関係機関等と連携しながら、障害の早期発見と母子の心身の健康を確保していくための体制強化を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 障害・疾病等の早期発見

○乳幼児期における各種健康診査等の受診を促進し、障害、疾病等の早期発見と適切な治療・療育へとつなげます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6111	乳幼児健康診査	継続	健康課
6112	乳幼児健康教室	継続	健康課

(2) 健康・育児に関する相談体制の充実

○母子の健康や育児等について保健センターで相談を受け付けるとともに、保健所において、医師による診察と専門相談を実施します。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6121	健康・育児相談	継続	健康課
6122	母子専門相談	継続	健康課
6123	こども相談室の相談事業	継続	子育て支援課
6124	健康カレンダー・子育てガイドブックによる情報提供	継続	健康課 子育て支援課

6-2 健康づくりの充実

[現況と課題]

一人ひとりの障害の状態や環境等に応じて適切な健康管理を行っていくには、保健・医療における専門職等の連携が重要です。また、身体障害者では、内部機能障害の割合が高いほか、後天的疾患により障害を持つ人が9割以上であり、障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見・早期治療を推進していくことが重要です。

本市では、障害のある人も含め、各種健康診査・検診を通じて疾病等の早期発見・早期治療につなげるとともに、青年期からの糖尿病対策の実施など健康教育・指導等を通じて、障害の原因となる生活習慣病等の予防に努めています。また、健康に不安や心配がある場合など、必要に応じて保健師や管理栄養士、作業療法士*、理学療法士*等が相談に応じているほか、精神疾患及び難病*患者に対して専門医から助言をもらう機会を設け、病気に対する理解や精神的負担の軽減を図っています。

今後は、日常生活において治療時間等に大きな制約を伴う人工透析への移行を抑制させるための取組を推進する必要があります。また、精神疾患患者や難病患者の家族のメンタル面の支援を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 疾病等の予防と早期発見・早期治療

○生活習慣病の発症予防、重症化予防により、障害の原因となる脳血管疾患や、糖尿病性腎症を防げるよう、健康診査、保健指導、健康教育などの健康増進事業の一層の充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6211	健康相談・集団健康教育事業	継続	健康課
6212	訪問指導事業	継続	健康課
6213	各種がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診	継続	健康課
6214	長野市国保特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診・保健指導、30歳代の国保健診・保健指導	継続	国民健康保険課 健康課
6215	定期予防接種の実施	継続	健康課

(2) 心の健康づくりの推進

- 学校や職場、地域等と連携・協力しながら、心の健康づくりのための取組を推進します。
- 健康相談や電話相談において、心の問題に対する相談を受け付けるとともに、精神保健にかかる各種相談窓口を周知します。
- 精神疾患に関する正しい知識の普及、啓発を図り、早期受診、早期治療を促進します。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6221	こどもの心事例検討会	継続	学校教育課
6222	精神保健福祉市民講演会	継続	健康課

(3) 保健・医療に関する相談体制の充実

○医療機関と連携し、精神保健や難病*等に関する専門的な相談体制の充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6231	訪問保健指導	継続	健康課
6232	精神保健相談、難病医療・生活相談	継続	健康課

第7章 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

7-1 防災・防犯対策の強化

[現況と課題]

東日本大震災や令和元年東日本台風による甚大な被害等、度重なる自然災害の経験から、災害時における障害者の避難支援の重要性が浮き彫りになりました。特に、避難情報や避難所における情報伝達の在り方について、避難所内における対策が充分にとられておらず、避難者に伝わるべき情報が、聴覚障害者には伝わらず、必要な支援も受けられなかったという事例も発生し、障害のある人が安全に避難し、安心して避難生活を送ることができる環境整備が大きな課題であることが浮き彫りとなりました。

障害者（児）に対するアンケート調査の結果でも、急病や災害時に手助けをしてくれる人が身近に「いない」あるいは「わからない」人が2割強となっています。また、災害時の不安について、「自力で避難できるかどうか不安」の割合が最も高くなっているほか、障害特性により、知的障害者及び精神障害者では、「避難生活において、団体生活ができるか不安」の割合が、また、指定難病*患者では「必要な医療が確保できるか不安」の割合が高くなっていて、避難支援や避難生活における配慮が必要であることがうかがえます。また、地域の民生委員・児童委員*等、地域の防災関係者と相談して作成する、個々の避難支援計画についても、「作成されている」人は1割で、アンケート調査実施後に発生した令和元年東日本台風による被災を受けて、少しずつ取組みが始まっているものの、まだまだ作成が進んでいない状況がうかがえます。

今後は、地域との連携・協力を得ながら、避難支援体制を構築し、避難所においても障害特性に応じた配慮やきめ細かな対応ができるよう、福祉避難所の開設も含め避難所運営の体制づくりを図っていく必要があります。

このほか、防犯対策では、障害特性によっては犯罪の被害者となる危険性が高く、警察への通報や相談にも困難を伴うことが多いことから、家族やサービス事業者など周囲の関係者をはじめ、地域全体による見守りや防犯活動の充実を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 防災対策の推進

- 災害時に配慮が必要な障害のある人の把握と台帳づくりを進めるとともに、地域や事業所等の協力・連携のもと、個人ごとの避難支援計画の作成を進めます。
- 災害発生時又は緊急時において、当事者と迅速かつ的確に情報が共有できるよう、障害特性に応じた伝達体制の強化を図ります。
- 災害時の避難場所等における避難者の生活環境や障害特性に応じた情報伝達のあり方を検討し、障害のある人に配慮した環境整備と医療・介護体制の確保に努めます。
- 様々な災害を想定した訓練を行うなど、災害発生時における迅速な判断と適切な対応をするための準備をするとともに、障害のある人や家族等への積極的な参加と住民への啓発活動を行います。

■目標設定事業

7111	災害時における応援協定		担当課
概要	施設入所系サービス事業所における災害時の安全を確保するため、入所施設を主体として地域との応援協定締結の促進を図ります。		消防局予防課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	応援協定締結数	7	13

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7112	避難行動要支援者*支援	継続	福祉政策課 危機管理防災課
7113	災害時避難所一覧作成	継続	危機管理防災課
7114	独居高齢者等緊急通報システム設置事業	継続	障害福祉課 地域包括ケア推進課
7115	FAX119	継続	消防局通信指令課
7116	NET119	新規	消防局通信指令課
7117	火事をなくする市民運動	継続	消防局予防課

(2) 防犯対策の推進

- 関係機関と連携を図り、犯罪に巻き込まれないための対策や行動等についての啓発活動や情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員*や行政地区、ボランティア及び関係機関等と連携しながら、地域での安全・安心な暮らしに向けた見守り活動を促進します。
- 消費者被害防止に向けた意識啓発・広報活動、消費者教育等の充実に努めるとともに、関係機関との連携・協力体制のもと、特殊詐欺や悪質商法による被害の防止・早期発見に努めます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7121	消費者被害防止に向けた広報啓発・出前講座	継続	市民窓口課

7-2 新興感染症への対策

[現況と課題]

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の目途が立っていません。本計画の策定時点では、障害福祉サービス確保支援事業として、事業所へのマスク等衛生用品の緊急調達や、生産活動収入が相当程度減収となった就労継続支援事業所に対し、補助金を交付するなど、対策事業を実施しました。

[施策の方向性]

- 感染の状況を見極めつつ、必要な対策事業を実施していきます。
- 障害福祉サービス*事業所等での感染症発生時において、サービス提供を継続するためのマニュアルや感染防護服など、必要な物資の備えが講じられているか、定期的に確認します。
- 大規模な感染症が発生した場合に備え、国・県と連携し、備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。
- 障害福祉サービス事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう研修を実施します。
- 県や協力医療機関等と連携し、感染症発生時も含め、代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を図ります。
- 障害福祉サービス事業所等に従事する職員への感染症に対する差別、偏見の防止に努めます。

7-3 バリアフリー*の推進

[現況と課題]

誰もが住みやすいまちづくりに向けて、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリアを取り除く、バリアフリーの推進が求められています。

障害者（児）に対するアンケート調査の結果では、外出時に困ることとして、「建物の階段・段差」、「歩道・通路の段差・障害物」等バリアフリーに関する項目が上位となっているほか、精神障害、発達障害*のある人では「周囲の目が気になる」の割合が最も高くなっており、ハード面におけるバリアフリーに加え、「心のバリアフリー」も必要とされている状況がうかがえます。

本市では、各種法令や計画に基づき、公共施設や鉄道駅、道路等のバリアフリー化の計画的な整備を推進するとともに、市有施設の建設や改修にあたっては、障害のある人の意見を聞く機会を設けています。また、通行の支障となる放置自転車や路上への看板・のぼり旗等の違法占用に対する定期的なパトロールを実施しています。

引き続き、障害のある人もない人も誰もが住みやすいまちづくりのため、ハード面におけるバリアフリー化の推進と併せ、障害に対する理解を深め、困った人を見かけた際の声かけや配慮をすることにより社会的バリアを除去する「心のバリアフリー」の促進を図ります。

[施策の方向性]

(1) 移動しやすい環境の整備

- 既存の公共建築物の点検を行い、危険箇所の改修工事を行うとともに、バリアフリー新法に基づく施設整備・改修を計画的に推進します。
- 新たな公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー新法等の法に基づいた施設整備を行うとともに、引き続き障害当事者の意見を聞く機会を設けます。
- 鉄道事業者等の交通関係者や民間事業者等によるバリアフリー化に向けた整備を促進します。
- 道路の整備に際し、歩道の適切な幅員の確保や点字ブロックの設置、段差の解消等、障害のある人に配慮した整備を推進します。
- 障害ある人の外出等社会参加を支援するため、バリアフリー化されている施設や設備について、バリアフリーマップ等による情報の提供を行います。

■目標設定事業

7311	あんしん歩行空間事業		担当課
概要	すべての人にやさしい歩行空間の整備を目指し、歩車道の段差箇所について、点字ブロックの配置変更及び視覚障害者誘導用ガイドの設置による段差解消を計画的に進めます。		道路課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	歩車道の段差解消箇所数	384箇所	415箇所

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7312	「バリアフリー新法」等に基づく指導・啓発	継続	建築指導課
7313	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業	継続	市街地整備課
7314	公衆トイレの整備及び維持管理事業	継続	衛生センター
7315	新規公園建設事業・既存公園改修事業	継続	公園緑地課
7316	市有施設整備への助言	継続	障害福祉課 建築課
7317	鉄道駅バリアフリー化設備等整備（再掲）	継続	交通政策課
7318	視覚障害者誘導用ブロック設置工事	継続	道路課
7319	放置自転車対策事業及び指導啓発	継続	交通政策課 監理課
73110	ユニバーサルデザイン推進体制の構築	継続	障害福祉課
73111	バリアフリーマップ等による情報の提供	継続	障害福祉課
73112	長野市障害者にやさしいお店登録制度（再掲）	新規	障害福祉課

(2) 住環境の整備・改善

- 障害に対応した住宅改修等の環境整備を支援するため、改修費用の助成や技術的な助言等を行います。
- 市営住宅のバリアフリー*化を推進するとともに、障害のある人や高齢者世帯の空き住宅が確保された場合は、優先入居として募集を行います。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7321	身体障害者住宅整備補助事業	継続	障害福祉課
7322	車いす用等住宅の整備	継続	住宅課
7323	住宅相談	継続	住宅課

7-4 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

[現況と課題]

障害者にとっても健常者にとっても、誰もが暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指すには、幅広い施策を推進することが不可欠であり、この立法措置として、平成30年に、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。

この法律で地方公共団体は、「ユニバーサル社会の実現に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。」とされ、次の5項目を掲げています。

- (1) 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去
- (2) 障害者、高齢者等があらゆる分野における活動に参加する機会の確保
- (3) 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること
- (4) 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、かつ利用できること
- (5) 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとする

また、国においては、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議が設置され、関連する法の整備も進められています。

関連法の中には、地方公共団体に努力義務として、諸計画の策定を求めるものがありますが、本市の既存計画と重なる部分も多いことから、今後、既存の諸計画に必要な施策を反映させ、整備していく方針とします。

[関連する計画の位置付け]

(1) 移動等円滑化促進方針・基本構想（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれら間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的としたものです。

主にハード面の施策について方針を定めるもので、関連計画として、都市計画についての方針を定める、「長野市都市計画マスタープラン」や地域公共交通の活性化及び再生について定める、「長野市地域公共交通網形成計画」などとの調和が求められることから、関連計画の次期改定にあたっては、「移動等円滑化促進方針・基本構想」の趣旨・目的を踏まえ、それぞれの計画に必要な施策を反映させ、一体的に整備していくものとします。

これにより、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他関係者の意見聴取を一元化するとともに、アンケート調査や評価・見直しも一体的に進めるものとします。

なお、令和2年に施行された法の一部改正では、国民に向けた広報啓発の取組促進として、学校教育との連携等による市町村等による「心のバリアフリー*」の推進が掲げられたことから、これらに関連する計画についても、必要な施策を反映させていくものとします。

■関連計画

計画名	計画期間
長野市都市計画マスタープラン	平成29年度～
長野市地域公共交通網形成計画	平成29年度～令和3年度
長野市中心市街地活性化プラン	平成29年度～令和3年度
第二次長野市教育振興基本計画・第二次長野市生涯学習推進計画	平成29年度～令和3年度
第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度
第2次長野市障害者基本計画	令和3年度～令和8年度

(2) 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度*が、これらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたものです。

すでに「長野市成年後見制度利用促進基本計画骨子」を定め、令和4年度からを計画期間とする「第四次長野市地域福祉計画*」に統合し、一体的に策定する予定としています。

関連計画として、いずれも令和3年度からを計画期間とする本計画のほか、「第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画」があることから、「長野市成年後見制度利用促進基本計画骨子」の内容をこれらの計画にも反映させ、全体の整合を図るとともに、アンケート調査や評価・見直しも一体的に進めるものとします。

■関連計画

計画名	計画期間
第三次長野市地域福祉計画	平成28年度～令和3年度
第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度
第2次長野市障害者基本計画	令和3年度～令和8年度

(3) 障害者文化芸術活動推進計画（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としたもので、次の視点を基本理念として掲げています。

- ・障害者による文化芸術活動の幅広い促進
- ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- ・地域における障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

関連計画として、「長野市障害者基本計画」などが挙げられることから、関連計画の改定等にあっては、「障害者文化芸術活動推進計画」の趣旨・目的を踏まえ、それぞれの計画に必要な施策を反映させ、整備していくものとします。

■関連計画

計画名	計画期間
長野市障害者基本計画	令和3年度～令和8年度

(4) 読書環境整備推進計画（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が、等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としたもので、次の視点を基本理念として掲げています。

- ・ 先端的な技術等を活用した電子書籍等の普及による、視覚障害者等が利用しやすい書籍の提供
- ・ 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の量的拡充及び質の向上
- ・ 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮

関連計画として、「長野市子ども読書活動推進計画」などが挙げられることから、関連計画の改定等にあっては、「読書環境整備推進計画」の趣旨・目的を踏まえ、それぞれの計画に必要な施策を反映させ、整備していくものとします。

■関連計画

計画名	計画期間
長野市子ども読書活動推進計画	平成30年度～令和4年度
長野市立図書館基本計画	平成28年度～令和3年度
長野市障害者基本計画	令和3年度～令和8年度

(5) その他の計画

このほかにも既存の各種計画の中で、障害者への配慮や障害理解の促進など、それぞれの分野における関連施策があります。これらの計画についても庁内で連携を図り、幅広く施策の推進を図っていきます。

○長野市人権政策推進基本方針

人権の世紀といわれる21世紀を迎え、世界各国が人権尊重社会の実現に向け、あらゆる人権問題に総合的に取組を進めている今日、本市においても、同和問題の取組の中で積み上げられてきた成果を生かしながら、すべての人の基本的人権を尊重していくための取組として、施策を再構築する必要が生じていることから、社会情勢の変化に適切に対応し、市民と一体となって様々な人権課題の解決に取り組むため、策定したものです。

○長野市男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法）

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、少子高齢化の進展や人口減少等、社会経済情勢の大きな変化に対応していく上でも、その実現が重要な課題となっています。

男女共同参画を継続的に推進するとともに、平成 28 年に完全施行された、女性活躍推進をより効果的に進めるため、策定したもので、「男女共同参画の視点に立った人権の尊重」の中で、「困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備」を施策として掲げ、女性障害者が虐待被害等を受けやすく、社会生活に関しても男性に比べて制約が大きい状況にあることから、高齢者、外国人等と並んで、障害者が安心して暮らせる環境整備に取り組むとしています。

○長野市スポーツ推進計画（スポーツ基本法）

本市のスポーツ推進の方向性として、障害者のスポーツ大会・講習会への参加を促進するとともに、スポーツ施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー*化の推進を掲げています。

○長野市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

障害等により特別な支援が必要な子どもの育ちのためには、一人ひとりの発達状況や障害特性等に応じた支援が必要とし、乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関や専門職員による連携強化と情報共有を図るものとしています。

第 **2** 編

第6期長野市障害福祉計画
第2期長野市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

第1章

計画策定に当たって

本章では、本計画の概要として、計画策定の趣旨や計画の位置付け、計画期間を示すとともに、本計画の根拠法である障害者総合支援法*及び児童福祉法の動向について整理しています。

また、本市の人口、世帯をはじめ、障害者手帳所持者数や障害支援区分認定者数の推移をまとめるとともに、アンケート調査結果等からみる障害福祉サービス*等の利用ニーズや第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に掲げた成果目標の達成状況及び障害福祉サービス等の量の見込みに対する実績値の比較等、本計画期間における成果目標及び量の見込み等を設定するにあたっての根拠となる基礎的データを示しています。

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法*」という。）に基づき、障害福祉サービス*、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について、障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の円滑な提供を図ってきました。この度、平成30年度から令和2年度までを期間とする「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の期間が満了を迎えたことから、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を設定した「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け

- 「第6期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けます。
- 「第2期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けます。

(3) 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等や国の施策の変更等を踏まえ、見直しの必要がある場合は、柔軟に対応します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長野市障害福祉計画	第6期・第2期			第7期・第3期		
長野市障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度		
(長野市障害者基本計画)	令和3年度～令和8年度					

2 計画の基本的な方向

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者*及び障害児*（以下「障害者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス*等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

障害者等（身体・知的・精神・難病*患者）が身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けられるよう、市が実施主体となって、国・県の支援を受けつつ、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

また、従来から精神障害者に含まれている発達障害者*及び高次脳機能障害者等についても、引き続き障害者総合支援法*に基づく給付対象となっている旨の周知を図るとともに、必要な情報提供を行うなど、障害福祉サービスの活用を促進します。

(3) 地域生活への移行と継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを整備するため、地域生活支援の拠点づくりや、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・継続の支援及び就労等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。

また、精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、病院や障害福祉サービス事業所による努力だけでは限界があり、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進が必要です。精神障害者が、地域で安心して自分らしく生活ができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築を進めると共に、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

なお、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での生活を自分らしく安心して送れるよう、中長期的な視点に立ち各種支援策を継続します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、「我が事」として主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟な公的サービスを提供するとともに、地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障害児*の健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、障害種別にかかわらず、障害の特性に応じた質の高い専門的な支援が提供される体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージ*に沿って、地域の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の程度や状態により、できる限り地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルーシブ教育*システム（包容する教育制度）を推進します。

さらに、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）が専門的な支援を円滑に受けられることができるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉サービス*を担う人材の確保

将来にわたって質の高い障害福祉サービス等を安定的に提供していくために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の強化、また、処遇や職場環境の改善により、職場の定着率を高めるなど、関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組の促進

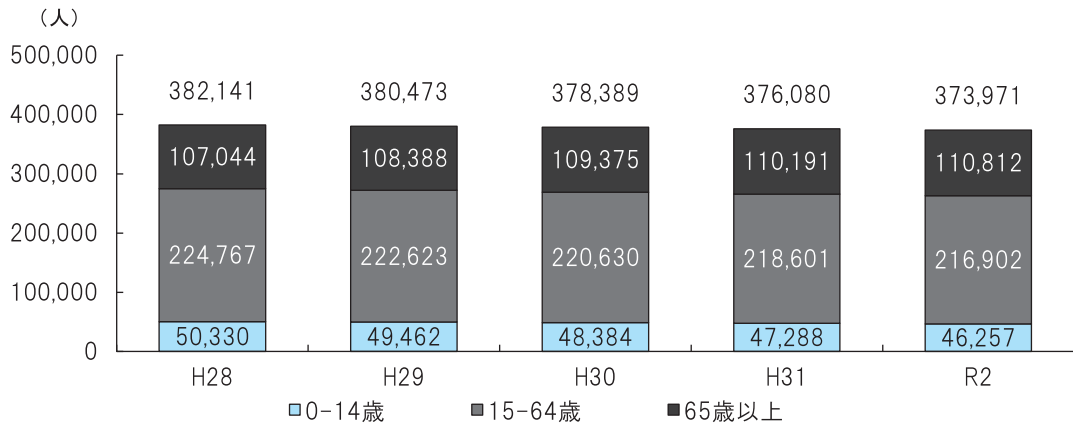
障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の拡充と参加する機会の確保を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受するため、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

3 障害のある人の状況

(1) 長野市の人口・世帯の推移

本市の人口は、減少傾向にあり、平成28年から4年間で8,170人(2.1%)減少し、令和2年4月1日現在で373,971人となっています。年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の老年人口が増加し、全体に占める割合(高齢化率)も上昇しています。

■年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口の構成比

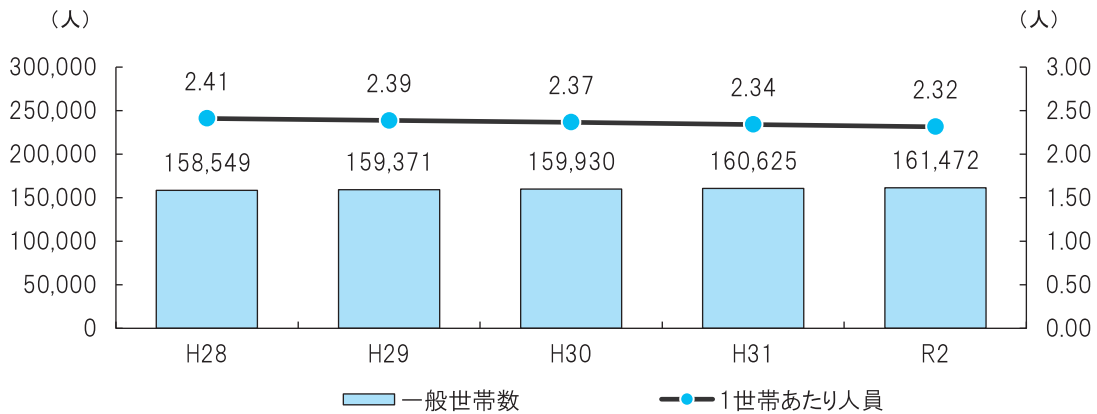
単位：%

	H28	H29	H30	H31	R2
0-14歳	13.2	13.0	12.8	12.6	12.4
15-64歳	58.8	58.5	58.3	58.1	58.0
65歳以上	28.0	28.5	28.9	29.3	29.6

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

本市の世帯数は、増加傾向にあり、令和2年4月1日現在で161,472世帯となっています。1世帯あたり人員が減少してきており、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障害者手帳所持者・障害児*等の状況

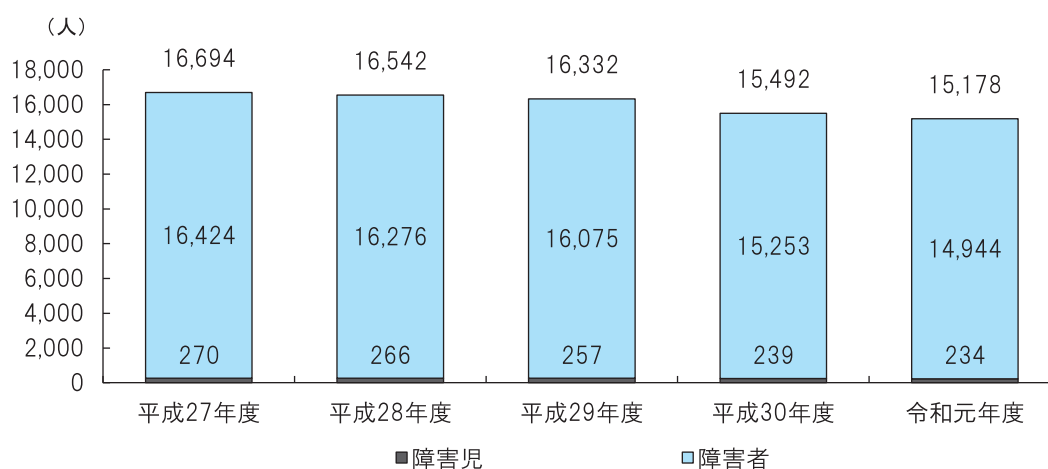
① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、障害者*、障害児*ともに減少傾向にあり、令和元年度末現在で、障害者が14,944人、障害児が234人、計15,178人となっています。

障害種別ごとにみると、障害者では、内部障害及び下肢障害の人数が多く、障害児では、体幹機能障害の人数が多くなっています。

等級別にみると、障害者、障害児ともに1級の人数が最も多くなっています。障害児では1級、2級で全体の6割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■障害種別_身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚	障害児	7	7	8	7	8
	障害者	934	920	905	832	846
聴覚	障害児	43	45	43	43	41
	障害者	1,221	1,199	1,193	1,120	1,076
音声・言語・そしゃく	障害児	3	3	3	2	1
	障害者	174	170	169	160	158
上肢障害	障害児	52	49	49	43	36
	障害者	2,514	2,485	2,463	2,322	2,287
下肢障害	障害児	13	13	11	10	8
	障害者	4,934	4,846	4,681	4,376	4,218
体幹	障害児	98	100	91	86	96
	障害者	1,859	1,783	1,746	1,626	1,563
内部障害	障害児	54	49	52	48	44
	障害者	4,788	4,873	4,918	4,817	4,796
障害児		270	266	257	239	234
障害者		16,424	16,276	16,075	15,253	14,944
計		16,694	16,542	16,332	15,492	15,178

出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別_身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	障害児	100	91	85	82	83
	障害者	4,506	4,531	4,504	4,306	4,195
2 級	障害児	72	79	71	66	65
	障害者	1,984	1,930	1,907	1,761	1,737
3 級	障害児	45	45	51	47	45
	障害者	3,599	3,563	3,522	3,396	3,353
4 級	障害児	36	32	30	26	23
	障害者	4,224	4,121	4,026	3,810	3,703
5 級	障害児	9	8	8	7	10
	障害者	1,172	1,193	1,176	1,098	1,085
6 級	障害児	8	11	12	11	8
	障害者	939	938	940	882	871
障害児		270	266	257	239	234
障害者		16,424	16,276	16,075	15,253	14,944
計		16,694	16,542	16,332	15,492	15,178

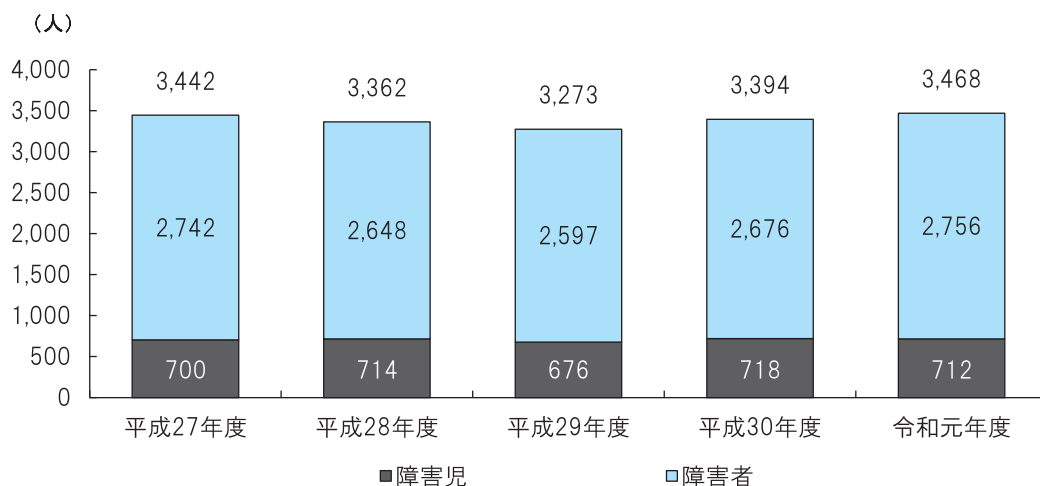
出典：障害福祉課（各年度末現在）

② 療育手帳*所持者（知的障害者）の推移

療育手帳所持者は、平成29年度まで減少傾向にありましたが、その後、増加し、令和元年度末で、障害者*が2,756人、障害児*が712人、計3,468人となっています。

程度別にみると、障害者、障害児ともにB2の人数が増加しています。

■療育手帳所持者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別 療育手帳所持者数の推移

単位：人

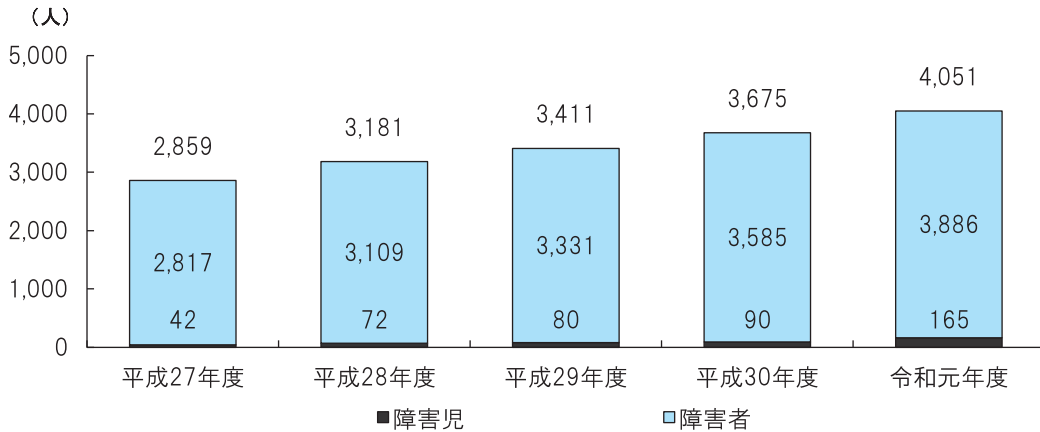
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A 1	障害児	220	216	193	181	177
	障害者	874	871	858	880	888
A 2	障害児	9	12	11	9	8
	障害者	50	51	48	47	48
B 1	障害児	154	142	136	141	130
	障害者	943	899	867	876	884
B 2	障害児	317	344	336	387	397
	障害者	875	827	824	873	936
障害児		700	714	676	718	712
障害者		2,742	2,648	2,597	2,676	2,756
計		3,442	3,362	3,273	3,394	3,468

出典：障害福祉課（各年度末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあり、平成27年度末から4年間で1,192人(41.7%)増加し、令和元年度末現在で、障害者*、障害児*合わせて4,051人となっています。等級別にみると、障害者では1級、障害児では2級が最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別_精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

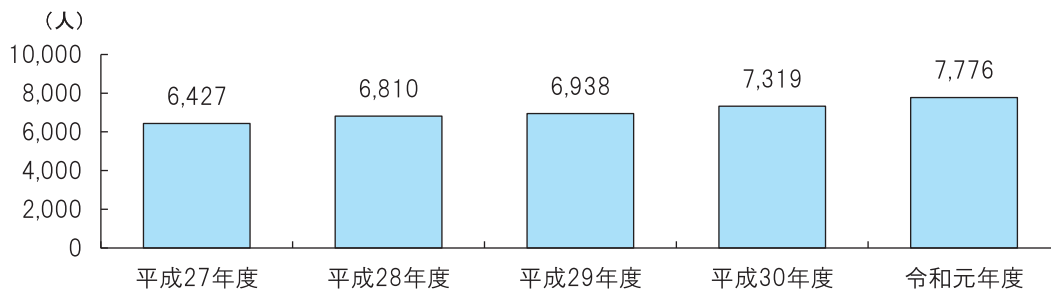
単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	障害児	17	29	23	30	59
	障害者	1,355	1,502	1,616	1,739	1,889
2級	障害児	17	26	38	41	83
	障害者	1,261	1,388	1,492	1,609	1,746
3級	障害児	8	17	19	19	23
	障害者	201	219	223	237	251
障害児		42	72	80	90	165
障害者		2,817	3,109	3,331	3,585	3,886
計		2,859	3,181	3,411	3,675	4,051

出典：障害福祉課（各年度末現在）

自立支援医療（精神医療）受給者数も増加してきていて、平成27年度から令和元年度までの4年間で1,349人(21.0%)増加しています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



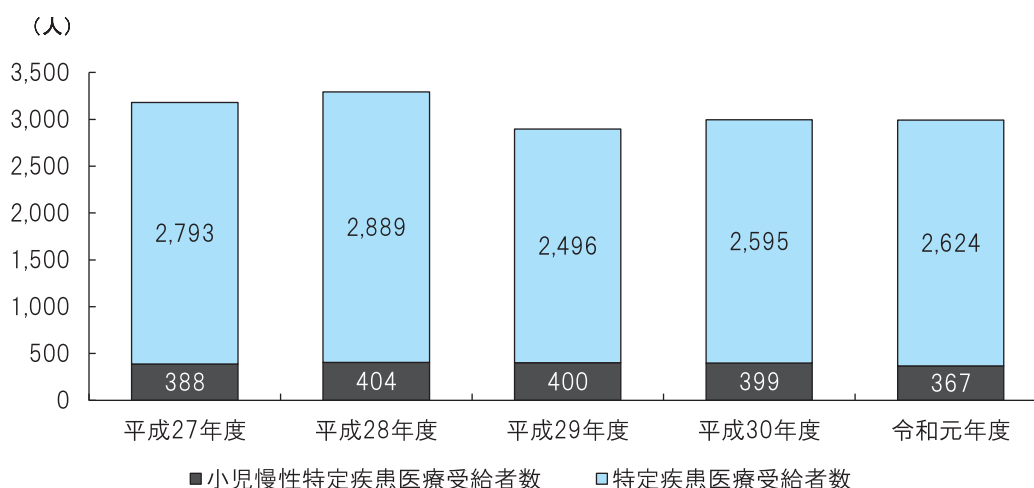
出典：障害福祉課（各年度末現在）

④ 特定疾患医療等受給者

特定疾患医療受給者は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて減少した後、再び増加してきていて、令和元年度末現在で 2,624 人となっています。

小児慢性特定疾患医療受給者は、平成 28 年度以降減少してきていて、令和元年度末現在で 367 人となっています。

■特定疾患医療及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

⑤ 医療的ケア児数

医療的ケア児の数は、平成 31 年 4 月現在で 48 人となっています。また、医療的ケアの内容別にみると、吸引が 24 人で最も多くなっています。

■市内医療的ケア児数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

年齢区分	計	性別		手帳		内容									
		男	女	身体障害者手帳	療育手帳	気管切開	人口呼吸装着	胃ろう	経管栄養	吸引	導尿・尿道カテーテル	在宅酸素	ストマ管理	透析	その他
0～5歳	8	4	4	7	7	0	0	3	4	0	0	1	0	0	0
6～11歳	24	10	14	23	14	10	6	10	6	12	4	9	1	1	1
12～14歳	7	1	6	7	4	1	0	2	0	5	2	1	0	0	0
15～17歳	9	7	2	9	9	3	2	4	0	7	1	4	0	0	0
総計	48	22	26	46	34	14	8	19	10	24	7	15	1	1	1

出典：長野県「医療的ケア児等実態調査（令和元年 6 月実施）」

⑥ 発達障害*

市内公立小中義務教育学校（国立私立を除く）に通う発達障害を持つ児童生徒数は増加傾向にあり、令和元年度で、小学生が669人、中学生が416人、計1,085人、全児童生徒数に対する割合が3.85%となっています。

特に、自閉症スペクトラム障害（ASD）*が増えてきていて、小学生で全体の約7割、中学生で全体の約6割を占めています。

■発達障害児数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学習障害（LD）	小学校	27	28	26	36	42
	中学校	21	22	25	32	39
注意欠陥多動性障害（ADHD）	小学校	128	141	146	151	153
	中学校	103	119	116	123	119
自閉症スペクトラム障害（ASD）	小学校	358	405	418	452	472
	中学校	178	200	219	239	256
その他	小学校	2	2	1	0	2
	中学校	0	0	0	2	2
小学校計		515	576	591	639	669
中学校計		302	341	360	396	416
合計		817	917	951	1035	1085
対全体比（全児童生徒数と比較）		2.70%	3.09%	3.24%	3.60%	3.85%

出典：長野市教育委員会学校教育課

⑦ 特別支援学級*・特別支援学校*在籍児童生徒数の推移

本市の特別支援学級の在籍児童生徒数は、令和元年度現在で、小学生が618人、中学生が350人、計968人となっています。平成27年度から4年間で274人(39.5%)増加しており、特に小学生で大きく増加しています。

障害別にみると、自閉症*・情緒障害が全体の7割以上を占めています。

市内の特別支援学校に通う市内在住の児童生徒数は、令和元年度で、幼稚部が4人、小学部が139人、中学部が103人、高等部が192人となっています。

■特別支援学級在籍児童生徒数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知的障害	小学生	115	129	140	151	165
	中学生	69	77	71	72	69
肢体不自由	小学生	0	3	3	6	6
	中学生	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
弱視	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
難聴	小学生	3	4	3	2	3
	中学生	1	1	1	4	3
言語障害	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	小学生	278	305	334	391	444
	中学生	228	250	254	274	278
総数	小学生	396	441	480	550	618
	中学生	298	328	326	350	350

出典：長野市教育委員会学校教育課

■特別支援学校児童生徒数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚部		6	6	9	9	12
	長野市在住障害児	(データなし)	2	6	6	4
小学部		191	195	189	199	208
	長野市在住障害児	(データなし)	129	124	134	139
中学部		164	153	148	136	157
	長野市在住障害児	(データなし)	103	97	87	103
高等部		332	311	323	320	317
	長野市在住障害児	(データなし)	206	218	197	192

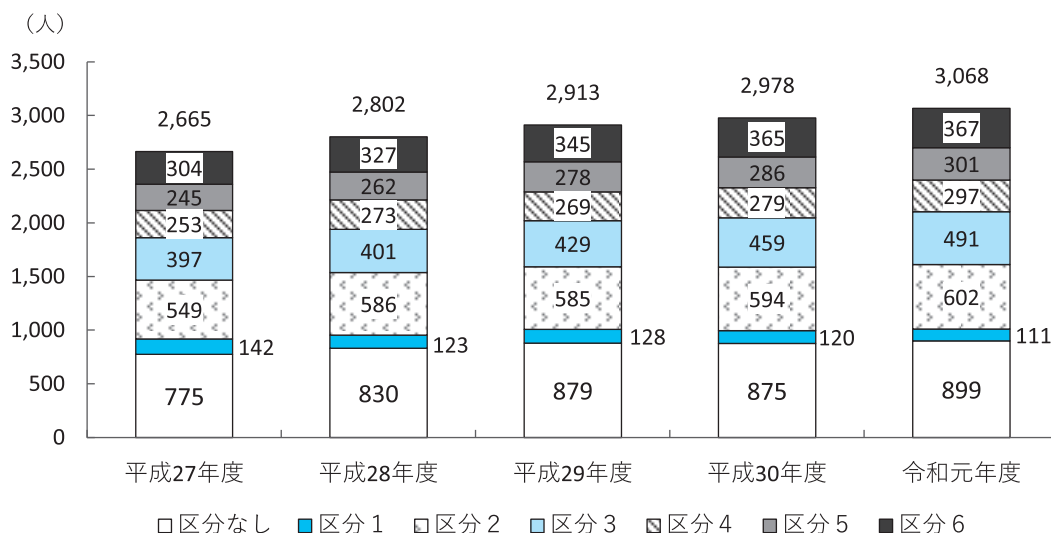
出典：長野市教育委員会学校教育課
長野県教育要覧

(3) 障害福祉サービス*等の利用状況

① 障害支援区別サービス利用者数の推移

本市の障害福祉サービス利用者数は、増加してきていて、令和元年度現在で、3,068 人となっています。障害支援区別にみると、区分なしが 899 人で最も多く、全体の約 3 割を占めています。

■障害支援区別_認定者数の推移



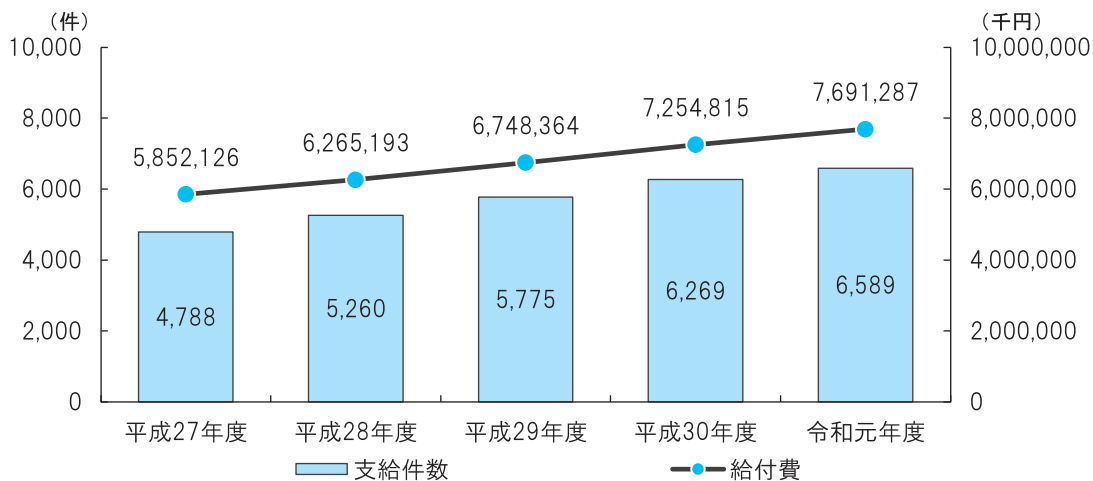
出典：障害福祉課

② 障害福祉サービス支給件数及び給付費の推移

障害福祉サービスの支給件数は年々増加し、平成 27 年度から 4 年間で 1,801 件 (37.6%) 増加しており、令和元年度で 6,589 件となっています。

給付費も 4 年間で 18 億 4 千万円 (31.4%) 増加しており、令和元年度で約 77 億円となっています。

■障害福祉サービス利用件数及び給付費の推移



出典：障害福祉課

4 サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向

(1) 障害者*の利用ニーズ

① 今後、利用したいサービス

障害者等に対するアンケートで、「これから利用したいサービス」についての問いに対し、生活のためのサービスでは、「短期入所（ショートステイ）」及び就労・社会参加のためのサービスでは、「就労定着支援」並びに暮らす場のサービスでは、「共同生活援助（グループホーム）」等と回答した人の割合が高くなっています。

■生活のためのサービス		
1	短期入所（ショートステイ）	11.4%
2	行動援護、同行援護	8.4%
3	移動支援	8.1%
■就労・社会参加のためのサービス		
1	就労定着支援	5.6%
2	就労継続支援B型	5.4%
3	就労移行支援	4.4%
■暮らすの場のサービス		
1	共同生活援助（グループホーム）	5.4%
2	施設入所支援	5.0%
3	その他	1.1%

② 利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス

障害者等に対するアンケートで、「利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス」についての問いに対し、「行動援護、同行援護」及び「短期入所（ショートステイ）」並びに「共同生活援助（グループホーム）」と回答した人の割合が高くなっています。

■利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス（自由記述）

1	行動援護、同行援護	5.8%
2	短期入所（ショートステイ）	5.7%
3	共同生活援助（グループホーム）	3.2%

[利用できない、利用しづらい理由（主なものを抜粋）]

- 空気がない。
- 他人の目、近所の目が気になる。
- 本人が行きたがらない。
- 経済的にきつい。高そう。
- サービスの知識がない。手続等がわからない
- 人とのコミュニケーションが難しい。

(2) 障害児*の利用ニーズ

障害者等に対するアンケートで、「利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス」についての問いに対し、「短期入所（ショートステイ）」及び「放課後等デイサービス」並びに「障害児自立サポート」と回答した人の割合が高くなっています。

■利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス（自由記述）

1	短期入所（ショートステイ）	4.2%
2	放課後等デイサービス	2.7%
3	障害児自立サポート	2.3%

[利用できない、利用しづらい主な理由（抜粋）]

- 利用出来る場所まで行けない。
- 送迎に時間を割けない
- 希望通り（曜日・回数）利用できない。
- 医療的ケアがあると利用できない
- 本人らしく利用できるかどうか不安
- 子どもの体調に波がある。

(3) 関係団体等からみる利用ニーズ

障害当事者及び障害者支援団体を対象に実施したアンケートでは、サービス利用に関する問いに対し、以下のご意見をいただきました。

[サービス利用に関する主な意見（抜粋）]

(在宅介護)

- ・アウトリーチ（障害者の自宅を訪問する）のサービスを充実していただきたい。
- ・何かがあったとき、泊まれる場所が少ない。医療ケアのあるなしに関わらず、泊まれる施設が必要。

(日中活動の場)

- ・学校卒業後の通所先が見つからない、特に毎日の受け入れは困難で、遠い施設へ通うケースが多い。
- ・事業所で知的障害者、精神障害者が共に利用することで、互いにストレスを感じている。
- ・工賃が安すぎる。

(就労支援)

- ・就労先の受け入れ時間が短く、親が送迎せざるを得ない。子どもを就労させるために、親は離職しなければならない。
- ・通勤先に手話通訳者がいない。

(意思疎通)

- ・補聴器や人工内耳のデジタル化に伴い、商品が高額になっている。補聴援助システムも含め、助成金の増額は必須である。
- ・代筆、代読は、単独では認めてもらえない。家事援助と併せてお願いしている状況。

(移動支援)

- ・ガイドヘルパーは、仕事に行く場合は利用できない。家族の送迎がないと仕事ができないので困る。

(生活の場)

- ・親なき後のことを考え、グループホームを考えている親御さんがとても多くなっている。入居希望者を早めに把握し、計画的に整備・確保していただきたい。
- ・地域の中で共に生きていくことは理想だが、それぞれ入所している理由があり（医療行為で受けている、重複重度障害者、病弱等）、グループホーム及び在宅での生活は不安。
- ・視覚障害者のグループホームがあるといい。空き家を改装する等して実施してほしい。
- ・グループホーム以外の生活の場の充実を望む。

(相談支援)

- ・地域移行した後に利用する相談支援センターの質と量を充実していただきたい。

(制度全般)

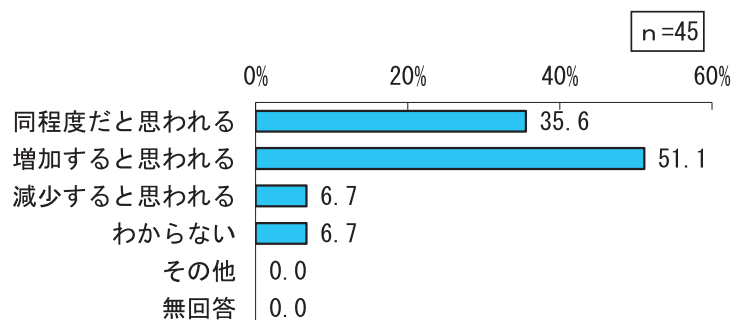
- ・市の障害福祉のサービスガイドを広く配布して、市民に周知してほしい。
- ・福祉サービスの内容によっては一か所だけでは不可能なことがあり、いくつもの利用が必要になることから、手続き、サービス計画の変更等の話し合い等介護者の負担が増える。
- ・日常生活に困難があるにも関わらず、手帳がないためにいろいろなサービスが受けられない状況を変えてほしい。
- ・65歳を超えることにより、障害者手帳の所持に関係なく、一律介護保険制度へ移行する現状には違和感を覚える。障害に基づく障害福祉サービス*が、年齢に関係なく受給できることが望ましいと考える。
- ・医療的ケア（たんの吸引、胃ろう、導尿、呼吸器等）が必要なために、短期入所、生活介護、就労B、児童発達支援、放課後デイ、移動支援のサービスが利用できないことが多い
- ・収入のほとんどない障害者に利用料を負担させるという発想が良くない。サービス利用時の負担はなるべく少なくしていただきたい。

(4) 事業所調査からみる今後の事業展開

45 箇所の障害福祉サービス*事業所に対し、今後のサービス提供量の見通しについてヒアリングを行ったところ、「増加すると思われる」と回答した事業所が、51.1%（23 事業所）となっています。

新規参入あるいは拡大を検討しているサービスについては、共同生活援助（グループホーム）が7事業所、生活介護が6事業所等となっています。

■今後のサービス提供量の見通し



■新規参入・拡大を検討しているサービス

サービス名	整備年	事業所数	新規(拡大)人数
居宅介護	未定	1	-
行動援護	未定	1	-
生活介護	令和2年	3	38
	令和3年	2	30
	未定	1	20
短期入所（ショートステイ）	令和3年	1	4
療養介護・医療型短期入所	未定	1	10
自立生活援助事業	令和2年	1	10
就労継続支援A型	令和2年	1	6
就労継続支援B型	令和2年	2	18
共同生活援助（グループホーム）	令和2年	2	9
	令和3年	3	24
	未定	2	-
長野市障害者相談支援センター*	令和2年	1	1
放課後等デイサービス	令和2年	2	15
移動支援	未定	1	-
児童発達支援	未定	1	-

5 前期計画における成果目標の達成状況

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

福祉施設から地域生活への移行促進については、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標に掲げています。

このうち、地域生活移行者の増加については、平成28年度末時点の施設入所者数のうち、令和2年度末までに地域生活に移行した人数を目標値としており、令和2年度までの目標値として、平成28年度末時点の施設入所者数276人のうちの12%にあたる33人を目標としていましたが、実際には3%にあたる9人が地域生活に移行するに留まっています。なお、福祉施設からは、グループホームや自宅が、その移行先となっています。

また、施設入所者の削減については、平成28年度末時点の施設入所者276人のうち、2.9%にあたる8人を削減することを目標としていましたが、地域への移行以外に、他の障害者*や高齢者の施設、病院への入院、死亡により異動はあったものの、新たに入所する人もいて、施設入所者数を削減することはできていません。

原因として、施設入所者の地域生活への移行後の受け皿となるグループホームが不足していることや、自宅やアパートでの生活を支えるためのきめの細かい支援体制づくりが追い付いていないことが考えられ、地域生活への移行促進のためには、障害福祉事業所の基盤整備や、包括的な支援体制の構築が必要です。

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
年度末時点の施設入所者数	268人	276人	103%
【目標①】地域生活移行者の増加	33人	9人	27%
平成28年度末時点の施設入所者数276人に対する割合	12%	3%	25%
【目標②】施設入所者の削減	8人	0人	0%
平成28年度末時点の施設入所者数276人のうちの割合	2.9%	0%	0%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場の設置については、令和2年度の目標として、1協議体以上の設置を目標としていましたが、医療分野、介護関係者との連携方法を模索しており、設置に向けて検討を重ねている段階にあります。

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1協議体以上	未設置	0%

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本市では、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」によるサービスの整備を進めており、令和元年度時点で、目標を達成しています。

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
面的整備型による地域生活拠点等の整備	1箇所	1箇所	100%

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行については、圏域の障害者就業・生活支援事業所、障害当事者の方や、就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図っています。

令和2年度の目標としては、福祉施設から一般就労への移行者数として、平成28年度実績63人の1.5倍にあたる95人以上を目標値としていましたが、令和元年度時点で65人に留まっていて、一般就労への移行が目標どおり進んでいません。原因として、受入企業が、まだまだ不足していることや、企業側との情報共有、連携の場が不足していることが考えられます。

また、就労移行支援事業所の利用者数は、平成28年度末の利用者数129人の55%にあたる71人増の200人を令和2年度の目標値としていましたが、令和元年度時点で100人に留まっています。原因として、就労移行支援サービス以外の就労継続支援A型やB型でも、一般就労に必要な力を身に着けることができることや、就労移行支援サービスの内容や利用期間にも課題があることが考えられます。

この他、就労移行率が3割以上の事業所数の割合として、全体の5割以上となることを令和2年度の目標値としていましたが、令和元年度時点で16事業所中、全体の63%にあたる10事業所が3割以上を超えていて、目標を達成することができています。

更に、就労定着支援による1年後の職場定着率については、令和2年度の目標値を8割としていましたが、令和元年度時点で79%となっていて、こちらもほぼ目標を達成できています。

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数 (平成28年度実績63人の1.5倍以上)	95人	65人	68%
就労移行支援事業所の利用者数 (平成28年度末時点の利用者数129人から5.5割以上増加)	200人	100人	50%
就労移行率が3割以上の事業所数・割合 (全体の5割以上)	13/25事業所 (52%)	10/16事業所 (63%)	121%
就労定着支援による1年後の職場定着率 (1年後の職場定着率が8割以上)	80%	79%	99%

(5) 障害児*支援の提供体制の整備等

市内2箇所の児童発達相談支援センターでは、発達に不安のある児童の相談に応じるほか、発達障害*を含めた障害について、平成28年度は1人であった児童発達相談支援専門員を目標どおり2人に増員して、対応にあたっています。

保育所等訪問支援を利用できる体制づくりとして、平成28年度3箇所であった保育所等訪問支援事業所数を5箇所に増やすことを目標値としていましたが、令和元年度時点では4箇所となっています。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、ニーズの増加に応じて、令和元年度時点では、目標値の市内2箇所を上回る4箇所の事業所がサービスを提供しています。

更に、医療的ケアが必要な障害児等に対して、関係機関が連携を図るための協議の場として、平成30年度からは、「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」が開催され、体制整備に具体的に取り組んでいます。

目 標	令和2年度 目 標	令和元年度 実 績	達成率
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所	100%
児童発達相談支援専門員の増員	2人	2人	100%
保育所等訪問支援を利用できる体制づくり	5箇所	4箇所	80%
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置	2箇所	4箇所	200%
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置	2箇所	4箇所	200%
医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための 協議の場を設け体制整備に具体的に取り組む	1協議体	1協議体	100%

第2章

成果目標及び活動指標

本章では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス*、相談支援及び生活支援事業の提供体制の確保にかかる目標について、令和5年度を目標年度とする成果目標及び活動指標を設定します。

設定する成果目標は、以下の7項目です。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児*支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 施設入所者の地域への移行

【目標】

地域生活への移行を進める観点から、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する人の人数を令和元年度末時点の施設入所者の6%以上とすることを目標値として設定します。

また、施設の入所者数について、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとします。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	276人	
【目標①】地域生活移行者の増加	17人 ----- 6%以上	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の数
【目標②】施設入所者の削減	5人 ----- 1.6%以上	(A)の時点から令和5年度末時点における施設入所者の削減数

【方策】

- サービス等利用計画の相談等を通じて、障害当事者の希望に沿った形で、地域移行の可能性を探ると共に、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を強化します。
- 家族と自宅で生活する場合や、アパートで単身生活をする場合等、移行後の生活状況に合わせた支援体制を構築します。
- 障害者が地域生活に移行する上で、障害に対する理解が不可欠であるため、地域交流の機会の確保や啓発に努めます。

【国の指針】

目標	年度目標
① 施設入所者の地域生活への移行	令和5年度末における地域生活への移行者数について、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上とする。 令和2年度末において、第5期計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上とする。
② 施設入所者の削減	令和5年度末の施設入所者について、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

増加傾向にある精神障害者に対する包括的な支援を行うため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

目 標		単 位	令和元年度 実績	令和5年度 目標
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		回	-	1回以上
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	保健	人	-	1人以上
	医療（精神科）	人	-	1人以上
	医療（精神科以外）	人	-	1人以上
	福祉	人	-	1人以上
	介護	人	-	1人以上
	当事者	人	-	1人以上
	家族	人	-	1人以上
その他	人	-	1人以上	
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回	-	1回以上

【方策】

- 精神障害者が必要な支援を受けて、地域の中で安心して生活できるよう、個々の支援においては連携体制を取っていますが、地域全体の目標や課題を共有しながらより強力な連携体制が取れるよう、関係者による協議の場を設置し、地域包括ケアシステムを構築します。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
② 精神病床における1年以上長期入院患者数	令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以内長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数について、基本的な指針別表第四に掲げる式により算出した数を目標値として設定する。
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

【県の目標】(参考)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、②精神病床における1年以上長期入院患者数、③精神病床における早期退院率について、目標値を設定します。

目 標		平成29年度実績	令和5年度目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		-	316日以上
② 精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上	-	1,097人
	65歳未満	-	673人
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	69%	69%以上
	入院後6カ月時点	84%	86%以上
	入院後1年時点	90%	92%以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【目標】

障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を進めています。

この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、既存の相談支援センターによる相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めてきました。

今後は、既に確保している体制の機能に加え、基幹相談支援センター*を設置することで、相談支援体制の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
① 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所
② 運用状況の検証・検討の実施回数	未実施	年1回以上

【方策】

- 基幹相談支援センターを中心とする相談機能／一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供／ショートステイの利便性や対応力向上等の緊急時の受入・対応機能／人材の確保や養成といった専門性の維持機能/居住支援、障害者*の高齢化に対応した日中活動の場の提供等／「面的体制」に求められている機能の充実に努めます。
- 長野市障害ふくしネットにおいて、年1回以上、面的体制の運用状況の検証及び検討を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【目標】

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人数について、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを目標値として設定します。

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業が一般就労への移行における重要な役割を担っていることを踏まえ、一般就労への移行について、令和元年度実績の1.3倍以上とすることを目標値として設定します。

③ 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指します。

目 標		令和元年度実績	令和5年度目標
①	福祉施設から一般就労への移行者数	65人[ア]	83人 [ア]の1.28倍
②	就労移行支援事業における一般就労への移行者数	42人[イ]	55人 [イ]の1.31倍
③	就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	4人 [ウ]の1.33倍
		B型	19人 [エ]の1.27倍
④	生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）から一般就労への移行者数（参考）	5人[オ]	5人 [オ]の1.0倍

【方策】

- 長野圏域障害者就業・生活支援センターや、相談支援事業所、障害のある人や就労に関係する機関と連携を図り、障害のある人の特性に合わせた就労先の確保に努めます。
- 一般就労の受け皿となる企業による障害に対する理解が不可欠であるため、障害への理解が進むよう、啓発に努めます。
- 障害福祉サービス*事業所との連携により、就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、支援の担い手の育成や事業の周知に努め、一般就労に繋がるよう、障害のある人の特性に応じたきめ細かい支援を行います。
- 各事業所の支援員や相談員、プランナー、ケースワーカー*が連携し、障害のある人の特性を見極め、適切な支援を行いながら、移行できる体制づくりに努めます。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 福祉施設から一般就労への移行者数	令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数	令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることを基本とする。
③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	A型事業については、令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。

【目標】

④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

障害者*の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割以上が利用することを目標値として設定します。

また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標値として設定します。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
① 就労定着支援事業 利用者数 (就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の7割以上)	31人	58人 (70%)
② 就労定着率8割以上の事業所数（全事業所の7割以上）	6/9事業所	10/14事業所 (71%)

【方策】

- 就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人について、移行支援が終了した後も就労状況を把握し、受け入れ企業とも連携しながら、必要があれば支援が行えるよう、体制づくりに努めます。
- 就労定着率8割以上の事業所数については、支援の担い手の育成の他、就労定着の際の課題の傾向や対処方法について、支援者間で情報の共有が行える体制をつくり、各事業所の就労定着率が高まるよう努めます。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 就労定着支援利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
② 就労定着率	就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児*支援の提供体制の整備

【目標】

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。また、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問の実施体制の充実を目指します。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所以上
保育所等訪問支援を実施する主体数	4箇所	5箇所以上

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保と支援の充実を目指します。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	4箇所	5箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	4箇所	5箇所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、平成30年度に設置された「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るとともに、長野圏域で配置予定の医療的ケア児等コーディネーターと連携を図りながら、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	3人

【方策】

- 発達に不安のある児童とその家族のニーズを把握しながら、市内2箇所の児童発達支援センター及び4箇所の保育所等訪問支援事業所における、相談支援、保育所等訪問支援体制の充実に努めます。
- 子育て支援に係る施策である「発達支援あんしんネットワーク事業」を通じて、要配慮児とその保護者への支援や関係機関との連携を図りながら、成長や発達に応じた一貫した支援につなげます。
- 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の増加や、障害児*とその保護者、事業所、医療機関等の連携を図り、必要とされる支援が受けられる体制づくりに努めます。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の協議の場である、長野圏域障がい児等医療支援推進会議において、医療機関、福祉関係機関、教育事務所や特別支援学校*等の教育関係機関、行政（保健・福祉・教育関係課）の関係者が集まり、課題や対策について協議を行い、医療的ケアが必要な障害児等に対する医療支援の推進に努めます。
- 長野圏域で配置医療的ケア児等コーディネーターと連携を図りながら、医療的ケア児とその家族に対する支援を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。また、各市町村は又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【目標】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センター*を設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制を強化する体制を確保します。

令和5年度の目標については、令和元年度の相談件数約 17,000 件のうち、一般相談を除く 5,000 件を目標値とします。

また、人材育成の支援件数については、現在 33 箇所ある相談支援事業所に対し、年 1 回訪問による人材育成を行うことを目指し、33 件を目標値とします。

その他、地域の相談機関との連携強化として、市内の地域包括支援センターや保健センター、各地区の民生委員・児童委員*との連携を図ります。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
総合的・専門的な相談支援の実施回数	18,167回	21,800回
専門的な指導・助言回数	-	5,000回
人材育成の支援件数	-	33件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	-	20回

【方策】

- これまでは、相談支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターと位置づけてきましたが、新たに基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 基幹相談支援センターでは、現在市内に 33 箇所ある地域の指定相談支援事業所に対し、専門的な指導、助言を行います。
- 地域の指定相談支援事業所を訪問し、人材育成の支援を行います。
- 地域の相談機関との連携強化の取組として、地域包括支援センターや保健センターと連携強化を図ります。
- 各地区民生委員・児童委員との連携を図ります。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
相談支援体制の充実・強化	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針（別表第一の九）に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス*等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目標】

本市職員が障害者総合支援法*の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要なサービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

目 標		令和元年度実績	令和5年度目標
① 県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数		12人	15人
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	無	有
	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	0回	1回

【方策】

- 長野県が実施する、障害区分認定調査員研修、相談支援専門員研修、障がい者虐待・権利擁護*研修等に積極的に参加します。
- 「障害福祉サービス費請求の過誤」について、事業所実地指導や集団指導で、事業所に情報を提供し、請求の過誤を無くす取組を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築	令和5年度末までに、基本指針（別表第一の十）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第3章

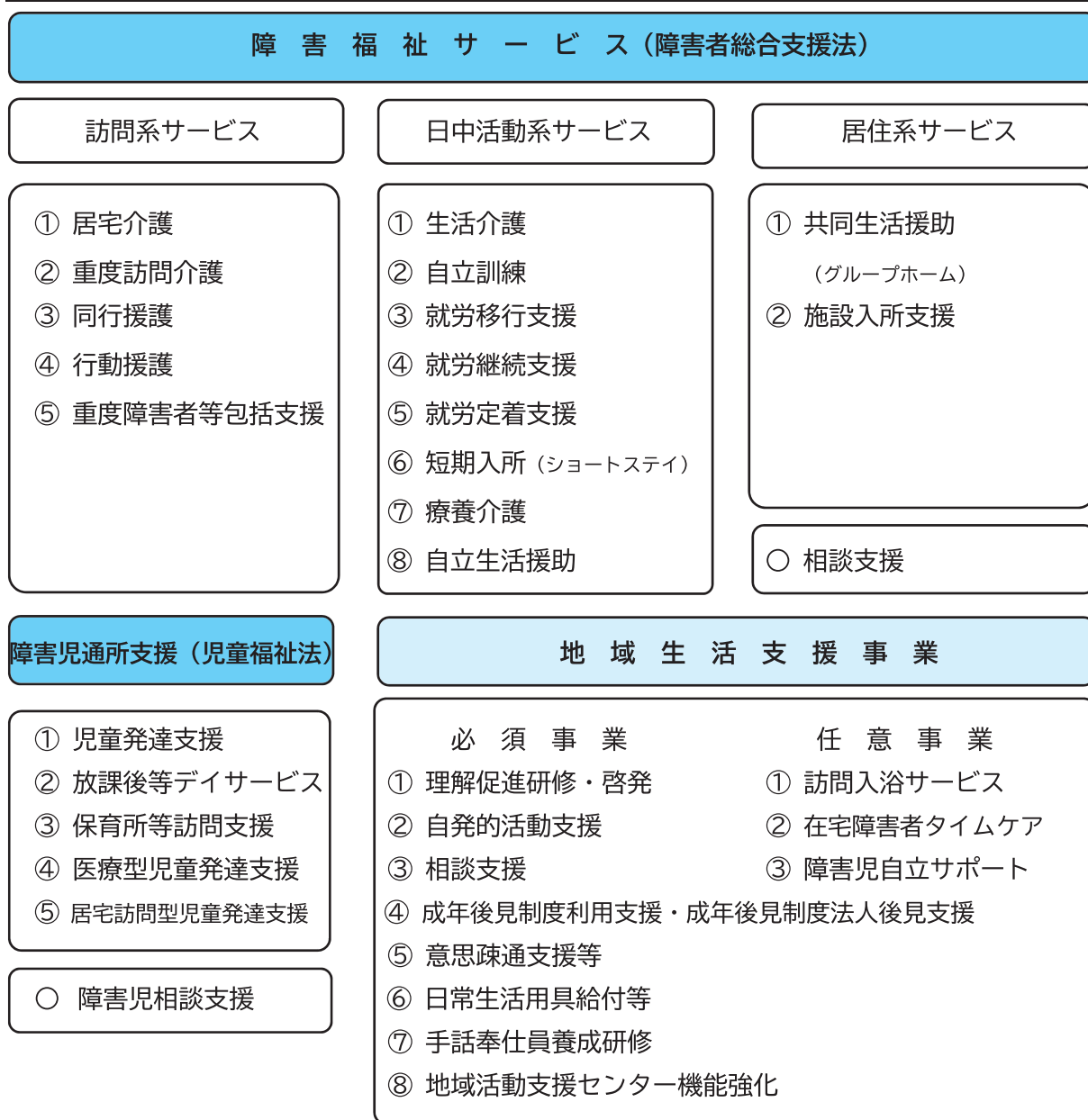
障害福祉サービス等の見込み量と 確保の方策

本章では、障害福祉サービス*等の種類ごとに、必要な量の見込みとその見込み量の確保のための方策を示します。

量の見込みにあたっては、計画の基本的な方向で示した考え方を参考とし、これまでの実績や当事者のニーズ、支援者の意見、事業所における今後の事業展開の意向等を踏まえて、見込んでいます。

1 障害福祉サービス*等の体系と見込み量推計の考え方

(1) 障害福祉サービス等の体系



(2) 見込み量推計の考え方

各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 前期計画期間における利用実績
- 当事者や関係団体、事業所調査等から得た利用ニーズの動向
- 施設入所者の地域生活への移行者数
- 特別支援学校*卒業者数
- 入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に利用が見込まれる人の数
- 平均的な1人当たり利用量 等

2 見込み量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■訪問系サービスの実績と見込み量

種類	単位	第5期実績			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月 (延べ利用時間/月)	8,853	8,996	9,321	9,580	9,839	10,097
	人/月	531	558	573	588	604	620
重度訪問介護	時間/月 (延べ利用時間/月)	561	1,291	1,162	1,188	1,214	1,239
	人/月	4	5	5	5	5	5
同行援護	時間/月 (延べ利用時間/月)	828	834	846	848	851	853
	人/月	66	66	70	70	70	71
行動援護	時間/月 (延べ利用時間/月)	1,031	966	1,303	1,351	1,400	1,448
	人/月	59	57	65	67	70	72
重度障害者等 包括支援	時間/月 (延べ利用時間/月)	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所	
	令和元年度末	令和5年度末
居宅介護	43	48
重度訪問介護	42	43
同行援護	12	13
行動援護	7	11
重度障害者等包括支援	0	1

【見込量の確保の方策】

① 居宅介護

需要の高まりに対応するため、事業者に働きかけ、新たな事業者の参入を促進します。

② 重度訪問介護

新たな事業者の参入に必要な支援方法（専門知識や支援技術を持つ従事者の養成、情報提供等）を検討します。

③ 同行援護

引き続き需要が高いことが見込まれるため、県と連携し、ガイドヘルパーの養成・確保に努め、サービスの提供体制の維持に努めます。

④ 行動援護

需要の高まりが見込まれるため、事業者に働きかけ、新たな事業者の参入を促進します。

⑤ 重度障害者等包括支援

需要の有無を見ながら、市内の関係団体やサービス事業者、相談員等からの情報をもとに、サービス実施の必要性について検討します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間（最長2年間）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

⑤ 就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑧ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

■日中活動系サービスの実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分/月 (延べ利用日数/月)	14,724	14,762	14,737	14,841	14,930	15,010
	人/月	806	811	821	827	832	837
自立訓練 (機能訓練)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	291	167	189	174	161	150
	人/月	16	11	12	11	10	9

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	462	507	574	563	555	547
	人/月	45	43	47	46	45	44
就労移行支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	2,318	1,741	2,152	2,183	2,213	2,243
	人/月	137	105	128	130	132	134
就労継続支援 (A型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	2,310	2,336	2,432	2,565	2,698	2,831
	人/月	117	121	128	135	142	149
就労継続支援 (B型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	14,444	15,424	15,751	16,358	16,966	17,573
	人/月	888	948	988	1,028	1,068	1,108
就労定着支援	人/月	8	31	34	40	48	58
短期入所 (合計)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	1,291	1,341	1,561	1,687	1,813	1,938
	人/月	302	272	319	345	370	396
短期入所 (福祉型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	1,219	1,240	1,436	1,543	1,650	1,757
	人/月	284	250	294	316	337	359
短期入所 (医療型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	72	101	125	144	163	181
	人/月	18	22	25	29	33	37
療養介護	人/月	84	86	87	88	89	90
自立生活援助	人/月	2	3	3	4	5	6
	うち精神障害者	2	3	3	4	5	6

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
生活介護	35	37	—	—
自立訓練(機能訓練)	1	1	62	62
自立訓練(生活訓練)	9	9	125	125
就労移行支援	17	17	181	181
就労継続支援(A型)	7	8	130	150
就労継続支援(B型)	47	55	945	1,100
就労定着支援	9	14	—	—
短期入所(福祉型)	20	25	—	—
短期入所(医療型)	1	2	—	—
療養介護	1	1	—	—
自立生活援助	2	2	—	—

【見込量の確保の方策】

① 生活介護

障害者*の個々の特性に応じたサービスが提供できるよう、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等を行います。

また、医療的ケアの必要な利用者について、利用者数やニーズの把握に努めるとともに、看護師配置やスタッフの養成等の受入体制整備を図り、事業所確保に努めます。

② 自立訓練

機能訓練サービスは、障害者のニーズに応えられるよう、関係機関と連携して進めていきます。

生活訓練サービスは、就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割や、地域生活移行者の地域定着支援としての役割も担っているため、必要とする利用者が適切にサービスを利用できるよう、入所施設や医療機関と連携して進めます。

③ 就労移行支援

一般就労を目指す障害者が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、就労移行支援の利用を促進するための周知・啓発に努めます。

障害者雇用について、ハローワーク*等と連携し、雇用先の開拓や障害者とのマッチングの促進、障害者の職域拡大、障害の特性等に応じた適切な職業訓練が受けられるよう支援に努めます。

ジョブコーチの養成確保に努めると共に、ジョブコーチと協働してサービス利用者の定着支援を行うことで、就労移行支援事業所の支援の質の向上につなげます。

学校卒業後の一般就労や、福祉的就労から一般就労への移行を促進するとともに、障害者の就労についての相談支援等、個々の障害の特性に応じた職業選択の支援に努めます。

④ 就労継続支援

A型事業所は、サービス利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保ができる事業であるため、今後も利用者数の増加を見込んでいて、事業所も一定数を確保しながら、サービスの充実に努めます。

B型事業所は、就労移行支援事業を利用しても就労に至らなかった障害者の移行先としての機能を併せ持っており、今後も利用者数の増加を見込んでいて、事業所も一定数を確保しながら、サービスの充実に努めます。

A型事業所、B型事業所ともに、事業所内で生産・製作する物品等についての販路拡大や、安定的な売上を確立させるため、事業所、行政、企業等の連携強化を行い、利用者の賃金（A型）、作業工賃（B型）の引き上げにつながるような生産活動の充実を図ります。

⑤ 就労定着支援

平成 30 年度に創設された事業であるため、引き続き事業の周知に努め、積極的な利用を推進します。

定期的な職場訪問や相談を行う事業者と連携し、障害者*が抱える課題を抽出するとともに、雇用企業をはじめとする各関係機関と協力し、障害者*がその特性に合った就労を継続できるよう支援します。

⑥ 短期入所

緊急時の安心の確保や、親亡き後の生活に向けての準備等、短期入所のニーズは高く、障害者のアンケートでもこれから利用したいサービスとして、最も希望が多かったサービスですが、急な利用の希望に沿えない状況や、事業所が少ないといった声が挙がっているため、障害者の地域生活を支える重要な機能として更なる整備が必要であり、各事業所の協力を得ながら全体量を増やし、緊急時に受入ができる体制確保に努めます。

特に、医療的ケアが必要な利用者については、利用できる事業所が限られており、医療機関との連携強化を図りながら事業所確保を進めます。

⑦ 療養介護

療養介護は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ実施が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることはできませんが、増加傾向にあるニーズに対応するため、医療機関との連携を図り、サービス実施の拡大に努めます。

⑧ 自立生活援助

平成 30 年度に創設された事業で、施設やグループホームから、自宅や一般のアパート等で自立した生活を始める際に有効なサービスとなることが期待されており、必要な障害者が利用できるように周知を図り、利用の促進に努めます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、障害者*が共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

② 施設入所支援

施設に入所している障害者に対して、主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■共同生活援助の実績と見込み

種類	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	510	525	542	557	571	586
（うち 日中サービス支援型共同生活援助）	人/月	2	2	2	2	2	2
（うち 精神障害者の利用者数）	人/月	127	131	135	139	142	146
施設入所支援	人/月	281	270	275	274	273	271

注）平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数（住居数）（箇所）		定員数（人）	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
共同生活援助（グループホーム）	112	120	646	700
施設入所支援	6	6	292	292

【見込み量の確保の方策】

① 共同生活援助（グループホーム）

地域移行の受け皿として、また保護者の高齢化により、親亡き後の生活の場として、依然としてニーズが高いサービスであるため、必要とする障害者が待機することなく利用出来るよう、グループホーム数の確保に努めます。

知的障害者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障害者では単身生活に向けた準備段階としての利用が多い等、障害の特性や程度に応じてニーズも違い、また、障害の特性に配慮した施設整備を求める声もあるため、引き続き事業者の協力を得ながら障害の特性に応じたグループホームの確保に努めます。

② 施設入所支援

施設入所者については、地域生活への移行を進めていくことが求められていることから、障害者*の特性に応じた移行先を見極め、地域移行の促進に努めます。

一方で、入所希望の待機者もあることから、関係団体・事業者等とともに、利用希望者の把握を行い、適切なケアマネジメント*により、入所を必要とする人の待機状態の解消に努めます。

(4) 相談支援・地域生活支援拠点

① 相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービス*を利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

イ 地域移行支援

障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

ウ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

② 地域生活支援拠点

(成果目標再掲)

障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を進めています。

この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、既存の相談支援センターによる相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めてきました。

今後は、既に確保している体制の機能に加え、基幹相談支援センター*を設置することで、相談支援体制の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

■相談支援の実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	603	613	654	687	719	752
地域移行支援	人/月	4	4	4	4	5	6
(うち 精神障害者の利用者数)	人/月	3	3	3	4	4	5
地域定着支援	人/月	20	12	19	20	21	22
(うち 精神障害者の利用者数)	人/月	16	9	15	16	17	18
地域生活支援拠点等の整備	箇所				1	1	1

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
計画相談支援	34	35
地域移行支援	17	35
地域定着支援	17	35
① 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1	1
② 運用状況の検証・検討の実施回数	年1回	年1回以上

【見込量の確保の方策】

① 相談支援

身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、基幹相談支援センター*を核とする相談体制の再構築を図ります。

障害者*、障害児*のアンケートでは、サービスを利用するときの心配な点として、「どんなサービスがあるのかわからない。」「どんなサービスが使えるのかわかならない。」という回答が多く、必要とされるサービスの利用につなげるためにも、相談支援事業を周知し、利用の促進に努めます。

地域移行を促進していく中では、地域移行支援、地域定着支援のニーズが高まることが見込まれることから、障害者が地域で安定した生活を送れるよう、相談支援の担い手の育成と確保に努めます。

② 地域生活支援拠点

基幹相談支援センター*を中心とする相談機能／一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供／ショートステイの利便性や対応力向上等の緊急時の受入／対応機能／人材の確保や養成といった専門性の維持機能／居住支援、障害者*の高齢化に対応した日中活動の場の提供等／「面的体制」に求められている機能の充実に努めます。

長野市障害ふくしネットにおいて、年1回以上、面的体制の運用状況の検証及び検討を行います。

(5) 障害児*通所支援・相談支援

① 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行います。

③ 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

④ 医療型児童発達支援

肢体不自由等のある障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行います。

⑤ 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

■障害児*通所支援・相談支援の実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	1,792	2,022	2,379	2,603	2,828	3,052
	人/月	165	194	209	228	248	268
放課後等 デイサービス	人日分/月 (延べ利用日数/月)	6,178	7,031	6,942	7,760	8,578	9,396
	人/月	570	639	731	817	903	989
保育所等 訪問支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	44	47	58	65	72	79
	人/月	37	40	46	51	57	63
医療型 児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	176	119	176	176	176	176
	人/月	13	9	13	13	13	13
障害児 相談支援	人/月	181	182	213	235	258	281
居宅訪問型 児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	0	1	2	3	4	5
	人/月	0	1	2	3	4	5

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
児童発達支援(単独) (児童発達支援センター含む)	25	28	230	257
児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)	45	50	430	480
放課後等デイサービス(単独)	45	50	430	480
児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)【再掲】	45	50	430	480
保育所等訪問支援	4	5	—	—
医療型児童発達支援	0	0	0	0
障害児相談支援	19	25		
居宅訪問型児童発達支援	1	1		

【見込量の確保の方策】

① 児童発達支援

発達障害*と診断される児童数の増加により、ニーズは年々高まっているため、必要な児童が

早い段階から支援を受けられるよう、障害の早期発見を担う市の関係機関と連携し、早期療育を実現します。また、集団生活の場の確保や療育プログラムの充実を図り、障害児*とその保護者のニーズに応じた療育・相談体制の整備を進めます。

② 放課後等デイサービス

発達障害*と診断される児童数は増加しており、障害児のアンケートでも、学校や園以外の生活について困っていることとして、「学齢期に通える放課後等デイサービスの受け入れ先が足りない」という回答が20%に上っていて、高まるニーズに応え、必要な児童が成長に応じた適切な支援を受けられるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。

③ 保育所等訪問支援

発達に不安のある児童が、身近な地域の中で、地域の児童と関わりを持ちながら保育を受けられるよう、保育所等訪問支援事業所数を確保し、保育所等と連携してサービスの実施体制の充実を図ります。

④ 医療型児童発達支援

医療施設でのみ実施が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることはできないが、必要とする障害児とその保護者のニーズに対応するため、医療機関との連携を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

⑤ 障害児相談支援

年々増加している相談数に対応できるよう、新規事業者の参入を図り、相談支援体制の強化に努めます。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

利用を希望する児童が、希望する量の利用を継続できるよう、提供体制の維持に努めます。

(6) 発達障害者*等に対する支援

① 発達障害者（児）及び家族等の支援

ア パアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入

ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入し、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

イ パアレントメンター養成等事業

ペアレントメンターを養成し、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

ウ ピアサポート*推進事業

ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を検討します。

(7) 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

障害者週間啓発事業やタウンミーティング、障害児発達支援研修・啓発事業に取り組み、同時に広報による周知・啓発を行っています。

地域共生社会の考え方のもと、障害者への理解を促すための事業を引き続き行います。

② 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援する事業で、障害者の福祉について市民の関心と理解を深め、障害者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めるために、障害者団体が行う障害者団体社会活動事業に対し、障害者団体社会活動事業補助金を交付します。

③ 相談支援事業

地域の障害者等とその保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護*のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

本市では、障害のある人の一般的な相談支援を行うとともに、障害児*、障害者虐待、差別解消、地域移行に関する専門分野の相談支援を指定相談支援事業所に委託して、相談支援センターを設置・運営しています。

なお、相談支援事業については、7箇所の相談支援センター、2箇所の発達相談支援センター、障害者権利擁護サポートセンター、障害者地域移行コーディネートセンターを合わせた11箇所の相談窓口について、令和3年度以降から相談支援専門員を、北部・南部の相談支援センターに集約配置し、障害福祉分野の総合的な相談窓口として新たに開設します。

また、基幹相談支援センター*については、7箇所の相談支援センターの機能を強化し、基幹

相談支援センターと位置づけてきましたが、今後、発達相談支援センター、障害者権利擁護サポートセンター、障害者地域移行コーディネートセンターを含む基幹相談支援センター*の設置を目指します。

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービス*を利用し又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度*の申し立てに要する経費の全部又は一部について補助を行います。

また、成年後見制度法人後見支援事業として、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

⑤ 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、視覚又はその他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読又は音声訳による支援等を行います。

⑥ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い日常生活の便宜を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

聴覚障害者等の生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深め、日常会話に必要な手話語彙及び表現技術を習得した手話奉仕員養成のため、長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」に委託し、講座を開講します。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出（概ね8時間で用務を終えることが可能な公共交通機関等による外出。ただし、通院・通勤・通学及び社会通念上本制度を適用することが適当でない外出は除く。）を支援します。

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

■地域生活支援事業（必須事業）の実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進 研修・啓発事業	啓発人数	630	652	650	700	800	900
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	箇所	11	11	11	6	6	6
うち 基幹相談 支援センター*等 機能強化事業	箇所	7 (7)	7 (7)	7 (7)	2 (8)	2 (8)	2 (8)
成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業							
成年後見制度利用支援事業（市長申立）	件	6	6	6	7	7	7
（参考） 成年後見支援センターにおける制度利用 についての相談	件	462	469	502	507	513	518
意思疎通支援事業等							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	978	1,094	1,140	1,213	1,285	1,358
手話通訳者設置事業	人	3	3	3	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者養成事業登録者数	人	46	46	46	46	47	47
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業登録者数	人	25	17	25	25	25	25
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件	103	88	100	100	100	100
失語症者向け意思疎通支援者養成事業登録者数	人	-	-	-	1	2	3
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	20	30	30	32	34	35
自立生活支援用具	件/年	70	72	72	73	73	73
在宅療養等支援用具	件/年	50	66	62	62	63	63
情報・意思疎通支援用具	件/年	77	66	70	70	71	72

種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
排せつ管理支援用具	件/年	6,669	6,730	6,853	6,935	7,017	7,098
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	4	4	6	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業修了者数	人	23	28	30	30	35	40
移動支援事業	人/年	384	395	400	400	400	400
	時間/年	21,049	20,678	21,165	21,165	21,165	21,165
地域活動支援センター機能強化事業							
合計	事業所数	12 (17)	12 (17)	12 (17)	12 (17)	12 (17)	12 (17)
	利用者数	196.7	190.7	195	195	195	195
うち定員20人以上 (旧I型)	事業所数	4	4	4	4	4	4
	利用者数	77	82.6	80	80	80	80
うち定員15人以上 19人未満 (旧II型)	事業所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数	40.7	44.2	45	45	45	45
うち定員10人以上 15人未満 (旧III型)	事業所数	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)
	利用者数	79	66.3	70	70	70	70

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

注) 基幹相談支援センター*等機能強化事業の箇所数は相談支援事業掲載数値の内数で、()内は相談支援専門員*の人数

注) 地域活動支援センター機能強化事業の()内は基礎的事業のみを実施する事業所を含む。

注) 地域活動支援センター機能強化事業利用者数は一日当たりの実利用者数(平均)

【見込量の確保の方策】

① 理解促進研修・啓発事業

障害に対する理解促進のため、啓発用のリーフレット等を作成し、広く市民に普及・啓発を行います。

障害福祉サービス*事業所や関係機関についてのガイドブック等を作成し、障害者*や障害児*が施設を利用し易くなるように努めます。

長野市障害ふくしネットと協働し、全体協議会やタウンミーティング、障害者週間啓発事業を実施し、地域の課題の共有や、解決策の協議を行うとともに、障害への理解と啓発に努めます。

障害福祉サービス*事業所と地元の企業、関係者が参集し、情報共有を行い、障害者*雇用の促進を図ります。

障害者を含むすべての人が利用しやすく、心のバリアフリー*に対応できる店舗を増やし、障害者の社会参加の促進と地域住民の障害者理解を深めるため、令和元年度に制定した「やさしいお店登録制度」の普及に努めます。

② 自発的活動支援事業

引き続き各団体が行う障害者団体社会活動事業への補助を実施し、障害者の自立と社会活動への参加を促進するための活動を支援します。

③ 相談支援事業

複数の専門員を南部と北部に設置する相談支援センターに集約して配置し、障害福祉分野の相談窓口として位置づけ、地域に根差した支援を推進します。

地域の専門的な相談支援を行う中核的な機関である、基幹相談支援センター*の設置を目指し、障害種別に関わらない相談、ワンストップ窓口による相談等、相談体制の充実を図ります。

地域の社会資源等の情報収集や提供、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせ利用を促すコーディネート機能が重要となることから、引き続き関係機関と連携し、基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の連携強化を図り、市民やサービス事業者等に対して相談支援事業の普及・啓発を図ります。

地域の身近な相談窓口として、本市が委嘱している心身障害者相談員について広く周知するとともに、相談員の活動を支援します。

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

引き続き成年後見制度活用パンフレット等による制度の周知を図るとともに、制度利用に関わる関係機関と連携し、制度利用が必要な人への利用につながるよう努めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、認知症高齢者等の成年後見利用支援等を行う市の地域包括ケア推進担当課や、日常生活自立支援事業を行う（社福）長野市社会福祉協議会*との連携を図ります。

⑤ 意思疎通支援事業等

長野県及び市の委託機関と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成や派遣を行い、障害者がコミュニケーションにおいて感じる障壁がなくなるよう努めます。

⑥ 日常生活用具給付等事業

障害者及び障害児*のニーズの把握に努めるとともに、生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

福祉用具取扱い機関との連携を図り、日常生活用具の新たな技術開発や改造等の動向について情報を収集し、追加品目の導入を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

引き続き事業継続と研修の周知や啓発に努めるとともに、手話奉仕員養成講座の基礎課程を復習しながら、手話通訳者養成講座の前段となるレベルアップ講座を開講します。

語彙（ボキャブラリ）及び手話表現技術の習得者を養成するため、手話奉仕員養成入門講座と手話奉仕員養成基礎講座を開講します。

⑧ 移動支援事業

障害者*及び障害児*のアンケートにおいて、障害者の7割、障害児の9割弱が、外出時の移動手段として「自家用車」を挙げており、そのうち、「自家用車」が利用できなくなった場合に、移動手段が「ない」と回答した人が5割強に上っていて、本事業を実施する上での課題を把握するとともに、自家用車によらない方法で障害者が円滑に外出できるよう検討します。

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

利用者が障害特性に応じて活動できる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、創作的活動や生産活動の機会の提供や、重度障害のある人の創作活動等日中活動の場の確保を図るとともに、利用者の社会参加の促進を行い、地域生活を支援する体制強化を図ります。

障害福祉サービス*のような支給決定やプラン作成を要さないことから、利用にあたっての制限がない一方、個々の障害の特性に応じた支援となるような体制づくりが必要です。

(8) 地域生活支援事業（任意事業）

① 訪問入浴サービス

重度の障害者や難病*患者で一人での入浴が困難な場合の入浴支援や介護者の入浴介助の負担軽減のため、移動入浴車による居宅での入浴サービスを提供します。

② 在宅障害者タイムケア事業（日中一時支援事業）

障害者等の介護者が一時的に家庭において介護ができない場合、事前に登録してあるタイムケア介護者（団体又は個人）が時間預かりの介護サービスを提供します。

③ 障害児自立サポート事業（日中一時支援事業）

障害児に対し、食事、排せつ等の介護や、自主性、社会性及び創造性が向上する支援をし、安心した日常生活を送れるようサービスの提供をするとともに、保護者の介護にかかる負担軽減を図ります。

■地域生活支援事業（任意事業）の実績と見込量

種類	単位	第5期実績			第6期見込量間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人/年	19	22	22	23	24	25
在宅障害者等タイムケア事業	人/年	595	623	635	648	658	668
障害児自立サポート事業登録者数	人/年	556	557	603	613	622	631

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数（箇所）	
	令和元年度末	令和5年度末
訪問入浴サービス事業	5	5
在宅障害者等タイムケア事業	31	31
障害児自立サポート事業	39	39

【見込量の確保の方策】

① 訪問入浴サービス

必要な人に適切にサービスの提供ができるよう、事業者との連携を図りながら、事業を推進します。

② 在宅障害者タイムケア事業（日中一時支援事業）

適切にサービスが提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

③ 障害児自立サポート事業（日中一時支援事業）

利用ニーズは今後も増加が見込まれますが、介護者である家族に対する支援としての本事業を、必要な人に適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

第4章

その他の事項

本章では、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児*通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項について、施策の方向を示しています。

(1) 障害者等に対する虐待の防止

【施策の方向】

- 虐待により、尊厳を保持しながら安定した生活を送るという権利を損なわれることなく、自分の意思で決定しながら生活できるよう、障害者自身の権利意識を高めるための支援をします。
- 家族等に対する相談支援や交流機会の充実、家族等が抱える課題の解決に向けた支援等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障害者施設等に働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取組や虐待を早期発見・対応するためのしくみの整備を促進します。
- 障害者関係機関との連携を進め、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の強化を図ります。
- 虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。

(2) 意思決定支援の促進

【施策の方向】

- 相談支援専門員*等に対し、事例検討や研修会等の参加等を通じて、資質及び専門性の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障害のある人がサービスを適切に利用することができるよう、相談の際やサービス等利用計画の作成の際に、必要な情報を十分に得られる環境を整え、意思決定の支援を図ります。

(3) 社会参加等の促進

【施策の方向】

- 関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。
- 各種大会やイベント、サークル活動等の情報を周知し、参加促進を図ります。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、障害者スポーツへの関心を高めつつ、スポーツに親しむことができる機会を拡充します。
- 県及び関係団体と連携し、障害者スポーツのアスリート発掘・強化に取り組みます。

(4) 障害を理由とする差別の解消の促進

【施策の方向】

- 施設、職場、家庭等、様々な場面における直接的・間接的差別の禁止に向け、障害に対する偏見や社会的排除、制約等、障害に基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための研修を行います。
- 障害を理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、専門機関との連携強化を図ります。
- 広報・啓発活動等を通して、障害特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活上における様々な場面で合理的配慮の提供を促進します。

(5) 障害福祉サービス*提供事業所における利用者の安全確保

【施策の方向】

- 平常時から、関係機関や近隣住民との情報共有や応援協定の締結等、災害時の利用者の安全確保に向けた取り組みを進めることが出来るよう、支援を行います。
- 施設毎の災害時における避難確保計画について、近隣施設と連携を図りながら災害時に安全な場所に避難が出来るよう、策定や見直しの支援を行います。
- 災害発生時における迅速な判断と適切な対応が行えるよう、様々な災害を想定した訓練の実施について、関係機関と連携を図りながら、支援を行います。

第5章

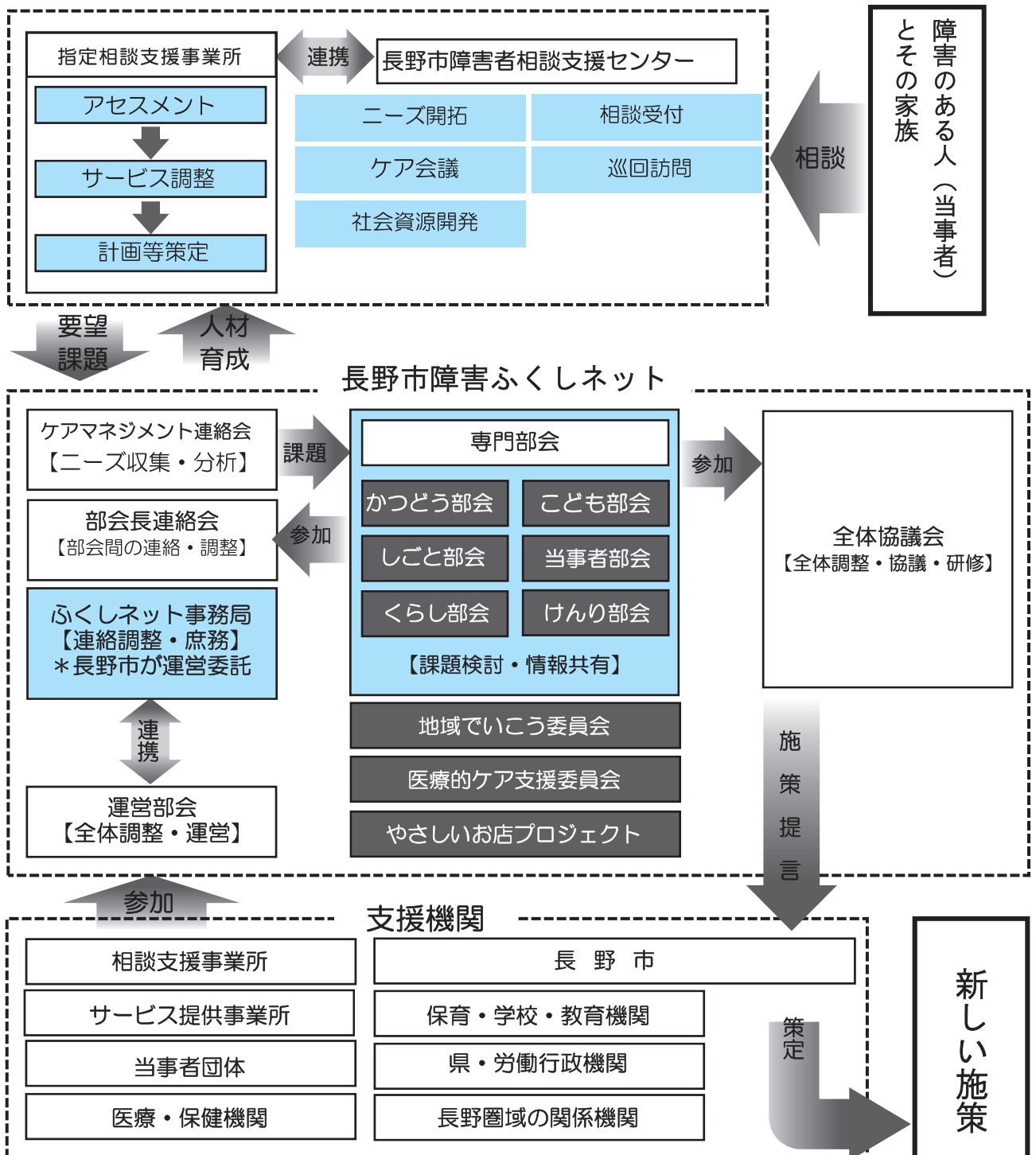
計画の推進

1. 推進体制

(1) 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携

本市の障害者支援の中心的役割を担う「長野市障害ふくしネット（協議会）」と市がより一層、綿密に連携しながら、障害福祉サービス*の質の向上と計画の着実な推進に努めます。

また、多くの障害者及びその家族、関係機関等が参加することにより、誰もが人権を尊重しながら、障害があっても地域で自分らしく暮らせるまちづくりに向け、一緒に取り組んでいく体制の強化を目指します。



(2) 障害福祉サービス*の円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、行政、福祉施設、医療機関、当事者団体、長野市障害ふくしネット（協議会）等関係機関が連携し、サービス・事業内容の一層の周知に努めます。また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町村とともに連携して、提供体制の充実に努めます。

(3) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、障害福祉課が中心となり、保健、医療、福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等、障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

(4) 関係機関との連携

障害福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、ハローワーク*等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

(5) 質の高い事業運営

利用者が必要なサービスを適切に利用できるよう、知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障害者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

多くの事業者が内部研修に加えて、外部機関（県、各種団体等）の研修も継続的に受講し、職員のスキルアップに取り組んでいます。利用者が期待するサービスの質の向上を更に求めていきます。

また、指定障害福祉サービス事業者が、適切かつ円滑に事業運営ができるよう、制度についての周知・啓発に努め、利用者の事情を踏まえたサービスを提供するための指導を行うとともに、事業運営及び新規参入がしやすい環境づくりを推進します。

(6) 市独自の障害者支援策の研究

事業者及び当事者団体からの意見や提案を定期的に把握し、庁内関係部局と長野市障害ふくしネット（協議会）において有効性・効率性・実行性の観点から検討し、優先順位の高い提案から、順次、事業化していくように努めます。

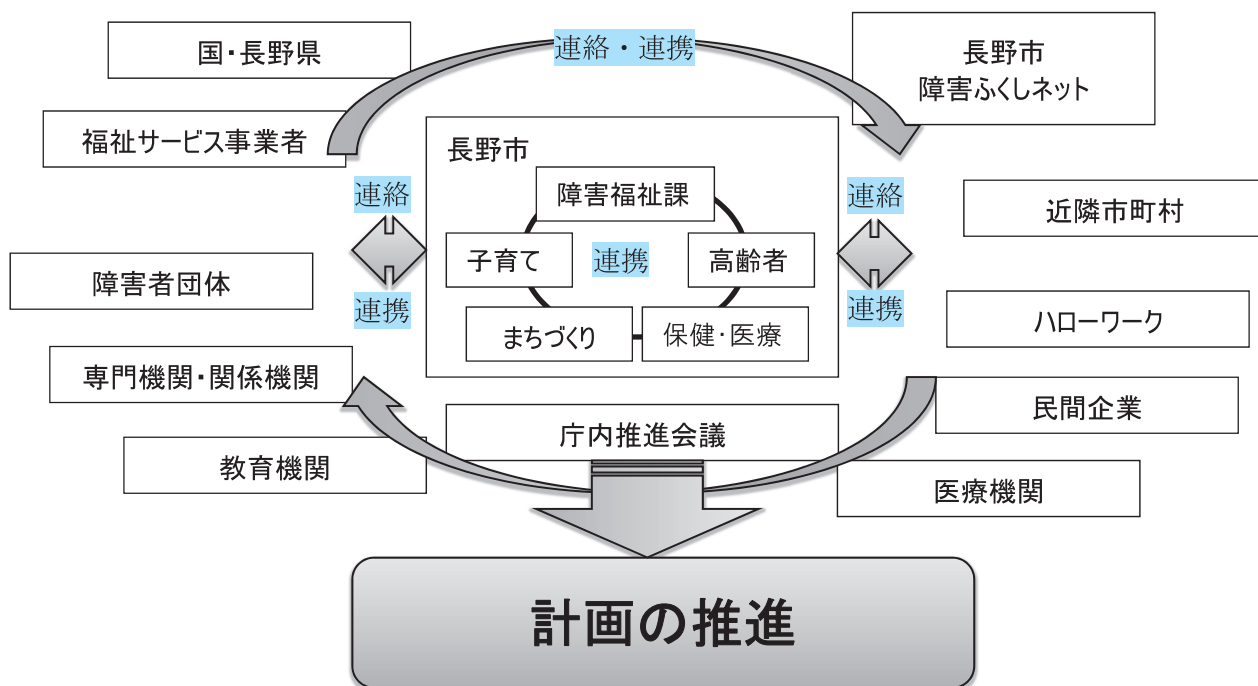
(7) 国や県、近隣市町村との連携

国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、県や近隣市町村との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

(8) 福祉人材の育成推進

適切なサービス提供に資する職員の資質の向上に努めます。

■計画の推進体制イメージ



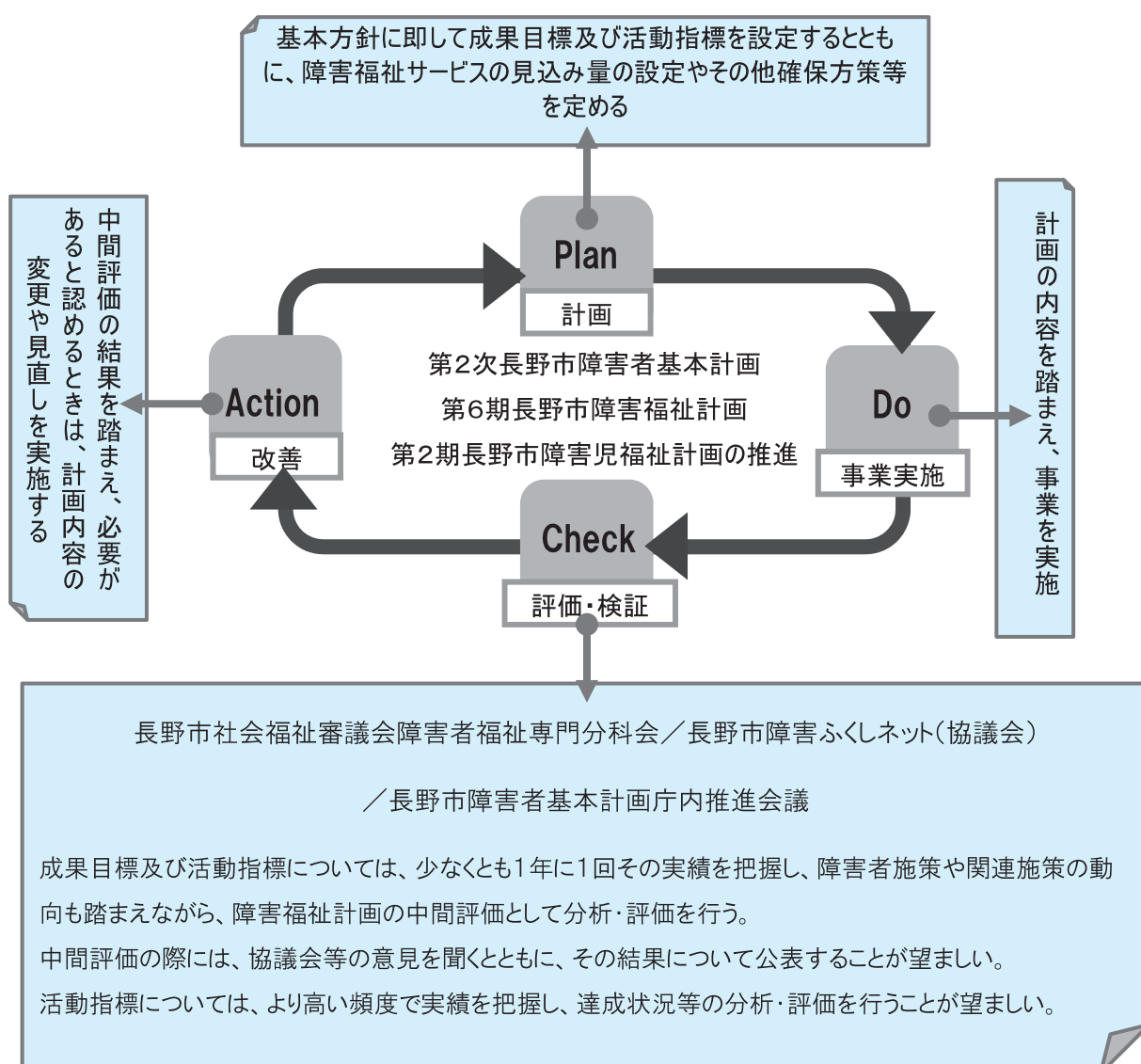
2. 進捗管理

(1) 計画の進捗管理手法について

本計画に基づいた施策を着実に実行していくため、障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標の達成状況、各施策の進捗状況の定期的な確認を行います。その結果を、最新の国の状況や動向も踏まえつつ分析を行い、市民視点、当事者視点、専門的視点から適切な評価を行い、必要な事業の見直し等を行います。（PDCAサイクル）

(2) 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる長野市障害者基本計画庁内推進会議で、定期的な協議を行います。また、庁内以外も長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会や長野市障害ふくしネット（協議会）の意見も聴き、必要なサービス提供体制の構築に努めます。



資料編

1 長野市社会福祉審議会等

(1) 社会福祉審議会条例

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号
改正

平成12年9月29日条例第49号
平成14年3月29日条例第12号
平成17年3月30日条例第10号
平成20年3月28日条例第12号
平成23年12月20日条例第30号
平成25年9月30日条例第31号
平成27年3月27日条例第10号
令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、長野市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項(子ども・子育て支援に関する事項を含む。)及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項(子ども・子育て支援に関する事項を含む。)
- (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
- (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
- (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項

2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止)

- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例(平成10年長野市条例第59号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月29日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月30日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿

平成31年度（令和元年度） 長野市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 名簿

敬称略

	区 分	所属団体・役職等	氏 名	備考
1	市議会議員	長野市議会議員	中 野 清 史	令和元年 10月9日まで
	市議会議員	長野市議会議員	滝 沢 真 一	令和元年 10月10日から
2	学識経験者	更級医師会 会長	飯 島 富士雄	
3	学識経験者	松本大学 教授	小 林 敏 枝	
4	学識経験者	長野障害者職業センター 所長	羽 原 洋 陽	
5	社会福祉関係者	長野市社会福祉協議会 介護サービス課 課長補佐	小 林 恵美子	
6	社会福祉関係者	長野市身体障害者福祉協会 理事長	小 林 和 夫	
7	社会福祉関係者	ながのコロニー 理事長	田 中 幸 廣	
8	社会福祉関係者	長野市手をつなぐ育成会 会長	塚 田 なおみ	
9	社会福祉関係者	長野市民生児童委員協議会 障害者福祉部会長	○西 澤 定 男	
10	社会福祉関係者	長野社会復帰促進会 副会長	美谷島 義 人	
11	社会福祉関係者	長野市肢体不自由児者父母の会	水 内 秀 雄	
12	社会福祉関係者	長野市社会事業協会 理事長	◎横 地 克 己	
13	公募委員		成 竹 精 一	
14	公募委員		花 石 多希子	
15	公募委員		藤 倉 喜 一	

※名簿の順番は、区分ごとの五十音順です。

※◎会長 ○副会長

令和2年度 長野市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 名簿

敬称略

	区 分	所属団体・役職等	氏 名	備考
1	市議会議員	長野市議会議員	滝 沢 真 一	令和2年 9月30日まで
	市議会議員	長野市議会議員	東 方 みゆき	令和2年 10月1日から
2	学識経験者	更級医師会 顧問	飯 島 富士雄	
3	学識経験者	松本大学 教授	小 林 敏 枝	
4	学識経験者	公益社団法人 成年後見センター リーガルサポートながの 支部長	高 野 哲 浩	
5	学識経験者	長野障害者職業センター 所長	綱 川 香代子	
6	社会福祉関係者	長野市肢体不自由児者父母の会 会長	上 平 範 子	
7	社会福祉関係者	長野市民生児童委員協議会 障害者福祉部会長	○大 池 ひろ子	
8	社会福祉関係者	長野市社会福祉協議会 介護サービス課 課長補佐	小 林 恵美子	
9	社会福祉関係者	長野市身体障害者福祉協会 理事長	小 林 和 夫	
10	社会福祉関係者	ながのコロニー 理事長	田 中 幸 廣	
11	社会福祉関係者	長野市手をつなぐ育成会 副会長	丸 山 香 里	
12	社会福祉関係者	NPO 法人 ポプラの会 会長	山 本 悦 夫	
13	社会福祉関係者	長野市社会事業協会 理事長	◎横 地 克 己	
14	公募委員		小 山 多恵子	
15	公募委員		常 盤 かね美	
16	公募委員		堀 内 勇 人	

※名簿の順番は、区分ごとの五十音順です

※◎会長 ○副会長

(3) 長野市障害者基本計画庁内推進会議要綱

長野市障害者基本計画庁内推進会議要綱

(設置)

第1 長野市障害者基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及び推進するに当たり、庁内の関係各課との連携を図りながら基本計画に関する事項について協議し、及び検討するため、長野市障害者基本計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(任務)

第2 推進会議は、基本計画の策定及び推進のため必要な事項について協議し、及び検討する。

(組織)

第3 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は保健福祉部障害福祉課長とし、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員は、別表に掲げる課等の職員のうちから委員長が指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第6 基本計画に関する専門的な研究、協議、調整等を行うため、推進会議に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、基本計画の策定及び推進に係る部局の職員で組織する。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、保健福祉部障害福祉課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

別表（第3関係）

総務部庶務課
総務部職員課
総務部職員研修所
総務部危機管理防災課
企画政策部広報広聴課
地域・市民生活部地域活動支援課
地域・市民生活部市民窓口課
地域・市民生活部人権・男女共同参画課
保健福祉部福祉政策課
保健福祉部生活支援課
保健福祉部高齢者活躍支援課
保健福祉部地域包括ケア推進課
保健福祉部介護保険課
保健福祉部障害福祉課
保健福祉部国民健康保険課
保健福祉部長野市保健所総務課
保健福祉部長野市保健所健康課
こども未来部こども政策課
こども未来部子育て支援課
こども未来部保育・幼稚園課
環境部生活環境課衛生センター
商工観光部商工労働課
商工観光部観光振興課
文化スポーツ振興部文化芸術課
文化スポーツ振興部スポーツ課
農林部農業政策課
建設部監理課
建設部道路課
建設部河川課
建設部維持課
建設部住宅課
建設部建築課
建設部建築指導課
都市整備部都市政策課
都市整備部交通政策課
都市整備部公園緑地課
都市整備部市街地整備局市街地整備課
都市整備部市街地整備局駅周辺整備課
選挙管理委員会事務局
教育委員会事務局総務課
教育委員会事務局学校教育課

教育委員会事務局家庭・地域学びの課
教育委員会事務局文化財課
教育委員会事務局長野図書館
教育委員会事務局博物館
消防局予防課
消防局通信指令課

(4) 開催経過

日時	会議等	協議内容等
令和元年 5月27日	令和元年度第1回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画の策定について ・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について
6月25日	長野市障害ふくしネット 第3回運営委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について
7月2日	令和元年度第1回 長野市障害者基本計画庁内推進会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について ・基本計画等の進捗状況の点検及び評価について ・市民・障害者（児）向けアンケートの実施について ・公共施設等適正管理推進事業債について
7月23日	令和元年度 第2回長野市障害ふくしネット合同会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画について
7月25日	令和元年度第2回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市障害者基本計画等の進捗状況及び評価について ・アンケートの実施について
令和2年 1月15日	令和元年度第2回 長野市障害者基本計画庁内推進会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・障害者（児）向けアンケート結果について ・基本計画等の進捗状況の点検及び評価について ・第2次長野市障害者基本計画骨子案について
1月20日	長野市障害ふくしネット 第6回運営委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市障害者基本計画・障害福祉計画への取り組み
2月3日	令和元年度第3回 長野市社会福祉審議会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について（諮問）
2月3日	令和元年度第3回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市障害者基本計画等の進捗状況及び評価について ・アンケートの集計結果について ・第2次長野市障害者基本計画骨子案について
5月22日	令和2年度長野市障害者基本計画庁内推進会議開催（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について ・長野市障害者基本計画の素案について ・長野市成年後見制度利用促進基本計画の策定について
6月2日	令和2年度第1回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について ・第2次長野市障害者基本計画の素案について ・長野市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

日時	会議等	協議内容等
6月23日	長野市障害ふくしネット 第2回運営委員会開催	・ 障害者基本計画等の策定について
7月8日	長野市障害ふくしネット 第3回運営委員会開催	・ 障害者基本計画等の策定について
8月7日	令和2年度 第1回長野市障害ふくしネット合同会議開催	・ 障害者基本計画等の策定について
8月20日	令和2年度長野市障害者基本計画庁内推進会議幹事会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について ・ 第2次長野市障害者基本計画の素案について ・ 第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の素案について
8月31日	令和2年度第2回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画の素案について ・ 第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の素案について
9月28日	長野市障害ふくしネット 第5回運営委員会開催	・ 障害者基本計画等の策定について
10月12日	令和2年度長野市障害者基本計画庁内推進会議幹事会開催	・ 第2次障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の素案について
10月26日	令和2年度第3回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の素案について
令和3年 1月18日	令和2年度長野市障害者基本計画庁内推進会議幹事会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画（案）のパブリックコメント結果について ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について ・ 障害者差別解消及び合理的配慮について
令和3年 1月22日	令和2年度第4回 長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画（案）のパブリックコメントの結果について
2月1日	長野市社会福祉審議会答申	・ 第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について

2 用語解説

あ 行	
アクセシビリティ	さまざまな製品や情報、サービスを、障害者や高齢者を含む誰もが不自由なく利用できるかどうかの度合いを示す言葉です。また、建物などへの近づき易さ、交通の便を示す場合にも使われます。
インクルーシブ教育	障害の有無にかかわらず子どもたちがともに学ぶ教育のことです。障害児が教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、ひとりひとりの状況に合わせて提供される教育を指します。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念です。
か 行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的として設置する機関です。
ケアプランナー （＝相談支援専門員）	障害福祉サービス等利用計画（ケアプラン）を作成し、利用者に対して適切なサービスの案内やサービス提供事業所等と連絡調整を行うなどして、利用者の希望に合うプランを提案する人のことです。
ケアマネジメント	障害のある人がサービス提供者と調整することが難しかったり、自分自身の意思を伝えられないなどのさまざまな生活上の課題に対して、支援計画を作成し、生活ニーズと社会資源を適切に結びつけてサービスを提供することをいいます。
ケースワーカー	障害のある人が抱える困難な課題や問題の解決を支援する人のことです。（障害福祉課相談支援担当の職員が当たっています。）
権利擁護	人としての権利を守るため、知的障害・精神障害や認知症等のため、自らの権利を表明することが困難な人に代わって、その権利を表明するなどの支援を行うことを指します。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにする活動を指します。
合理的配慮	社会生活を送るさまざまな場面で、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利や利益を侵害することにならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組を指します。
さ 行	
作業療法士	身体又は精神に障害のある人や、それが予測される人に対して、身体機能の回復や残存能力を最大限に活用できるよう、さまざまな作業活動を用いて治療・指導及び援助を行う専門職です。

指定難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたる療養が必要となる難病のうち、国が指定するものを指します。
児童委員	地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるように、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う人を指します。民生委員が兼任している場合があります。
自閉症（自閉症スペクトラム障害（ASD））	中枢神経の障害などに基づく広汎性発達障害の一種です。社会性や対人関係の特異性、コミュニケーションの障害、こだわりと想像力の質的な差異が主な特徴とされています。その他に多動、感覚異常、睡眠異常も症状も現れる場合があります。特徴が重複する部分が多いアスペルガー症候群と合わせて「自閉症スペクトラム障害」と呼ばれます。
社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間組織です。
障害児	満18歳に満たない者のうち、身体に障害のある児童又は知的障害及び精神障害のある児童です。
障害者	身体障害者福祉法にいう身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち、18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者のうち18歳以上である者の総称をいいます。
障害者週間	障害者基本法に定められた、12月3日から12月9日までの一週間です。障害福祉への関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められたものです。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称です。障害者基本法の理念にのっとり、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことで、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とした法律です。
障害者相談支援センター	在宅や地域で生活する障害者やその家族の相談窓口として設置する機関です。
障害福祉サービス	障害者総合支援法の定めるサービスの総称で、介護のサービスである介護給付や、生活能力や仕事のスキルを身につける訓練を提供する訓練等給付、相談支援などのサービスを指します。
情報アクセシビリティ	障害者や高齢者を含む誰もが情報を得られ易いかどうかの度合いを示します。
ジョブコーチ支援	障害者、事業主、障害者の家族に対して、職場適応に関するきめ細かな支援をする公的なサポート制度を指します。

成年後見制度	知的障害や精神障害、認知症等により判断能力が不十分な人を保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度です。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行います。
相談支援専門員	障害福祉サービス等利用計画（ケアプラン）を作成し、利用者に対して適切なサービスの案内やサービス提供事業所等と連絡調整を行うなどして、利用者の希望に合うプランを提案する人を指します。
た 行	
地域福祉計画	地域住民が抱える生活課題に対応する社会福祉サービスの質的・量的整備とその体制の構築を目指し、分野別の計画を包含した地域における総合的な社会福祉計画です。
特別支援学校（学級）	障害者等が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校（学級）です。
特別支援教育	障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支持するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。
トライアル雇用制度	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度です。
な 行	
難病	難病対策要綱において定義されている、「原因不明、治療方針が未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病」、「経過が慢性的で、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患」を指します。
は 行	
発達障害（者・児）	生まれつき脳の一部の機能に障害があり、発生する症状です。主に、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害、チック障害等が含まれます。個人差がとても大きいという点も特徴の一つです。
バリアフリー	社会生活上の障害が除去された状態です。例えば、身体障害者においては段差解消や点字ブロックの敷設等がなされた状態をいいます。
ハローワーク	職業安定法に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために国が設置した機関です。

ピア・カウンセリング	障害について誰より良く知っているのは、障害のあるその人自身であり、「障害については障害のある人こそが専門家」という考えのもとに、障害のある人が障害のある人の相談にあたることを指します。また、ピア・カウンセリングは、障害のある人が自己信頼を回復し、他者との良好な関係を築き、地域で高い質の生活を送るために必要と考えられています。
ピアサポート	同じような立場の者が互いに助け合うことを意味します。また、ピアサポートを行う者をピアサポーターといいます。
避難行動要支援者	一定程度の等級の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人等のうち、災害時や災害発生のおそれがある場合に、避難することに支障のある在宅の方を指します。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められているもので、民間企業、国、地方公共団体がそれぞれ、相当する数以上の雇用をしなければならないとされている障害者の割合を指します。
ら 行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階を意味します。
理学療法士	身体に障害のある者に対し、運動療法・物理療法などの手段を用いて動作能力の回復や疼痛の改善を図る治療を行う専門職です。
リハビリテーション	障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練を指します。医学的、社会的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられます。
療育手帳	療育手帳制度に基づいて児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された人に対して交付される手帳です。

表紙絵の説明

表紙

題名「はじまりの花火」

作者 水内荘ものづくり班（水内荘）

折り紙をちぎる人、貼る人、火花の色を塗る人、それを貼る人…。

できる工程をできる人が行い、みんなで花火を完成させました。

じっと見ていると、何か動き出しそうな、何かが生まれてきそうな気がします。

生命力あふれる作品になりました。

表紙裏上部左

題名「スバル 360」

作者 島田 淳さん（あおぞら日中活動支援センター）

大好きな車の絵を描きました。車の絵を描くことが好きなので、難しい部分はありませんでした。

この絵は、あおぞら日中活動支援センターの送迎をしている職員さんがスバル 360 を運転しているところです。

表紙裏上部右

題名「無題」

作者 宇野女 靖英さん（長野市ひかり学園）

時々笑い声を出しながら、手を止めることなく描きました。

表紙裏下部中央

題名「林道を走る SL 達」

作者 上條 翼さん（デイセンターYUI）

本人は絵を描くのが上手く、写真などを見ることなく頭にある記憶で描いています。

第2次長野市障害者基本計画

第6期長野市障害福祉計画

第2期長野市障害児福祉計画

発行：長野市 令和3年4月

編集：長野市保健福祉部障害福祉課

TEL 026-224-5030

FAX 026-224-5093

住所 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

ホームページ <https://www.city.nagano.nagano.jp>



ながのご縁を
信都・長野市

幸せ実感都市『ながの』